

令和3年 9月 7日開会  
令和3年 9月17日閉会  
(定例第6回)

# 田布施町議会会議録

田布施町議会事務局

# 目 次

第1号（9月7日）

告 示	1
応招議員	1
議事日程	2
本日の会議に付した事件	3
出席議員	4
欠席議員	4
事務局出席職員職氏名	4
説明のため出席した者の職氏名	4
開 会	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
一般質問	6
7番 西本 篤史議員	6
11番 神田 栄治議員	13
3番 河内 賀寿議員	19
9番 國本 悦郎議員	23
4番 伊村 涉議員	30
10番 高月 義夫議員	33
8番 瀬石 公夫議員	40
2番 内山 昌晃議員	47
5番 落合 祥二議員	55
1番 南 一成議員	61
議案第38号	68
議案第39号	68
議案第40号	68
議案第41号	68
議案第42号	68
議案第43号	68
議案第44号	68
議案第45号	68
議案第46号	68
議案第47号	68
議案第48号	68
陳情第2号	72
散 会	72
署 名	73

第2号（9月17日）

議事日程	74
本日の会議に付した事件	75
出席議員	76
欠席議員	76
事務局出席職員職氏名	76
説明のため出席した者の職氏名	77
開 会	77
会議録署名議員の指名	77
議案第38号	77
議案第39号	77
議案第40号	77
議案第41号	77
議案第42号	77
議案第43号	77
議案第44号	77
議案第45号	77
議案第46号	77
議案第47号	77
議案第48号	77
陳情第2号	77
議案第49号	78
議案第50号	79
議案第51号	79
議員提出議案第2号	79
議員提出議案第3号	79
閉会中の継続調査について（特定事件）	80
議員派遣について	80
閉 会	81
署 名	82

田布施町告示第48号

令和3年第6回田布施町議会定例会を地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、次のとおり招集する。

令和3年8月26日

田布施町長 東 浩 二

- 1 期 日 令和3年9月7日  
2 場 所 田布施町議会議事堂
- 

○開会日に応招した議員

南 一成議員	内山 昌晃議員
河内 賀寿議員	伊村 涉議員
落合 祥二議員	谷村 善彦議員
西本 篤史議員	瀬石 公夫議員
國本 悦郎議員	高月 義夫議員
神田 栄治議員	松田規久夫議員

---

○9月17日に応招した議員

なし

---

○応招しなかった議員

なし

---

議事日程(第1号)

令和3年9月7日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告  
決算審査及び例月出納検査の報告  
報告第5号  
令和2年度基金運用状況の報告について  
報告第6号  
令和2年度決算に係る健全化判断比率の報告について  
報告第7号  
令和2年度決算に係る公営企業の資金不足比率の報告について
- 日程第4 一般質問
- 日程第5 議案第38号  
令和2年度田布施町歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 議案第39号  
令和3年度田布施町一般会計補正予算(第4号)議定について
- 日程第7 議案第40号  
令和3年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)議定について
- 日程第8 議案第41号  
令和3年度田布施町下水道事業特別会計補正予算(第1号)議定について
- 日程第9 議案第42号  
令和3年度田布施町介護保険特別会計補正予算(第2号)議定について
- 日程第10 議案第43号  
字の区域の変更について(国営南周防土地改良事業「中西換地区」)
- 日程第11 議案第44号  
田布施町防災会議条例の一部改正について
- 日程第12 議案第45号  
長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部改正について
- 日程第13 議案第46号  
田布施町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第14 議案第47号  
田布施町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

- 日程第 1 5 議案第 4 8 号  
田布施町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第 1 6 陳情第 2 号  
コロナ禍による厳しい地方財政に対処し地方税財源の充実を求める意見書について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告  
決算審査及び例月出納検査の報告  
報告第 5 号  
令和 2 年度基金運用状況の報告について  
報告第 6 号  
令和 2 年度決算に係る健全化判断比率の報告について  
報告第 7 号  
令和 2 年度決算に係る公営企業の資金不足比率の報告について
- 日程第 4 一 般 質 問
- 日程第 5 議案第 3 8 号  
令和 2 年度田布施町歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 議案第 3 9 号  
令和 3 年度田布施町一般会計補正予算（第 4 号）議定について
- 日程第 7 議案第 4 0 号  
令和 3 年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）議定について
- 日程第 8 議案第 4 1 号  
令和 3 年度田布施町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）議定について
- 日程第 9 議案第 4 2 号  
令和 3 年度田布施町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）議定について
- 日程第 1 0 議案第 4 3 号  
字の区域の変更について（国営南周防土地改良事業「中西換地区」）
- 日程第 1 1 議案第 4 4 号  
田布施町防災会議条例の一部改正について
- 日程第 1 2 議案第 4 5 号  
長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部改正について
- 日程第 1 3 議案第 4 6 号  
田布施町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 1 4 議案第 4 7 号  
田布施町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 1 5 議案第 4 8 号  
田布施町国民健康保険条例の一部改正について

日程第16 陳情第2号

コロナ禍による厳しい地方財政に対処し地方税財源の充実を求める意見書について

---

出席議員（12名）

1番	南	一成議員	2番	内山	昌晃議員
3番	河内	賀寿議員	4番	伊村	渉議員
5番	落合	祥二議員	6番	谷村	善彦議員
7番	西本	篤史議員	8番	瀬石	公夫議員
9番	國本	悦郎議員	10番	高月	義夫議員
11番	神田	栄治議員	12番	松田規久夫議員	

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

事務局長	森本	充君	書記	福本	俊明君
			書記	有吉	純一君

---

説明のため出席した者の職氏名

町 長	東	浩二君	副 町 長	川添	俊樹君
教 育 長	鳥枝	浩二君	総 務 課 長	山田	浩君
企画財政課長	森	清君	税 務 課 長	藤本	直樹君
経 済 課 長	山中	浩徳君	建 設 課 長	田中	和彦君
町民福祉課長	坂本	哲夫君	健康保険課長	吉村	明夫君
会 計 室 長	江良	和美君	学校教育課長	長合	保典君
社会教育課長	増原	慎一君	町民福祉課主幹	林	照美君
社会教育課主幹	氏下	孝二君	代表監査委員	常見	京平君

---

午前9時00分開会

(ベル)

○議長（松田規久夫議員） ただいまから令和3年第6回田布施町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日は、コロナウイルス感染防止のため、50分に1回10分間の休憩、換気を行いたいと思います。議事の進行上、多少休憩、換気をする時間が前後するかと思います。御理解のほどよろしくお願い致します。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

---

### 日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（松田規久夫議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、伊村渉議員、落合祥二議員を指名します。

---

### 日程第2. 会期の決定

○議長（松田規久夫議員） 日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月17日までの11日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田規久夫議員） 異議なしと認めます。したがって、会期は9月17日までの11日間に決定しました。

---

### 日程第3. 諸般の報告

○議長（松田規久夫議員） 日程第3、諸般の報告を行います。

本日は、決算審査及び例月出納検査の結果報告のため、常見代表監査委員に出席を求めています。決算審査及び例月出納検査の報告を求めます。常見代表監査委員。

○代表監査委員（常見 京平君） 瀬石監査委員と私の2名で実施いたしました決算審査と例月出納検査の結果について、御報告申し上げます。

決算審査は、7月28日から30日、8月3日、4日及び11日に行いました。

その結果は、事前に配付しております意見書のとおりであります。

次に、例月出納検査でございますが、令和3年6月、7月及び8月末における一般会計、特別会計、歳入歳出外現金、一時借入金及び基金の状況は、お手元に配付しております報告書のとおりであります。

歳計実績表、収入書、支出命令書、預金通帳などについて検査いたしました結果、現金出納事務は適正に行われ、正確であると認めましたので御報告申し上げます。

以上であります。

○議長（松田規久夫議員） 次に、報告第5号令和2年度基金運用状況の報告についてから、報告第7号令和2年度決算に係る公営企業の資金不足比率の報告についてまで、3件について報告を求めます。東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、3件の報告事項について、その概要を御説明申し上げます。

まず、報告第5号は、令和2年度基金運用状況についてでございます。

これは、特定目的のための定額資金運用基金である奨学基金及び土地開発基金の運用等について、監査委員の審査を受け、地方自治法第241条第5項の規定により、その意見をつけて状況を報告す



るものでございます。

奨学基金は、基金の貸付け・償還状況に係るものであり、詳細はお手元に配付した令和2年度基金運用状況報告の田布施町奨学基金のとおりで、令和3年3月末における貸付者はございません。

土地開発基金につきましては、基金による土地の取得に伴う土地と現金収支の状況でございます。令和2年度の変動は、地域交流館前の町道中央南1号線の道路改良事業に伴うもので、先行取得しておりました用地の買い戻しを行ったものでございます。

次に、報告第6号の令和2年度決算に係る健全化判断比率について、御説明を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき算定した財政指標につきましては、監査委員による審査と議会への報告が義務づけられており、監査委員の意見をつけて報告するものでございます。

まず、実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、本町の会計のうち赤字または資金不足となる会計がないことから、昨年度に引き続き、赤字比率は生じておりません。

実質公債費比率は11.1%で、令和元年度決算数値の11.8%に比べ0.7ポイント減少いたしております。

また、町債残高のほか上水道事業や消防等の一部事務組合に係る負債、債務負担行為の残高等を含めて、総合的に算定した将来の負担比率は47.0%で、これにつきましても、令和元年度決算の53.4%に比べ6.4ポイント減少いたしております。

次に、報告第7号の令和2年度決算に係る公営企業の資金不足比率につきましては、下水道事業が対象となりますが、決算で黒字となっておりますことから、資金不足の比率は生じておりません。

以上により、今回の算定では、財政健全化法に規定される早期健全化基準や財政再生基準となる比率をいずれも下回ることでございます。

なお、比率の算定結果につきましては、近日中に町の広報やホームページ等でお知らせをしたいと考えております。

以上で、報告を終わります。

○議長（松田規久夫議員） 地方自治法第121条の規定により、本定例会における議案等の説明のため出席を求めた者及び委任を受けた者の職、氏名は、お手元に配付の文書のとおりです。

以上で、諸般の報告を終わります。

#### 日程第4. 一般質問

○議長（松田規久夫議員） 日程第4、一般質問を行います。

順番に発言を許します。西本篤史議員。

○議員（7番 西本 篤史議員） おはようございます。トップバッターということで、よろしくお願いいたします。

今回、2問質問いたします。最初、1問目は予算案について、また2問目についてはコミュニティースクールについてお尋ねします。

最初の質問事項、予算案について、答弁者東町長お願いいたします。

先ほども決算報告ということで、町長のほうからいろいろ財政の件についてお答えがございましたけども、今度は3月に向けて予算案が始まります。これについて、いろいろ質問いたします。

町は財政健全化に取り組み、町債残高は減少、積立基金残高は増加、実質公債費比率11.8%は改善方向で推移しております。

県内の19市町の5年間の実質公債費比率を見ますと、田布施町はいつも下から2番目、3番目を推移しております。せめて中位ぐらい、もっともっと財政化をよくしてはどうかという質問でございます。

次に、ポストコロナ時代の新たな日常を見据えた取り組みを求められていますけども、総合計画実施計画を基にした令和3年度の収支見込みは1億5,000万円の財源不足であり、行政、学校のデ

デジタル化により委託費、維持管理費の増加も考えられます。財源不足が増えるのではないのでしょうか。

次に、当初予算見積概要を見ますと、総合計画実施計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略などが基になっております。これは、計画どおりにできるのでしょうか。

今年度は、維持修繕費、施設管理費、一般事業費などがマイナス5%シーリング対象となりました。これについて成果はあったのか、また、来年度もするのでしょうか。

次に、町独自の魅力的取り組みとはどういったものなのでしょうか。

三重県では、県民参加型予算、みんなつく予算というものがあるそうです。町も、町民が事業提案し、投票する町民参加型予算を実施してみてもどうでしょうか。

以上、質問いたします。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えをいたします。

1点目の実質公債費比率についての御質問ですが、本町の公債費は、町債の償還が順調に進んでいることや、地方財政措置のない新規の起債発行を抑制してきたことなどにより、実質公債費比率は年々改善しておりますが、令和元年度決算で県内との比較で見れば、まだ高い水準にあると考えております。ただ、町債の償還は中長期的に行うものであり、短期的に数値が改善が見込めるものではございません。

しかし、一例ではございますが、平成30年度に庁舎の建て替えではなく、耐震改修するなど建設事業費の抑制等、年々行っております。そのため、起債の発行を抑制でき、将来の債務負担を表す将来負担比率は、令和元年度決算では比率の高いほうから数えて県内19市町で7番目と、大きく改善をいたしております。この将来的な債務負担の軽減は、今後の実質公債費比率の改善を意味するものでもあります。

いずれにしましても、今後の起債発行の抑制、自主財源の確保に取り組み、健全財政の維持に努めてまいります。

2点目は、行政、学校デジタル化等に伴う財源不足についての御質問ですが、総合計画実施計画を基にいたしました令和3年度の収支見込みでは、当初1億5,000万円程度の収支不足を見込んでおりましたが、予算要求基準にマイナスシーリングを設けるなど事業費を抑制したこと、そして地方交付税の地域デジタル社会推進費の創設などもあり、幸いなことに、令和3年度9月補正時点でも、基金を使うことなく予算編成ができております。

今後の行政等のデジタル化等に伴う経費については、国の財政措置等の動向を見ながら、財源不足が生じないように、今後とも適切に対応してまいりたいと考えております。

3点目は、当初予算での総合計画実施計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略の執行についての御質問ですが、令和3年度については補助事業の建設事業について、国において採択される見込みのないものについて一部予算化を見送ったものもありますが、おおむね計画に沿って予算化をいたしております。

なお、令和4年度以降の計画については、今後、国・県の動向を注視し、毎年の総合計画実施計画のヒアリング状況等を見て判断していきたいと思っております。

また、今後5年間の第6次総合計画や第2期総合戦略の取り組むべき主要施策についても、具現化できるよう一所懸命努めてまいります。

4点目は、マイナスシーリングの成果等についての御質問でございますが、令和3年度の予算要求基準に5%シーリングを設けたことで、各課が経常経費等について改めて徹底した見直しを行った予算要求書となり、財政基金の取崩しを行うことなく、予算を組むことができました。また、職員のコスト意識の向上という意味でも、大きな成果があったものと考えております。

こうした取り組みは継続性が求められますので、基本的には昨年の成果をベースにしたいと考えています。

5点目は、町独自の魅力的な取り組みについての御質問ですが、令和3年度は新型コロナの影響で財源不足が当初予測される中、積極的な予算を組むことがなかなか難しい状況でございましたが、その中でも新婚生活応援事業や、子ども医療費助成の中学校3年生までの拡充など、限られた財源を有効に使うことで特色のある予算化といたしました。

今後、本町が持つ資源を活用して、特色のある取り組みをし、活力を醸成する事業の掘り起こしができればと考えております。

6点目は、町民参加型予算についての御質問です。これは、数ある事業計画のうち、住民による投票を参考に予算化を決定するといった、住民参加型予算の一つでございますが、予算要求や予算編成の方法にはいろいろな手法がございます。私としては、現在の町の財政状況を考えますと、これまでどおり議会を中心に各地域との連携を図りながら、限られた財源を有効的に生かしていく本町にあった予算編成方針で、今後とも町行政の推進を図ってまいりたいと考えております。

最後に、予算編成で私が思いますことは、過去にはリーマンショックや国の三位一体改革の影響により町の財政状況が急激に悪化し、平成17年度には緊急財政再生プランを発動して、事業の中止・削減、補助金のカット、また、人件費については、退職者の不補充や職員の給与カットまで行った時代もございました。

こうした、コロナ禍で先行きが見通せない状況でもありますので、財政の健全化の意思を持ち、経営的な感覚による選択と集中による観点を持って取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（松田規久夫議員） 西本議員。

○議員（7番 西本 篤史議員） どうもありがとうございました。

今の将来負担比率、これあまり新聞等で目立たないんですけども、今回19市町で7番目ということなんですけども、これは以前は大体何番目でした。

○議長（松田規久夫議員） 森企画課長。

○企画財政課長（森 清君） 将来負担比率については、21年度にたしか比率が新たにつくられたものと承知しておりますけど、当時は下のほうからワースト4位、5位ぐらいであったと思います。現在では、田布施町においては7番目というふうな状況になっております。

○議長（松田規久夫議員） 西本議員。

○議員（7番 西本 篤史議員） かなり財政のほうで、皆さんの御努力によりましてかなり改善しております。

予算に当たっては、各課の執行部の皆さんかなり苦勞されておるとは思いますけども、いろんな取り組みですよね。今度中央防災センターですか、それができたり、各町内の公民館とか老朽化します。これの建て替えとか、補修とか、そういったことも考えられます。

それを踏まえて、今後の取り組みやってもらいたいんですけども、先ほど5番目の質問で特色ある取り組みということで、今、中学校3年生まで医療費無料化行っておるんですけども、何年前ですかね、岡山県ちょっと視察行きましたら、高校3年生まで医療費無料というところがございました。3年生まであれば結構財政負担になるんじゃないですかと質問いたしましたら、高校になったら子供はあんまり病気がないから大丈夫ですというような答えが返ってきました。田布施町も、高校3年生ぐらいまで医療費無料化どうでしょうかね。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 財政というのは、今、数値の改善も申し上げましたが、やはり改善してまいりましたのも、寺田町長の頃から16年、20年近く取り組んできた結果が少しずつ表れるということで、一挙に改善するものではございません。新聞等で、下から2番目とか言われますが、その比較基準が県内で同一というのが非常に難しいんですけども、やはり将来的な負担比率とか、いろんな数値が出ておりますので、そういった数値にできるだけ全国的に見てこの辺にあればという数字を探って、財政の取り組んでいきたいと思っております。

最初申されましたが、財政についてはプライマリーバランスと申しまして、借りるのと返すの、だから、これが反対になると借金が増えてくるわけですから、プライマリーバランスを取っていくというのが、寺田さん、長信さんの頃から私も知っておりますが、いろいろやりたいんじゃないけど、やっぱり年々それを一つの基準としてやっていこうよということで、長い間やってこられた結果が少しずつ出てきているということでございますので、今後ともプライマリーバランスというものを一つの基準としてやっていきたいと思っております。

確かに、年度的にはいろんな大きな事業等がぼっと入ってまいりますと、なかなかそういうふうにはいきませんが、やはり全体の事業の中で調節をして、あくまでも原則を守っていくということにしたいと思っております。

そういう中で、医療費の問題でございますが、私が町長になりましたから随分子供の医療費手をつけてまいりました。それは、選挙の公約としてやってまいりました。そういうことで、お約束はしてまいったわけでございます。議員おっしゃいますように、やはり高校生になれば医療費が少ないというのは、もう数値として出ているわけでございます。人数も減ってまいりますので、取り組んでいかなきゃいけないという問題ではございますが、少しずつやらさせていただいておりますので、なかなかやりますと戻すというわけにはいきませんので、本当に町民の方々の思いは痛いほど分かるわけでございますが、財政を扱っております関係上、確認をしながら少しずつということとさせていただきますので、あとまた、将来に向けての検討はさせていきたいというふうについていつも思っております。

○議長（松田規久夫議員） 西本議員。

○議員（7番 西本 篤史議員） なかなか、財政難の中で取り組むというのは難しいと思っております。

なぜ財政が苦しいかといったら、収入ですよ、税収入とか、いろんな収入。この辺を増やせば、財政は豊かになるような気がいたしますけども。

収入を増やす方法、いろいろございますけども、今、ふるさと納税かなり増えております。こういった取り組みも、皆さんの御努力によりまして増えておりますし、また、ポートレース場オラレ、これの収入も入っております。これも本当ありがたいことで、田布施の収入ということでいろいろ活用されております。

ほかにも、収入する方法が何かあると思っておりますが、何か名案ございますか。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 名案があれば、すぐにでもやっております。間違いなく、その日のうちにやっております。

なかなか難しい問題でございますが、本町の場合、やはり隣の平生町と同じでございますが、これぐらいの財政規模が一番国とかの地方財政対策から見れば、非常に運営がしにくいという規模——税収がないわけじゃないんじゃないけど、そんなに大してない。企業がないわけじゃないけど、そんなにそれに頼るだけのですね、まあ例えば和木町とかいうように、そういった方針はできない。そういう中途半端な状態で、特に一番思いますのは、過疎債とかいうものがない。

ですから、こういう言い方をしたら悪いですけども、山の中であんまり人数がいらっしやらないところで本当にすばらしい庁舎が建っておったり、いろんな事業をやられておったりするんですが、それがやっぱり過疎債とか、いろんな国の財政支援の手が届くエリアのところはそういう財源をお持ちでありますので、例えば米軍とか、いろんな特定の財源をお持ちのところもございまして、本町はそういったものが全くございませんので、やはり少しずつ、少しずつということとやるしかございませぬし、今、遊休の町有地とか不要の公共財産もございまして、もう一回その辺の洗い出しをしながら、民間活力を含めた形、財政だけで土地を売ったけどうかちゅう話だと、その年だけの話でございませぬで、そういう公共施設を民間に払い下げるなり、一緒に有効利用する中で、長期的な財政収入が得られるようにということは考えていきたいと思っております。

○議長（松田規久夫議員） 西本議員。

○議員（7番 西本 篤史議員） 今の遊休地、またお話にございましたが、隣の柳井市、今、企業が日鉄ドラムですか、あれとトクヤマ、これが企業に入ってきて、これからでしょうけども、かなり活性化すると思います。

田布施町内も、結構遊休地といいますか、企業を誘致できるような土地があると思うんですけども、その誘致とか、その辺のトップセールス、町長がいろんなところ行ってどうですかというような、名案と思うんですがいかがですか。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 町内の工業団地は、ほとんどもう売れておると申しましょうか、用途が決まっておりますので、もう、あえてその企業さんに売り込みをするような、柳井市さんのようにあれだけの土地が空いていると、それも住宅地から離れた。工場というのは、いきなり住宅地の真ん中に化学工場とかプラントを持ってくるわけにいきませんので、都市計画等を計画しながらとなります。

本町の場合、どうしても準工業とか工業を海岸沿いにやっておりますが、なかなかもう面積が少ないというのが状況でございますので、それについてはいろんな話が、小さな話しかございませんが、そういったものも拾っていききたいなということで、今、やっている状況であります。

○議長（松田規久夫議員） 西本議員。

○議員（7番 西本 篤史議員） 機会があれば、その辺もうちょっと誘致のほうお願いしたいと思います。

三重県のみんつく予算という、ちょっと話をしたんですけども、これは田布施町に例えますと、町民の方に予算アンケートを取ったり、いろんな面で一緒に参加してもらおうという方法なんですけども、全ての事業にすればかなりの数がありますので、ここの三重県の場合は事業を絞って県内の29事業、これに対してアンケートとか投票とかする制度なんですけども、投票期間も12月の7日から年開けて1月6日までと期間限定で募集するという方法を取っておられます。

各課も予算をつくるに当たって、限られた予算の中でこういった事業何するかというのは、本当苦心されておると思います。その中で、町民の方からいろんな御意見があれば、それも踏まえて参考にするという方法はいかがでしょうか。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） そういった住民の方の御意見なりというのは、今までも十分聞ける中でやっております。

しかし今、予算査定ずっと私も関わっておりますが、なかなか、例えば各課から上がってきた10の事業、それも全部予算化できるという状況にはございません。そのうちの8つか7つぐらい、優先順位をつけて効果があるものから拾い上げてということでやっておりますので、ですから、ある程度自由に使える財源枠を設けないと、当面皆さん方から要求されている民生なり福祉なり環境なり建設なり、全部予算要求できてないという状況にもございますので、そういう枠を設けられるというようなところまでいけば、そうかも分かりませんが、ちょっと今のところそういった予算要求の段階から何を落とそうかというような状況で組んでおりますので、非常に難しいかなというふうに思います。

ですから、各課が上げてくる中に、そういった地域の方々の御意見に基づいて上がってくると。それをヒアリングして、予算に通すか、待ってもらおうかということを決めております。

それと、もう一点は議会との関係もございます。予算というのは、町のほうでしっかり責任を持って策定して、議会のほうにお諮りをして審議していただいて、議会のほうに最終決定をしていただくということでございますので、あえてその前段としてそういう投票で決めるというようなものが、ある程度分野を絞った形で、優先枠のような形で決められれば、議会との話の中で可能かとは思いますが、現状そのままそれをしますと、どこかの枠を落とすか、さっき言ったような借金するかというようなことにもなってしまうので、現在のところは少し厳しいかなという気持ちを持っております。

○議長（松田規久夫議員） 西本議員。

○議員（7番 西本 篤史議員） なかなか住民の方も参加されればいいんですけども、議会のほうとしては政策提案してそれを予算に盛り込んでもらおうと、こういう方法はよろしいですか。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） こういった一般質問とか、議会のほうのいろんな請願、陳情をお受けしたら、必ず実施をいたしておりますし、その辺は議会と執行部の関係、信用性と申しましょか、議会で請願を採択されれば、ほとんど実施していると思いますから、そういう議会の機能として住民の方々の意見を酌み取って、執行部のほうにこういう事業をどうじゃろうかということで、通常はそういう形になってると思いますし、それが本来の今の法制度下の正常な予算要求じゃないかなというふうに思います。

○議長（松田規久夫議員） 西本議員。

○議員（7番 西本 篤史議員） よろしく願いいたします。

続きまして、コミュニティ・スクールについて御質問いたします。

答弁者、鳥枝教育長よろしくお願ひします。

御存じのように、田布施町は教育の町として名高いんでございます。先日、町のコミュニティ・スクール委員会と地域教育ネット委員会の合同研修会が行われました。趣旨は、地域ぐるみで目標を共有するとともに、連携・協働して効果的に教育活動を推進するための組織づくりを学ぶとありました。

コミュニティ・スクールは、学校・家庭・地域の連携が基本であり、今までは地域から学校へ出向いておりました。今回の事例では、田布施農工の生徒の皆さんでつくる農工ブランド、総合支援学校のコミスク農園、はぐくみカフェ、また、萩高校校長の学校を核とした地域づくりと、地域に向けた発信力と行動力には大変驚かされました。全てにおいて、学校から地域に向けての発信をしているのを感じておりました。思いを形にする、そんな取り組みでございました。

今後の町の小中一貫、今、田布施学園構想9年間ございますけども、これの学校・地域連携カリキュラムを行うと思うんですけども、具体的には何をするのか、その辺を御質問いたします。

○議長（松田規久夫議員） 鳥枝教育長。

○教育長（鳥枝 浩二君） コミュニティ・スクールに関する御質問にお答えいたします。

今日、社会が急激に変化する中であって、これからの学校と地域の在り方が問われておまして、人づくりと地域づくりの好循環の創出を目指して、学校と家庭、地域住民等が連携・協働し、郷土への誇りや愛着を育むとともに、子供の豊かな学びや育ちを実現していくという地域連携教育、これを充実させていくことが強く求められているところでございます。

このため、教育委員会では、地域全体で子供の学びや育ちを支えるとともに、次の時代を担う子供たちにどのような生きる力を育むかという目標や姿を共有し、学校と地域が協働して取り組む必要があると考えております。

現在、教育委員会では、地域で子供を見守り育てる仕組みの一つとして、田布施学園構想を掲げ、小中一貫した教育を推し進めるとともに、コミュニティ・スクールや地域協育ネットの仕組みを生かした教育活動を展開しているところでございます。

今後さらに、校種間においては、小中学校の連携にとどまらず、町内の幼稚園や保育園、高等学校や総合支援学校ともつながり、地域とともにある学校と、学校を核にした地域づくりの一体的な実現を目指した取り組みを推し進めてまいりたいと考えているところであります。

議員からお示しのありました、7月開催のコミュニティ・スクール・地域協育ネット合同委員会において、参加された委員の方々に「田布施町の子供たちに求める未来の姿」についてのアンケートを実施させていただきました。その結果、最も多かったのは、「主体性や行動力を発揮できる人」、次いで「優しさと思いやりのある人」、「地域の発展に尽くす人」、「地域とのつながりを大切にする人」と続いておりました。こうした、たぶせっ子の将来の姿を見える化するとともに、さらに具体的

な方法や手だてを検討しながら、地域連携教育の充実に努めてまいります。

また、お尋ねのありました学校・地域連携カリキュラム、これは各小中学校において社会に開かれた教育課程の実現に向けて、育てたい子供の姿の実現や学校・地域の課題の解明に資するため、コミュニティ・スクールの仕組みを生かし、地域の人・物等の支援や資源を活用しながら、地域ぐるみで実現しようとする活動や内容を系統的、体系的に示した教育計画であります。

今後も、各学校や地域独自の特色のある取り組みも大切にしながら、田布施町全体で魅力ある教育活動を創造してまいりたいと考えております。

○議長（松田規久夫議員） 西本議員。

○議員（7番 西本 篤史議員） どうもありがとうございました。

学校・地域連携カリキュラム、町内には中学校、あと小学校が4校ございます。また、城南、東田布施、西田布施、麻郷、各地域においては、いろんな伝統とか文化、当然違うと思うんですよ。その辺について、各学校のカリキュラムつくるに当たって、今、学校運営協議会ございますけども、その方と一緒にそういったカリキュラムをつくるんでしょうか、それとも学校独自がつくっていくのでしょうか、その辺お願いいたします。

○議長（松田規久夫議員） 鳥枝教育長。

○教育長（鳥枝 浩二君） 今のお尋ねなんですけれども、それぞれの小学校区にはそれぞれの文化とか伝統とか、そういうものがあります。それも大切にしながら、町全体でも一貫した方向性が見える取り組みがこれから求められるだろうと思います。

その中で、各学校がつくるカリキュラム、いわゆる教育計画でございますが、それには、やっぱり地域の独自性とか、これまでの伝統文化であるとか、そういったものを大切にしながら取り組んでいただきたいと思っておりますが、学校だけではどうしてもその取り組みが狭くなってしまいますので、お答えしましたように、それぞれの地域の人とか物とかいうこと、資源とか支援を頂きながら、学校の中だけで取り組むことができないこと、これも一緒になってお力を頂きながら、学校サイドとしては取り組んでいけたらというふうに考えております。

今の学校の立場であれば、地域貢献につながる取り組みになろうかなと思っておりますし、逆に地域から言えば、学校を支援するという取り組みになろうかと思っております。こうした、地域貢献や学校支援を一体的に進めていく必要があるというふうに思っております。

以上です。

○議長（松田規久夫議員） 西本議員。

○議員（7番 西本 篤史議員） 当然、地域の方と学校、協働しながら取り組んでいくべきと思いますが、このカリキュラムをつくる時期ですよ。今年度は無理ですけども、来年度に向けてこの辺の取り組みは計画されますか。

○議長（松田規久夫議員） 鳥枝教育長。

○教育長（鳥枝 浩二君） それぞれの学校の地域支援、あるいは連携等のカリキュラムにつきましては、既に取り組みは随分前から始まっております。ただ、これまでは学校だけでその取り組みを考えたり、あるいは学校が地域に依頼するという形で終わってございましたが、これからはその内容を充実させていくために、コミュニティ・スクールの学校運営協議会等も活用しながら、定期的に見直ししながら充実を図っていくということが必要かなと思っております。

望ましいのは4月作成だと思いますけれども、必ずしも4月にこだわらずに、途中こういうふうなことをやったらいいんじゃないかとか、こんな子供を育てるように工夫したほうがいいんじゃないかとか、そういう意見をもらいながら柔軟に教育課程といいますか、計画を修正・改善していく必要があるというふうに思っております。

○議長（松田規久夫議員） 西本議員。

○議員（7番 西本 篤史議員） 学校も校長先生、また職員の方も定期的に異動されます。地域の方

は当然ずっといらっしゃると思いますので、その辺も協力しながらこのカリキュラム、完成させていただきたいと思っております。

以上で、質問を終わります。

○議長（松田規久夫議員） 以上で、西本篤史議員の一般質問を終わります。

○議長（松田規久夫議員） 1時間近くなりましたので、ここで暫時休憩します。

始まったばかりで、本日は質問者が12名おられますので、換気を中心としたですね。再開はこの時計の55分、9時55分、10分の休憩よりは少し短いですが、9時55分再開といたします。

午前9時47分休憩

午前9時55分再開

○議長（松田規久夫議員） 休憩を取り消し、再開します。

神田栄治議員。

○議員（11番 神田 栄治議員） それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

質問方式は、一問一答形式でお願いします。

1点目は、自然災害に対する避難体制及び被災時対応についてでございます。答弁者は町長でお願いします。

近年、自然災害が甚大化、頻発化しており、安心して暮らせるまちづくりのためには、河川・水路等ハードの整備とともに、人命第一に避難体制を整える必要があります。

先月のお盆にも季節外れの大雨が降り、高齢者等避難情報が発せられました。この避難情報は、防災行政無線での放送にとどまらず、各地区の自主防災会の連絡網により各戸ごとに届いておりました。すばらしいことだと思います。ここまでの体制を築かれた自主防災組織、町及び関係の方々に敬意を表したいと思います。

今回の質問は、これまで築いてこられた避難体制や被災時対応を、より充実したものにしていただきたいという趣旨でさせていただきます。

そこで、最初の質問ですが、避難訓練の実施状況についてでございます。これまで、各地域の自主防災会ごとに各種の避難訓練を実施されているようですが、それらの実施地域、訓練の種類、頻度、机上・実地の別等につきまして、また、未実施の地域があれば、その地域と理由もお願いいたします。また、これらの訓練は、定期的な実施が重要と考えますが、所見をお伺いいたします。

2点目は、町内7か所にごございます避難施設のコロナ禍でない場合を想定した最大収容人数が何人なのか、と、その最大収容時必要となる仮設トイレ数をどのぐらいで見られるかをお尋ねいたします。併せて、仮設トイレの設置に当たりまして、レンタル業者とのトイレの優先設置に係る協定締結をされているかどうか、お尋ねをいたします。

3点目は、公共下水道の終末処理場が被災し、下水道が使用不能となった場合の対応方法と、施設の復旧に当たりまして、設備業者との修理優先に関する協定締結の有無についてお尋ねをいたします。

4点目は、災害発生時の職員行動マニュアルの作成の有無についてでございます。

最後、5点目としまして、過去、発生しました土砂災害の発生箇所の把握状況について、お尋ねをさせていただきます。

以上、よろしくお伺いいたします。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えをいたします。

まず、1点目の避難訓練の実施状況についてであります。本町には、町内5地域のうち、今年7月に結成されました城南地域を含め、4つの自主防災組織がございます。

昨年度からコロナ禍の中、地域全体での訓練が行いにくい状況ではございますが、新たに結成され



ました城南地域では、初めての訓練として8月29日に伝達訓練が実施されております。

ほかの東田布施、麻郷、麻里府の自主防災会では、各自治会ごとに、毎年、工夫を凝らして避難訓練等を実施されておりますが、今年の実況については、把握はいたしておりません。また把握したいというふうに思います。

なお、西田布施地域では、自主防災会設立に向けて、今年4月上旬の公民館運営委員会で設立のお願いをいたしてありますが、コロナ禍の中、全体集会在非常に少ないため、なかなかお話しが進んでいないということもございますので、今後とも、町としても支援をしてまいりたいというふうに考えております。

次に、2点目は、避難所や仮設トイレについての御質問ですが、町内の一次避難所5か所の収容人数は280人でございます。二次避難所の主な施設として、田布施スポーツセンター200人、田布施農工高校300人、こうした7か所主なものでございますが、入れますと最大で780人ということになるようでございます。ほかにも状況に応じて避難所がございますので、一応こういった状況でございます。

現在、コロナ禍の中、収容人数は、この人数の大体半分で対応したいということでやっているようでございます。

また、トイレ1基当たりの使用人数は、国の資料で申しますと50から100人程度ということが言われております。このため施設にあります現在のトイレで賄え、現時点で仮設トイレは必要ないと考えておりますが、しかし、大規模災害が発生し、給水不能となれば、仮設トイレは必要となってまいります。

現在の備蓄状況は、インスタントトイレ5個、処理袋200となっております。また、仮称でございますが、田布施中央地域防災センター建設の際には、マンホールトイレを設置するということが基本設計のほう行っております。

また、レンタル業者との優先設置に係る協定は、特に現在は締結しておりませんので、また調査して対応したいというふうに思います。

次に、3点目の公共下水道の終末処理場が被災した場合の対応等についてですが、田布施町の終末処理場は山口県が管理しております。県では、山口県下水道事業業務継続計画、下水道BCPを策定されており、これに基づき、初動体制づくり、施設の被害状況の把握・確認・点検・報告、他県等からの支援要請、資材の調達等について手順を定め、早急復旧に対応する計画とされております。

なお、設備業者との修理優先の協定は、結ばれていないというふうに聞いております。

次に、4点目でございますが、災害発生時の職員行動マニュアルについての御質問でございます。本年4月に人事異動後の災害対応職員配置を定め、田布施町災害対応マニュアルとして全職員に配布をいたしてあります。そのマニュアルは自宅で保管し、時間外でも適宜対応できるように指導しております。

最後に、5点目の過去の土砂災害発生災害箇所ということでございますが、特に現在取りまとめたものはございません。田布施町地域防災計画に掲載されております急傾斜地崩壊危険箇所、土石流災害危険箇所等が参考になると思われま。

以上でございます。

○議長（松田規久夫議員） 神田議員。

○議員（11番 神田 栄治議員） お答えありがとうございました。

最初の避難訓練の実況についてでございますが、西田布施地区の自主防災会の立ち上げが、ちょっとコロナ等の影響で遅れておるとい、今、御回答だったかと思ひます。そうしますと、西田布施地域で実際に避難訓練はされてないというふうに思ひてよろしいのでしょうか。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 自主防災会としての訓練は、設置されておられまませんので、自治会の中で近

所でというのはあろうかと思えます。西田布施は、御承知のように駅前のほうから竹尾、真殿のほうと山間部までやってまいります。ですから、なかなか地域一本として、これがというのが難しいということはよく理解しておりますし、災害の想定も、やっぱり3か所ぐらいに分けないと難しいかなと思えますので、その辺事情は十分分かりますが、基本的なものだけでもつくっていただくということでお願いをいたしております。

○議長（松田規久夫議員） 神田議員。

○議員（11番 神田 栄治議員） はい、状況は分かりました。

確かに、例えば、洪水対策、洪水の避難訓練とか考えた場合、割と地域が高台であれば、あまり洪水想定しないような地域だと、する必要ないよねという意見もございましょうし、山間部でなければ土砂災害の避難訓練もいいかねっていうところはあろうかと思えます。ただ、地震に関しては、地域を問わず来ますんで、やはりこのときの避難体制というのは、特に、大地震になったときほど必要ではないかなという思いがします。

それから、今、西田布施地域が、確かに地域が広くて、それぞれ対応する、考えられる災害が違うと思えますが、地域ごとに実施していくような形で実施を促していただければと思えます。

それと、頻度なんですけど、私が今把握している限りで、麻郷地区が平成26年、28年、30年度と1年置きに避難訓練を実施されているように思います。麻里府地域は、津波の訓練をされているように思います。東田布施地域は灸川の氾濫を想定した訓練をされているように思います。

私が今回ちょっとお願いをしたいと思うのが、机上も含めて、やはり1年に1回ぐらいできれば申し分ないんじゃないかなと。なぜそう思うかと言いますと、世帯の状況がやはり年数を経ますと変わります。今まではお年寄りがおられたのに、施設に入所されたよねとか、お子さんがいらしたのに、もう大学進学しているよねとか、実際に、特に高齢者の場合、これからの個別避難計画を立てるようになるかと思うんですが、やはり地域の人が一番地域の状況を把握しているだけに、毎年訓練することによって、あの方をどうしようか、あの人はどうじゃろうかということが、きめ細かい避難対応ができるんじゃないかと思っております。

そうした意味で、麻郷は隔年ですからすばらしいと思っておりますが、他地域においても頻度が上げられないか、その辺り町として、各自主防災会に働きかけをいかが考えていらっしゃるかお尋ねいたします。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） おっしゃいますように自主防災、何で自主というのを言われるんです。役場のほう全然タッチせんのかと、お前ら自分でやれということかと言われますが、そういうわけではございませんで、そういう訓練とか目的とかいうのを町のほうから一方的に押しつけるのではなくて、地域に合ったメンバーで考えながらやっていただく、それが実際に起こったときに自助、共助の中で、地域のやっぱり、立ち上がりというんでしょうか、そういったものがあるというふうに思います。ですから、なかなか麻里府の津波、各自治会ごとでやられております。これもやっぱり上組のほうとか中郷から見れば、その避難訓練、津波でどうじゃろうかという話も当然起こってまいりますし、やはり、いろんな連絡網の訓練とか、そういったものになろうかと思えます。

まあ、地域にあまり御迷惑をおかけしてもいけませんので、町のほうからそういった働きかけをしながら、どうでしょうかということはやっついていかないと、なかなか地域でも自分らで決めるとなると、かなり御苦勞もあろうかと思えますので、今後、各自主防災会の主要な方とお話をしながら、担当のほうと協議をさせていきたいと思えます。

○議長（松田規久夫議員） 神田議員。

○議員（11番 神田 栄治議員） よろしくお願いいいたします。

それから、仮設トイレの優先設置に関する協定、それから公共下水道の終末処理場での修理の優先協定が、どちらもまだだということでございました。なぜ、これ申し上げるかと言いますと、災害が

発生して、当然、注文が殺到すると思います。こちらのほうは避難施設であり、公共的な避難施設ですから、やはり最優先に必要なものは入手したいという趣旨で、もし、その業者が懇意にしている人から頼まれて、そこに持っていかれたときに、それを取り上げるわけにはいきません。やはり事前に、優先的にもう何基は要るんだという話をつけておく必要があるということで、ここに締結協定のお尋ねをさせていただいた次第です。

これは、公共下水道の終末処理場もそうでございますが、ポンプがやられた等があると、し尿処理ができなくなると、もう真っ先に修理に来てもらわなきゃいけないのをよそに設備業者が行っているというような事態は、ほんと避けなきゃいけないと思います。

直営でない県の施設であるだけに、その辺りの確認っていいですか、これまだということでしたので、県のほうへの要請を併せてお願いしたいと思います。

それと最後に、土砂災害の発生箇所、これは過去に起こった発生箇所の把握についてお尋ねしたんですが、これがちょっと「まだだ」ということでございました。なかなか年配の方に聞かないと分からない情報だとは思いますが、低い土地の浸水がいつも決まったところで起きるように、土砂災害も雨が降ると大概崩れるところは一定にしております。

そうした意味で、地域の人が、あそこ崩れたよねということを認識しているかどうかによって、避難しようかしまいかという大きな判断にもなるかと思っておりますので、この辺りの周知を自治会長宛てに出すというような取り組みができないか、お尋ねをしたいと思っておりますが、いかがでございましょうか。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 土砂災害というのは、河川とかと違って目に見えない地震と同じで、崩れる前は全然、多少匂いがしたりいろんな水が出たりと申しますが、いきなり崩れてきたというのは、多分、夜間とかどうしても雨も朝方とか気象条件上、昼間に降るというよりは、どうしても朝方、気象の変わり目に降ってまいります。

広島等でも夜間にほとんど起こっております。ですから、なかなか目に見えませんが、今までやったところは多分、防災整備がされたり、のりはコンクリートでやったり、やっておりますので、そのそばと申しませうか、どうしても弱いとこ直すと、またそのそばが来ますので、そういったことだろうと思っておりますが、今まで崩れた箇所と申しませうか、今、ハザードマップを配っておりますので、急傾斜なり土石流、そういったおそれがあるというのは、ホームページでも、災害の場合になりますとアクセスのところが、普通はないんですが、台風が来たり災害のときには、土砂災害のアクセス数というんでしょうか、上がってまいりますので、確認をされているんじゃないかなという気がしますが、各家庭にお配りをしておりますので、それで十分知っていただきたいと思っておりますし、地域で声かけ等していただけたらというふうに思います。参考にさせていただきます。

○議長（松田規久夫議員） 神田議員。

○議員（11番 神田 栄治議員） 御回答ありがとうございました。

田布施町の避難体制、また被災時対応は、しっかり取り組んでおられると思います。より充実した、かつ実効性のある体制にさせていただきますようお願いいたしまして、1点目の質問は終わらせていただきます。

続きまして、2点目の質問でございますが、農業機械等の導入に関する町の助成等について、お尋ねをさせていただきます。答弁者は町長でお願いいたします。

日本の農業は、食料自給率が4割を切る中、担い手不足、高齢化の進行等により労働力不足が深刻となっております。ちなみに高齢化の進行ですが、山口県は島根県に次いで全国2番目に高い高齢化人口となっております。

その解決策として、国が推奨しているのが農作業の省力化、負担軽減が図れる人工知能AIなど、先端技術を活用した農業、いわゆるスマート農業への取り組みです。ドローンによる農薬散布、自動

水管理システム、自動運転コンバインの導入等により、労働時間の削減や新規就農者でも熟練技術者並みの精度・時間で作業ができるなど、農業経営の効率化を図ることが可能ですが、問題は導入コストです。

地域農業の核となる農業法人では、資金確保が難しい状況にあり、スマート農機の導入に当たり法人への支援が必要と考えます。今年度予算では、スマート農業に関する補助が計上してあり、県補助3分の1となっていますが、町の補助はどうなっているのでしょうか、お尋ねいたします。

併せて、認定農業者と農業法人の経営面積、また、これが町全体の農地の何割に当たるかにつきまして、もう一つは耕作放棄地の面積についてお尋ねをいたします。

最後の質問としまして、収益向上を目指し、新規品目への取り組みの検討や新たな販売先確保のため、先進事例紹介等の講演会開催への取り組みも必要かと考えますが、いかがお考えでございましょうか。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

農林水産省は、先日、2020年度の食料自給率がカロリーベースで37%になったと公表いたしました。米の需要減少などが主な原因で、数値としては過去最低というような数字となっております。

また、基幹的農業従事者、個人経営体でございますが、これは、この5年間で40万人減少し、65歳以上の割合が70%と、担い手の減少化、高齢化の進行により労働力不足が深刻な問題となっており、本町においても同様な状況となっております。

そうした中、国はスマート農業の展開を加速しており、ロボットやAI、IoTなど先端技術を活用することにより、作業の自動化、情報共有の簡素化、データ活用などの作業等を自動化することによって、人手を省くことが可能となっておりますが、これらのスマート農業に対応した機械及び施設等の導入に当たっては、導入コストが非常に高額で、導入したことで、その後の経営が厳しくなってしまうことは避けなければなりません。まず、経営試算をしっかりと行った上で、導入が必要かどうか、判断をしていただけたらと思います。

議員御質問の今年度予算化しております、コロナに負けない農業経営実践加速化事業ですが、これは県単独の事業でございます。

新型コロナウイルス感染症対策を行うことによって、新たに発生する人手不足等の課題について、事業実施主体である中核経営体がコロナ対応経営強化プランを作成し、そのプランの実践に必要な省力化や接触機会を減らすスマート農機等の導入を支援する事業でございます。

負担割合については、県が3分の1の事業でございますが、現在のところ市町の負担義務はないため、南すおう管内の関係市町においては、現在は補助ということにはなっておりません。今後、かさ上げにつきましては、スマート農業の普及状況や農家からの要望も踏まえ、南すおう管内で足並みをそろえればと考えておりますので、関係市町とも協議し検討してまいりたいと思っておりますが、まずは国ですね。積極的な支援をお願いしていきたいというふうに考えております。

2点目は、認定農業者と農業法人の経営面積ですが、田布施町農業委員会が公表しております担い手への農地集積・集約化は、農地面積801ヘクタールのうち、認定農業者や農業法人に集積されている面積は、231.5ヘクタールで全体の約28%から9%となっております。また、耕作放棄地は約100ヘクタールとなっております。

3点目の先進事例紹介等の講演会への取り組みについてでございますが、本町も構成団体となっております柳井・大島地域地産地消推進会議や南すおう管内の集落営農法人が出資して構成されたアグリ南すおう株式会社では、定期的開催がされております。

昨年は、コロナの影響で先進地視察等が中止となりましたが、農家所得向上に関する複合品目の導入先進地やパイヤーなど招いた産地見学会、生産コストを抑えるためのスマート農機を扱うメーカー

の実演会など実施されており、多くの関係者が参加しておると聞いております。

以上でございます。

○議長（松田規久夫議員） 神田議員。

○議員（11番 神田 栄治議員） 御回答ありがとうございました。

2番目にお尋ねをいたしました耕作放棄地面積でございます。これがですね、ちょっとすいません——この耕作放棄地面積ですが、農業従事者の減少に伴い、今後、増加の一途をたどると予想されま

す。農業は、食料供給という本来の役割だけでなく、農地、国土保全につながり、地域の景観や生態系の維持にも寄与するなど、多面的機能を発揮しております。

町内のあちらこちらで耕作放棄地を見かけるようになりましたが、放棄地の増加を抑制するためにも、農地保全が重要であり、その中心となる認定農業者や農業法人、いわゆる担い手の育成が必要で

ございます。前置きが長くなりましたが、再質問といたしまして、耕作放棄地のうち、土地所有者と連絡がつかない農地が何割ぐらいあるのでしょうか。また、この耕作放棄地解消のためにどのような施策をお考えか、お尋ねをさせていただきます。

○議長（松田規久夫議員） 山中課長。

○経済課長（山中 浩徳君） それでは、お答えさせていただきます。

現在、本町における耕作放棄地につきましては100ヘクタールと申し上げました。

この100ヘクタールというのは、あくまで維持管理をしてない農地でありまして、ただ、手を入れれば復元できる農地でございます。いわゆる山林化している農地は、この耕作放棄地には入っており

ません。現状、この100ヘクタールに当たりましては、約800筆あるというふうに聞いておりますが、ただ、所有者のことにつきましては、不明の方についてはちょっと把握してはおりませんが、約1割程度はいらっしゃるんじゃないかというふうには考えております。

それから、この耕作放棄地に対する施策でございます。議員御承知のように、この柳井管内におきましては、国営圃場整備が行われております。平成26年度にはこの調査をしたときは194ヘクタールは耕作放棄地がございましたが、令和2年度、今、言いました約94ヘクタールが一応解消されております。これは主な要因は国営圃場整備、また、農地転用もあろうかというふうに思いますが、そういった施策の中で、本町においては農振の用地、まあ、要は青地という465ヘクタールでございますが、そこを守っていく農地ということで、現在、圃場整備をしているところと、また、既存の圃場整備を合わせて約360ヘクタールがですね、465分の360ヘクタールが圃場整備をしていくということになっております。

以上でございます。

○議長（松田規久夫議員） 神田議員。

○議員（11番 神田 栄治議員） ありがとうございます。

現状の農地を維持していくのに大変な状況の中で、既に荒れてしまった耕作放棄地をどうするかというの、さらなる困難が伴う問題だと思います。ただ、町内こう見渡すのに、本当時代が進むにつれて荒れているのが目につきますので、何とかこの対策もしていかなきゃいけないのかなというのが実感でございます。よろしく願いをいたします。

再質問の2点目をさせていただきます。

最初にお尋ねをさせていただきましたスマート農業機械導入への単町分の上乗せ補助については難しいとの御回答でございましたが、ちなみに山口県下13市4町の中で、この単市・単町補助を実施している市町は4市1町でございます。

具体的には、長門市、美祢市、山口市、防府市の4市と阿武町の1町でございます。

御回答の中で上乗せが難しい理由として、やはり近隣市町との足並みをそろえる必要があるというこ

とございましたけど、私としては、その近隣市町も上乗せをする方向で足並みがそろうように、田布施町でイニシアチブを取っていただけないかと思えます。

また、この上乗せ補助が財政的に厳しいのであれば、町の補助の上乗せ分を圧縮するなどの方法が取れないのでしょうか。ちなみに山口市は、補助率は3分の1のままですが、上限を200万円に設定しておられます。美祢市は、補助率を3分の1ではなく、6分の1としておられます。

農業の担い手を支援する最良の方法は、米価を上げることだと思いますが、一自治体の範疇を超えます。また、農業機械の更新には補助が出ない状況でございます。今回のように初期導入時だけでも上乗せによる支援が必要だと考えております。

今年度の県予算が、来年度も予算化されるかは未定ですが、もし予算化されるようでしたら、今、御提案させていただきました方法等で少しでも上乗せをしていただくよう要望いたします。

話がちょっと上乗せに集中してしまいましたが、大事なことは、スマート農機の導入を促進することだと考えております。農業従事者の高齢化への対応や農業経営の改善のために、町として農業法人への積極的な働きかけも併せてお願いをいたします。

それと講演会開催の取り組みにつきましては、非常に、アグリ南すおう株式会社さん等と連携をされて取り組まれている、やはり販路の拡大や収益力の向上に結びつく活動というのを皆さんにしっかりPRして行って改善を促すといえますか、このことは必要かと思えますので、併せて取り組みをよろしくをお願いをいたします。

日本の農業をいかに継続していくかが、今後の大きな課題でございます。財政状況等厳しいとは思いますが、町長の御英断をお願いいたしまして、私からの質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（松田規久夫議員） 以上で、神田栄治議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（松田規久夫議員） 次に、河内賀寿議員の一般質問をお願いします。

○議員（3番 河内 賀寿議員） それでは、一般質問をいたします。一問一答の2問ほどでございます。

質問事項1は、たぶちゃん、今後どう運用するかということで、東町長、よろしくをお願いします。

10年以上も前に一般質問で、田布施町もPRキャラクターをつくってはというのをしたことがあります。前町長のときの当時は、やはりはもう下火になっているなど、寂しい回答でした。

最近、「たぶちゃん」という着ぐるみに予算がつき、活動を始めました。保育園でのお披露目も好調のようで、今後とも末永く愛されればと思います。町の広報にもカラーでたぶちゃんが載っていたので、ある程度知られていたみたいでございます。

そのことからでもありますが、住民の方からは、数年で倉庫に置かれっ放しになるのではとの声もあります。そのようなことがないように、今後どう運用されるのか質問をいたします。町長、よろしくをお願いします。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

田布施PRキャラクターのたぶちゃんは、4月の第50回桜まつりでデビューする予定でしたが、コロナ禍で2年続けて中止となったことから、今年6月議会で議員の皆様にはお披露目をしたところでございます。

御質問の今後の運用についてですが、着ぐるみの貸出要領を現在策定をいたしまして、また、チラシやポスターなどにも使用できるよう画像も用意し、キャラクターの周知に取り組んでいるところでございます。

しかしながら、御承知のように、現在、イベント、行事はほとんど中止となっております。また、学校等への行事参加も難しいということで、たぶちゃんが参加してPRする機会がほとんどないとい

うのが現状でございます。これはもう、やむを得ないことで、少し時期を待つというふうに考えております。

しかし、9月22日にはKBC九州朝日放送の「アサデス。」での番組で田布施地域交流館が取材される予定となっており、その際には一緒にたぶちゃんも田布施をPRする予定といたしておりますので、御覧いただきたいというふうに思います。

その他、田布施観光協会が主催いたします動画配信にも出演する予定と聞いております。

また、子供たちにもたぶちゃんをよく知ってもらうために、田布施ファンクラブ事業の一環として、たぶちゃんの紙模型、貯金箱にもなるペーパークラフトを小学生約700名に配付したいと考えております。スマホ世代の子供たちに、また、こういう時代でありますからこそ、家庭で作る応援グッズ、コミュニケーションツールとして活用していただきたいと考えております。

さらに、このたぶちゃんのペーパークラフトを配付するだけではなく、これを使ったプロモーションも観光協会のほうにお願いをしたいと考えております。

詳細につきましては現在協議中でございますが、例えば、ペーパークラフトで作ったたぶちゃんと一緒に、町の風景や建物を写真に収めてもらい、オンライン・フォトコンテストなどが企画できないか協議しているところでございます。

議員がおっしゃいますように、たぶちゃんを通じて、田布施町への愛着や親しみを末永く持つてもらえればと思っております。

以上でございます。

○議長（松田規久夫議員） 河内議員。

○議員（3番 河内 賀寿議員） どうも、町長ありがとうございます。

運用はどうですかという、まあやわなね、みんなで考えた、こういう感じの質問じゃないかなと思ったとおりのいい回答で、思った以上に結構考えておられて、すばらしいなと思います。特に9月22日ですかね、皆さんも本当テレビ見ましようね。いよいよテレビデビューですかね。初めてかな。ぜひ、YAB（ ）いいことだなと思います。

今、コロナ禍でございますから、実際、こう祭りとかいろんな行事その他がないですからね、出勤がないのも当たり前っていうのももちろん分かる。今回の質問に関しては、まあ一応、このコロナがある程度収まっての世の中が平和になったら、結局、たぶちゃん、どうなるのかなというのを、ちょっと早めに聞いたぐらいのことかなと思いますけど。

しかし、前に質問した、たぶちゃんが本当に動くやつがありますので、いろいろこれから考えてやっていただきたいと思うんですけど。実際、今はいろんなやり方を考えられておると思いますけど。くどいようですが、数年で倉庫ということは大丈夫でしょうか。倉庫のもの、それちょっとお願いします。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 倉庫というのが私も全然、誰がおっしゃるのか分かりませんので、そういうことは考えておりませんし、やっぱり消耗品的なものもございますので、劣化するとすると、また作り変えるかということもございます。現在作ったばかりでございますので、今後長期にわたって使っていけるというふうに思っておりますので、そういったことは考えておりません。

○議長（松田規久夫議員） 河内議員。

○議員（3番 河内 賀寿議員） それはね、今のはほんの、倉庫だけは勘弁していただいてという、ちょっとしたやり取り程度と思って、ぜひね、そういうことにならないように、毎回というのもなんですけど、ぜひ、いい活用がされればと思います。

あと、メンテナンスなんですけど、結構クリーニングその他かかりますか。その辺、ちょっとメンテナンスどうされますかというのをお願いします。

○議長（松田規久夫議員） 森企画課長。

○企画財政課長（森 清君） たぶちゃんの着ぐるみのメンテナンスということなのですが、作製した委託業者に聞いてみたところ、大した汚れでなければ水とかで落とせるんですけど、業者に委託するとなるとクリーニング的には1万円ぐらいかかってくるというふうには聞いております。

○議長（松田規久夫議員） 河内議員。

○議員（3番 河内 賀寿議員） まあね、クリーニングも、ぜひ、きれいきれいでよろしく願います。

あと、今後の発展で、もういろいろ考えられておられますと思いますけど。たぶちゃんは、たしか兄弟というか、ほかにも相方とかが平絵のときのあったと思うんですけど、今後、その相方とかが作られるような——もちろんこれから考えてと思いますが、予定などもあるんでしょうか、ちょっと願います。

○議長（松田規久夫議員） 森企画課長。

○企画財政課長（森 清君） 今回の着ぐるみのたぶちゃんというのは、議員言われるように平成27年に合併60周年のときに公募して、「たぶちゃん・らぶちゃん」——たぶちゃん、イチジクなんですけど、らぶちゃんはイチゴなんですけど——そういうキャラクターがおります。今回はたぶちゃん作製いたしましたけど、一応兄弟という想定ではございます。今のところ、2体作ろうとは今考えていませんけど、今後何か違うグッズでもあれば作ってみてもいいかなとは思いますが、今のところ、そういう予定はございません。

○議長（松田規久夫議員） 河内議員。

○議員（3番 河内 賀寿議員） もう一つのイチゴのほうのあれはどうなるのかなとちょっと思いよったんで、今回ちょっと聞いてみました。その辺は今後の人気度とかいろいろで、もちろん予算もあるので、今後、十分皆さんで考えていただければと思います。

特に今後、長い間愛されるキャラクターであってほしいと思いますので、頑張って、これからも皆さん、運用よろしく願います。1問目はこのくらいですかね、ぜひやっていただければと思います。

では、質問事項2のほうに行きます。

質問事項2は、終戦記念日の正午、サイレン鳴らしてはということで、これも、町長願います。

今年も8月15日、終戦の日の正午、我が家からは別の行政のサイレンが聞こえました。前にもこの質問はしましたが、相変わらず本町はいつもの田布施町歌のメロディーのままです。今年や昨年は、コロナで、式典など縮小された正午のNHKの東京の生放送でしたが、例年では天皇皇后両陛下も出席された式典とサイレンが放送されていたと記憶しております。

町外の人に、この時期に尋ねますと、田布施はなぜしていないのか、逆に尋ね返されます。他の市町ではかなりが普通にサイレンを鳴らしております。

300万人以上の方が亡くなられたさきの大戦です。戦後76年も経っているからする必要がないというレベルの話ではないと思います。近隣市町では、光空襲、岩国空襲、原爆の日なども鳴らしている地域が多いようです。せめて田布施町も終戦の日の正午、サイレンを鳴らしてはどうでしょうか。ということで、こういう質問でございますが、町長よろしく願います。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えをいたします。

終戦記念日、8月15日正午にサイレンを吹鳴できないかと御質問でございます。

8月15日は、戦没者を追悼し平和を祈念する日として、政府主催の下に全国戦没者追悼式が行われております。

本町におきましても、例年、弔意を表すため、本庁と出先機関で半旗掲揚と黙祷の願いをし、町民の皆様には、町ホームページ、たぶせメール等で、8月15日の全国戦没者追悼式に合わせて、正午に黙祷をお願いしてきております。



これまでの今までの町長さんも御答弁されておりますが、また、令和元年の9月議会でもお答えいたしましたとおり、これまでしておりませんので、こうしたサイレンの吹鳴は今後行う予定はございません。それは、放送が聞こえにくい場合、サイレンだけをお聞きになられた方が、火災、災害と間違えられたりしても困りますので、これまでの対応とそうしたことも踏まえて、現在のところ、サイレンの吹鳴は考えておりません。

以上でございます。

○議長（松田規久夫議員） 河内議員。

○議員（3番 河内 賀寿議員） まあ前からのね、前の質問のときも、そういう防災のサイレンと間違えたらいけないとか、あと苦情なり、うるさいという方もおっちゃいけないとかいう、何かそういう回答だったと思いますけど。ごもっともな回答とは思いますが、実際のところ、いろんな行政、ほとんどやっている、ほとんどという表現はあれですけど、かなりやりよってと思います。普通に、戦争終わった、役場が毎年やる感覚でやりよっちゃった行政が、ほとんどがそうなんじゃないかと思うんですけど。なんで田布施も昔は、私が生まれるはるか前はやりよっちゃったんかどうか、ちょっと知りませんがね。何で田布施が、正直にないのが不思議なんですけど、何でなんかな、すごく不思議なんです。私もよくわかんないですけど、もちろん行政入られる前に、子供のとき聞かれたちゃっかもしれませんけど、田布施、最初からなかったとも思わんですけど。戦争終わって、すぐ次の年とか、その次の年ぐらいは、前の、ものすごい昔の田布施の役場かなんかはあったんじゃないかなと思うんですけど。逆に記憶とかされてませんか。あの、ちょっと分からないんですけどね。田布施って、そんなはるか前からないんですかね。ちょっと、町長、御存じだったらお願いします。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 私も64年しか生きておりませんので、記憶があるのは、その中の50年ぐらいでございます。そういう記憶はございません。サイレンができたのがいつ頃かという――昔、半鐘でございましたし――サイレンが、昔の役場に行く頃は機動隊がおりましたので、あったとは思いますが。その辺の記憶もちょっと定かではございませんが、田布施町として、これまでいろんな町長さんの判断ですね、そういったことをされてきましたので、私もそれを踏襲してということで、別に戦没者の方を軽視しているとか憂慮をしていないっていうことはございません。町内にも676柱ですか、そういう戦没者がいらっしゃって、毎年慰霊祭も行っておりますが、そういった方への追悼の念というのは町長として重く持っておりますし、議員が質問されるのも十分分かりますが、私として今お答えできるのはこの範疇でということで御了解を頂きたいと思っております。

○議長（松田規久夫議員） 河内議員。

○議員（3番 河内 賀寿議員） あまりしつこいのもなんですけど、これはゆっくり考えていただいて。また、こういう質問があったら、またね、年配の方がやっぱりそうじゃないかと思われている言われたら、また考えられたりすることかなという概念の感じとか、亡くなった方への御挨拶の要素があると――御挨拶という表現ですかね。やっぱりね、たくさんの方が亡くなった終戦の日だから、やっぱりしたらどうですかという質問でございます。ぜひまた、こういう質問が何回かありよったら、町の方、その他町内外の方からまた意見があったら御一考されればと思いますし。

確認になりますけど、例えばそんな難しいことじゃないですよ、もしサイレンしようということになったら、機械で正午に鳴るように打ち込むか何かするんでしょうけど。もし例えば田布施もどうですかという方から、私以外の方でも、いろんな方がされた場合だったら、できないことはないですね。簡単とは思いますが、一応そこだけお願いします。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 無線法の中で勝手に鳴らすというわけにはいきませんので、町の中でそういう基準をつくって決めると。例えば警報とか、そういったときが出ましたらちゃんと吹鳴するとか、津波とか、そういったときには使うというのは決められております。行政防災無線も、通常の消防署

が鳴らす大きなモーターサイレンと2つ種類があるわけがございます。大きな消防のほうは火災、消防団の招集ということが主なものでございます。行政無線のほうは、行政のいろんな情報を流せるということでございますが、やはり私がちょっと鳴らしておこうかというわけにはまいりませんので、その辺は御理解頂きたいと思います。

○議長（松田規久夫議員） 河内議員。

○議員（3番 河内 賀寿議員） それはもちろんいろいろ許可とか、事前の広報その他でしますとかいろいろなことがあるとは思いますが、今回の質問なんかは何億円かかるとかの経費の話じゃなくて、そういうボタン操作等の話と周知とかの広報の話だと思うんで、これも概念だと思いますので、またね、今回こういう質問があったということで、また、年配の方、その他若い方から、よかったですかどうですかがたくさんあったら、考えていただければなという質問ではないかと思えます。

今年は戦没者の慰霊祭もコロナでできなかったというか、そういうこともありまして、コロナでいろいろなことができなかったと思えますけど、また平常に戻ったら、そういった慰霊祭とかもちろんちゃんとされるとは思いますが、サイレンの話とかも、またいろいろ話題になればと思えます。ぜひ、これは経費かかることではないので、また御一考よろしくをお願いします。

今回、これで終わります。また、よろしくをお願いします。

○議長（松田規久夫議員） 以上で、河内賀寿議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（松田規久夫議員） 暫時休憩します。できましたら、あとお二方、10人おられるんで済ませたいと思えますので、休憩時間短いですが55分までで、5分間の休憩ということでよろしくをお願いいたします。

午前10時50分休憩

.....

午前10時57分再開

○議長（松田規久夫議員） 休憩を取り消し、再開いたします。

次に、國本悦郎議員。

○議員（9番 國本 悦郎議員） 質問は全部で大きく3問で、答弁者は町長と教育長でお願いします。質問形式は、最初は一括質問一括答弁、2回目より一問一答でお願いします。

では、質問1に入ります。

適正な人事評価をについて質問します。答弁者は東町長でお願いします。

田布施町では人事評価制度について、5年経過したというので、来年度に向けて問題点や課題を整理して改定を行うこととしています。

これまでの田布施町の人事評価制度実施要領を見ますと、被評価者は全職員となっています。しかし、評価者の区分を見ても、町長部局と教育委員会の2つの区分しかありません。さらに、確認者の欄もありません。議長は人事評価には関与しなく、議会事務局関係の職員の評価は、現状では町長部局の職員と同様な扱いとなっています。

また、教育委員会関係の評価についても、課長級の評価は教育長になっているものの、第2次評価者には副町長がなっています。

そこで、来年度から実施される改定実施要領では、ほかにも選挙管理委員会等の独立した機関がありますが、兼務する職員の評価者の区分や、第1次評価者、第2次評価者、確認者はどうされるのでしょうか。

人事評価の結果が給与にも反映するようになっており、適正に評価するためには面談や研修は不可欠ですが、現状はどうなっていますか。また、今後、人事評価システムを導入する考えはありますか。

次に、質問2に移ります。

より安全で安心な給食をについて質問します。答弁者は東町長と鳥枝教育長でお願いします。

給食センターの調理業務と配送業務を民間委託し、それ以外の食の安全と安心を担う献立の作成や食材の発注、食育の業務は引き続き町が行うという新たな体制で学校給食が2学期から始まることになりました。

今回の民間委託によって、これまでも何回となく聞かされてきました長年の懸案事項が解決され、学校給食が存続できて一安堵しています。私は退職するまで給食で育ち、その恩恵を受けてきた者としては、この判断は英断だと思っています。

しかし、今回の給食センターの一部の業務が民間委託により食の安全が損なわれ、給食費の値上がりをもたらすのではないかと懸念する町民もおられ、これまでの経緯を含め、丁寧な説明が必要かと思えます。

学校給食や保育所の給食においては、より安全で安心な給食をという観点から、子供たちの配膳活動や食育、食材の地産地消、生ごみの処理、食物アレルギー対策等にも多くの保護者が関心を示しています。現状をお聞かせください。

また、中学校のエレベーターやランチルーム等の学校施設でも、上階への配膳や地域への開放という目的外の使用にもなるかもしれませんが、有効な活用はできないかとの要望もあります。いかがでしょうか。

次に、質問3に移ります。

バリアフリー化の推進について質問します。答弁者は東町長をお願いします。

元同僚から、田布施町の表玄関とも言える田布施駅前を整備しないかと誘われたのが7年前でした。四季折々の花が咲くように花壇とプランターを管理し、たばこの吸い殻等の清掃活動をしています。最近気になっているのは、点字ブロックの劣化により、黄色いかけらが散乱して点字ブロックとしての用をなさなくなっているということです。

田布施駅のバリアフリー化に向け、町はJRには数年前から段差解消を要望し、エレベーター設置に向けても検討しているようですが、点字ブロックの修復再生、さらに多機能——多目的とも言いますが——トイレがあれば、乗降客の町への好印象は増すものと思えます。

点字ブロックが劣化して視覚障害者に不便をかけているばかりか、いろんな障害者へのバリアフリー化が進んでいる今日、これを放置していると障害者対策の面では遅れた町との印象を与えかねません。

第6次田布施町総合計画では、共に支え合うまちづくりの推進を施策として上げていますので、ぜひ、駅前の点字ブロックの修復再生と多機能トイレの設置をJRに要望できませんか。

執行部には詳細な質問内容を渡しています。漏れのないよう的確に答弁をお願いいたします。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

人事評価についてでございます、まず。

本町の人事評価制度につきましては、先般、来年度に向けた見直し作業に着手したところでございます。1点目の御質問であります評価制度における各部局、機関における評価者等の区分についてでございますが、これにつきましては、今後検討をしていくという段階でございますので御理解頂きたいと思えます。

あくまで、現時点の素案であることとお答えをいたしますと、町長部局の本庁職員は現行制度と同様、被評価者が課長補佐以下の場合は、第1次評価者が課長、第2次評価者が副町長で、被評価者が課長級の場合は、1次評価者が副町長、第2次評価者は町長——私となります。

教育委員会の部局の職員は、被評価者が課長補佐以下の場合は、第1次評価者が課長、第2次評価者は教育長で、被評価者が課長級の場合は、第1次評価者が教育長、第2次評価者は町長と考えております。

また、評価の確認は町長が行うということになるかと思えます。

御質問の議会事務局や選挙管理委員会等、各執行機関についての評価でございますが、この評価者、確認者につきましては、現在、コンサル会社と協議を始めたばかりでございますので、いろいろ議会側、また、各執行機関、委員会のほうの御意見等もお聞かせいただきながら、職員の状況が違いますので、ほとんど兼務になっているというところもございますので、それぞれの機関のほうと正式に協議をさせていただいて、十分検討させていただくというふうにしたいと思っております。

続きまして、2つ目の御質問でございますが、面談や研修の実施と人事評価システムの導入についてでございます。

まず、面談につきましては、既に全ての課において最初の面談を済ませております。

研修については、今年度は評価者研修を行う予定と聞いております。

人事評価システムの導入についてでございますが、現在の評価シートは表計算ソフトを用いており、各職員が端末で入力し、紙に印刷して評価者に渡しておりますが、人事評価システムを導入すると事務局である総務課や私などが、どこの課がどこまで評価を行っているかという進捗が把握できるというメリットがございますし、集計も容易にできるというメリットがございます。

しかし、本町の場合、150人という程度でございますので、これまでも何とか紙ベースでもやってまいりましたので、そういうシステムを使わずとしても何とかやれる規模ではないかなと思っております。一旦導入いたしますと、毎年それなりの費用がメーカーのほう、またシステム会社のほうに払うという必要が出てまいりますので、今後の検討課題といたしたいと考えております。

2点目の給食につきましては、まず教育長から答弁をさせていただきます。

○議長（松田規久夫議員） 鳥枝教育長。

○教育長（鳥枝 浩二君） 御質問の2の、より安全で安心な給食をについて、私のほうから、給食センターの調理業務の一部について民間委託を行いました経緯について御説明いたします。

これまで本町の学校給食の運営につきましては、学校給食センターで、町の職員による直営方式で行ってまいりました。しかしながら、近年、調理業務を担当する人員を安定して確保していくことが厳しい状況にあり、今後、安定的に安心安全な学校給食を提供していくことが大きな課題となりました。

こうした状況を踏まえ、昨年、町の条例で設置された給食センター運営委員会において、今後の学校給食の提供の在り方等について検討を始めました。

この運営委員会では、安全でおいしい給食をこれまでと同じように提供するためには、既に多くの他の自治体でも行われているように、栄養教諭の作成する献立・調理計画に基づき、現在の給食センターの施設と設備を使い、経験と実績のある専門の業者に調理の一部業務を委託する策がよいとの結論に至りました。

ただし、一部の調理業務等を委託いたしましても、保護者に負担いただく給食費は食材費のみに相当する額で、これまでと変わりません。また、献立の作成、食材の購入・調達や食に関する安全・衛生管理についても、これまで同様に町及び学校給食センターと教育委員会が責任を持つて行うこととなります。

昨年の11月には、こうした経緯や状況を踏まえて、町内全小中学校の保護者を対象に、給食の調理業務等の一部について専門の業者に委託するという計画案について説明会を開催するとともに、広く意見も伺ったところです。

また、昨年の12月議会において、それまでの経緯と今後の給食運営の在り方として、一部の調理業務等を業者に委託すること、委託する際の業者選定の方法等について御説明し、御理解を頂いたところです。

その後、本年3月に、プロポーザル方式により調理業務の委託先を選定、決定いたしました。そして、4月から8月までを調理業務の引継ぎ・移行の期間とし、この9月から新たな運営体制でスタートしたところであります。

併せまして、町内小中学校の保護者には、2学期からの新しい学校給食の在り方、給食費の値上げはないこと、今後も、より安全安心な給食の提供に努めていくことなどについて、改めて文書でお知らせしたところであります。

次に、現在の給食の状況についてお答えをいたします。

まず、給食の配膳時におきましては、どの学校もやけどや転倒などの事故が起こらないよう、常に注意を喚起しております。また、学校の実情や子供の発達段階に応じ、小学生低学年では、運搬、配膳時には、学級担任に加えて支援員や校務員が児童の様子を見ながら状況に応じてサポートしている学校もあります。

食の指導におきましては、学校給食摂取基準が見直され、食塩の摂取基準量が減ったこともあり、数年前からだしを取って味つけを薄くし、食材本来の味を感じられるよう工夫しているところです。

地産地消につきましては、県内でも高い水準にあり、引き続きこれを維持できるよう努めてまいります。

生ごみの処理につきましては、キャベツや白菜など、葉物の芯や外葉などは田布施農工高校に引き取っていただき、養豚などの飼料として活用されていると聞いております。

食物アレルギーへの対応につきましては、現在は除去食で対応しておりますが、代替食の提供を始めるには新たな施設や設備、改修等が必要となることから、今後の課題であると考えております。

次に、エレベーターやランチルーム等の学校施設の利活用についてお答えをいたします。

お示しのありました学校施設や設備の利活用につきましては、基本的には学校が主体的に判断すべきものだと考えております。

現在、中学校に設置予定のエレベーターにつきましては、障害児等対策施設設備として国の補助事業として設置するものでありまして、現在、昇降することが困難な障害のある生徒が在籍していることや、来年度も同様のお子様が入学予定であることなどから、御提案のありました乗用のエレベーターを給食配善用リフトと兼用して活用することにつきましては、衛生面や食の安全を確保する上からは適切であるとは言えないと考えております。

また、ランチルームにつきましては、現在、給食の配膳・返却ステーションとして、また、文化祭のバザー会場や飲食場所として有効に活用されていると聞いております。

他の余裕教室等も含め、さらなる利活用の方法等については、とりわけ、地域への開放につきましては、学校運営協議会等の意見も聞きながら検討されるよう学校に伝えてまいります。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、続きまして保育園の給食についてお答えをさせていただきます。

給食は、入所児童・園児の健やかな成長に欠かせないものであり、町内の公立、法人の保育園ともに、食育や食物アレルギー対策に力を入れております。

また、法人保育園では3歳以上のクラスごとにカレー教室を実施、公立保育園では季節の野菜を収穫し、それを調理したものを実際に給食で食べるなど、食に関する体験を通じて、食べることの重要性を折に触れて子供たちに伝えております。

給食における食物アレルギー対策につきましては、児童の入園時において、保護者に食物アレルギーがないか十分確認を取り、その上で食物アレルギーの対象となる食べ物を除いた、または代替食物を使った給食を、その他の児童・園児と別に調理することで事故を防止しております。そのほか、食材もなるべく地元のものを使うようお願いしております。

続きまして、3点目でございますが、バリアフリー化の推進についてお答えをいたします。

1点目の駅前点字ブロックでございますが、議員おっしゃいますように、ブロックのところ破損している箇所が多く見受けられますし、かなり年数もたつて老朽化もしておりますので、JR西日本と協議しながら補修の依頼をしたいと思っております。

次に、駅のバリアフリー化につきましては、JRの施設等に対する要望で、ホームの段差解消やエ

レベーターの設置について要望しているところではございますが、引き続き要望を行ってまいりたいと思います。

また、国の地域公共交通の活性化及び再生に関する法律により、地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿を明らかにするマスタープラン、いわゆる地域公共交通計画を令和6年度までに地方公共団体が作成することが義務づけられております。そのため、本町においても来年度に向けて、まずは仮称ではありますが、田布施町地域公共交通会議を立ち上げ、計画の策定や目標をはっきりし、その中においてバリアフリー化が、今おっしゃられましたようなトイレの問題、そういったものも包括的に盛り込んだ計画案にして、国と協議しながら進めていきたいと考えております。

○議長（松田規久夫議員） 國本議員。

○議員（9番 國本 悦郎議員） では、質問1の再質問を行います。

人事評価について、田布施町では平成28年度から本格実施しています。当初の人事評価制度実施要領は自前で作ったんですか、それとも他に委託していたんでしょうか、お答えください。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） これは私が担当でございましたので、人事評価制度を施行しなければならないということがございましたので、いろいろ調査もいたしました、山口県のほうに相談をいたしまして、山口県が施行されておりましたので、それを参考にさせてほしいということを出向きましてお願いをいたしましたところ、快くマニュアルとか資料をお渡ししましょうということで頂けましたので、山口県の制度をそのまま使いながら、やっぱり部局等全く違います関係で本町に合うように、試行の段階でございましたので、職員にもあまり負担をかけないということで随分簡素にした形で実施したというのが経緯でございます。

○議長（松田規久夫議員） 國本議員。

○議員（9番 國本 悦郎議員） 他の市町では、当初から評価者には議会の区分があり、訓令や告知の形で議会事務局の職員については議長か、もしくは首長に委任して評価するというように明記しています。それが、これまで町長部局の中で評価が行われ、議長が確認者としても評価に関与していません。

また、さっきの答弁では、教育委員会の課長の教育長の評価後には副町長となっておったんですが、これも違和感を持ちました。このたびの改定で、委託したところと協議するということですが、そのことをしっかり頭へ入れてお願いできないかと思います。

それから、議会以外にも独立した機関として選挙管理委員会、農業委員会等もあります。その長も評価には全然関与していません。これまでの評価の仕方に問題があったのではないかと私には思います。

お隣の柳井市では、人事評価実施要領の運用の手引を見ましたら、市長、市議会議長、教育委員会、選挙管理委員会、代表監査委員会、農業委員会の連名で出しております。各機関が訓令や告知の形ではなくても、そういった方法もあるのではないかと思います、御検討願えませんか。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） おっしゃいますように、町長部局、教育委員会、選挙管理委員会、いろんな機関ごとにそれぞれ違う会社ということになりますので、本来ならそうでございます。県の要領もそうになっておりました。ただし、試行の段階でございましたので、私どもよく理解できない。また、そういった制度を議長さんとか、選挙管理委員会の人も年に4回ぐらいですか、しかも1時間ぐらいしかお会いする中で職員の評価というわけにはいかないなということ、特に農業委員会も兼務でやっております。

柳井市につきましても、多分、選挙管理委員会も3人いらっやって、局長と職員が専属した部屋で仕事をされておりますし、本町ですと監査委員も議会事務局のほうで一緒にやっていただいておりますけども、私、光市の消防の監査に毎月行くんですが、監査委員の部屋があって職員が3人おられ

ます。監査委員の机があって、私も月に1回しか行かないですが、机は用意していただいて、職員の方と一緒に話すようにしております。

ですから、なかなか本町のような、選挙管理委員会にしましても、ほとんど管財の業務が通常はベースでございますので、今年のように衆議院選挙、参議院選挙ということがあれば、業務的にそういった業務に多く当たりますが、通常は定例的な選挙管理委員会の会議しかございませんので、これは定時登録なり基本的な業務だけでございますので、職員の評価というところまで、非常にご負担を申し上げても、また、公正な判断がいただけるのか分かりません。

ですから、そういったことも含めまして現在のような形にしておりますが、今、コンサルのほうから示されております案も含めて、例えば議会ですと、議長さん、副議長さん、議員の皆様方と協議してどういうふうにしましょうかというのは、当然お諮りをさせていただきますし、農業委員会、選挙管理委員会につきましても、私が決めるちゅうんじゃなくて、一緒にやりましょうかとか、そちらのほうでされますかとか、じゃ調整はどうしましょうかというのを調整をしていくということで、これからの協議ということになってまいります。

○議長（松田規久夫議員） 國本議員。

○議員（9番 國本 悦郎議員） 今回、公募で人事評価制度の要領の改定を民間に委託するようですが、業者に丸投げするんじゃないかと、今回、私が指摘したことや、令和2年11月に内閣人事局と人事院が出している人事評価マニュアル、そういったのがあります。それらを参考にして、担当が適正な人事ができますよう手直ししていただきたいと願っています。本来なら、自前で人事評価制度の要領の改定は策定すべきだと思っておりますが、今回、公募した手前、選定を取り消すわけにはいきません。ぜひ、お願いしたいと思います。

選挙管理委員会とか農業委員会とかありますが、実施権者による確認で最終的に評価が決まるというように、この令和2年11月の内閣人事局と人事院が出しているマニュアルには書いてあるんです。その辺をよろしくお願いしたいと思います、いかがでしょう。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） おっしゃいますように、国が標準的に出すものはかなり大きな市が、例えば阿武町とか上関町に合うかという、それはもう全然合うようなものでもございませんので、やっぱり手直しをして、各町、村で話し合っていくということになろうかと思っております。

委託しておりますが、評価全体含めて本町もいろんなことがございましたので、全国のいろんな例をお聞きして、特に評価をする者は精神的に大変な負担を伴う作業でございます。人を評価することになっていきますので、そういった相談なり指導なりを受ける受皿があれば全体的にストレスなくやれるんかということで、当面、業者のほうに委託して、もう一回クリーニングしてスタートさせていただきたいというふうに思います。

○議長（松田規久夫議員） 國本議員。

○議員（9番 國本 悦郎議員） 評価に当たっては、被評価者との面談が不可欠です。ある県では面談をせずに人事評価をしたとして、当時の評価者が、後に戒告処分されたという記事があります。以前、本町でもこの件について質問したときに、面談をせずに不適切な評価をすることがありました。そういったことを踏まえ、要領の改定後にはきちんとした研修の場を設けてほしいと願っています。いかがでしょう。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 前提でございますので、そういったことはさせていただきます。

例えば、県で申しますと、評価する側とされる側が顔も知らない、全然知らない、ペーパーが上がってきて、それから最初の面談というのが唯一の接点なんです。ですから、本町の場合は365日とは申しませんが、ずうっと同じに仕事しておりますので、その辺が本当の最初の面談よりも随時動いてくる状況というのを課長も知っておりますし、評価される側も把握してほしいということは当然

持っておりますので、その辺も含めたような形にしていきたい。当然、最初の面談は重要でございます。

○議長（松田規久夫議員） 國本議員。

○議員（9番 國本 悦郎議員） では、質問2の再質問に入ります。

先ほどの教育長の答弁では、共食と黙食について、今どんとになっているかというのが出ておりませんので、その回答をお願いしたいと思います。

それと、文科省の第4次食育推進基本計画の目標を見ますと、学校給食における地場産物を活用した取り組み等を増やしたいとの意向が出ております。地産地消率の高い本町では願ったりの施策じゃないかと思えます。これまでの決算書の監査委員による審査意見書では、地産地消率の高さや残菜率の低さを高く評価しています。私は、このような安全安心な給食と、これまでも高い評価をされている学力の高さを田布施町への移住の売りにしてはどうかと思っています。町長と教育長には、その点についていかがお考えか、お聞きしたいと思います。

○議長（松田規久夫議員） 鳥枝教育長。

○教育長（鳥枝 浩二君） まず、共食と黙食についてのお尋ねなんですが、現在、コロナ禍におきまして、給食の食事のスタイルが以前とは随分変わってきております。これは去年からのコロナ対策ということで、基本的には、それまで給食は楽しい時間ということで会話をすることもありながら、あるいはグループで会食をすることもあるというシステムで取り組んできました。

ところが、コロナ禍を受けまして、現在では、食べる方向は全員向き合わずに前向きで同じ方向で、しかも、できるだけ会話をしないという形で、決まった時間内によくかんで食べるという指導がされております。今の状況だから仕方ないのかも分かりませんが、この黙食につきましては、健康上、しっかりかみながら食べるということは消化にもよく、健康上、随分成果が上がっているという、そういう報告もありますので、できればそれを続けていきたいと思えますけれども、各学校では、コロナ禍が過ぎれば、やっぱり楽しくて、おいしい給食というのを子供たちは待ち望んでいるんじゃないかなと思っています。その辺のバランスが非常に難しいかなと思っています。

それから、地産地消につきましては、御指摘のように食に関する指導の手引のほうも——国の文科省のほうですが——改訂をされています。やはり、それぞれの地産地消というのは、これを生産する人の思いも酌み取りながら、しかも、安心安全で食材を使った給食を実施するということが本来の趣旨であり、食育の狙いだと思えます。そういったことは十分踏まえながら、これから進めていきたいと思えます。

ただ、今、給食センターの栄養教諭に聞きますと、食材がある程度一定の形、量がそろわないと導入できないというような課題も、地産地消のものを導入する際にそういう課題もあると聞いておりますので、その辺りもクリアしながら、これから工夫してまいりたいと、そういうふう考えております。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 給食につきましては教育長のほうから答弁されたとおりでございますが、やっぱり学校にとって重要なイベントと申しましょうか、子供たちも楽しみにしておりますので、ほかの市町に誇れるような学校給食をサポートしていきたい。特にアレルギーとか、その辺については十分、今から検討していかなきゃいけないかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（松田規久夫議員） 國本議員。

○議員（9番 國本 悦郎議員） ですから、地産地消と学力の高さというのを移住の売りに、ぜひお願いしたいと思います。

給食について、今回、民間委託したんですが、学校給食費の公会計化は、教職員の長時間労働を是正する働き方改革の一環としても、文部省はその導入を進めています。その流れから、今後、本町で



も、それが行われていくのではないかと思います。

一つ気になりますのが、そのうち徴収も民間委託されないかということです。水道企業団でもいろんな部門が民間委託され、委託料が昨年から5年間、年間2,000万円も跳ね上がりました。それを懸念しています。その面ではどうでしょう。

○議長（松田規久夫議員） 鳥枝教育長。

○教育長（鳥枝 浩二君） 給食費の公会計化につきましては、本町では早急に今後の課題だというふうに捉えております。今、御提案がありました民間委託につきましては、現在のところは考えてはおりません。やっぱり業務として町並びに教育委員会で進めていく業務だというふうに捉えております。

○議長（松田規久夫議員） 國本議員。

○議員（9番 國本 悦郎議員） 時間が迫っておりますので、質問3の再質問をさせていただきます。

この際、駅前点字ブロックだけでなく、南町の歩道でも点字ブロックに葛のつるが覆いかぶさって機能はなしていませんでした。職員が暑い中を作業して除去してくれたようですが、町内の点字ブロックが設置してあるところで、その機能を果たさないところがないか、総点検をお願いできませんか。

この夏、パラリンピックの開催により、障害者への理解は随分深まったのではないかと思います。本町では、第6次田布施町総合計画でも共に支え合うまちづくりの推進を施策として上げていますので、3月議会で内山議員から出されたバリアフリー化に関する要望と合わせ、今回の件以外の対障害者対策を町長及び質問の答弁者ではない教育長にも対障害者教育を具体的に進めてほしい旨、要望しまして、私の質問を終わります。

○議長（松田規久夫議員） ちょうど時間です。

以上で、國本悦郎議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（松田規久夫議員） 次に、伊村渉議員。

○議員（4番 伊村 渉議員） 一般質問を行います。答弁者は町長で、一問一答でお願いいたします。

まず、第1問目、麻里府小学校が小学校に統合されて6、7年がたちました。グラウンドと体育館は現在も使用されていますが、校舎は耐震化に不適合のため、使用されていません。現在も外壁のコンクリートの一部が剥がれ落ちた場所も多々見受けられます。さらに、グラウンドの端にあるプールもそのまま、プールサイドまでイノシシが出没している状態です。それで、この校舎とプールを早く解体していただきたい。

また、その跡地に遊歩道型運動公園の設置をお願いしたい。地域住民の悲願でもあり、校舎跡地から桜川沿いにプール跡地までを、住民のアイデアで、運動機能を含んだ遊歩道を設置していただきたい。高齢化社会をいかに有意義に生活できるかは、健康な体を維持することにより、また、その運動の場所になると思います。よろしくお願いいたします。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えをいたします。

旧麻里府小学校の校舎は老朽化が進み、耐震化にも不適合ということで貸館はいたしておりませんが、1階、2階の空いた部分を文化財調査や郷土資料の関係物品や書類等の置場として、現在、有効活用いたしております。そういう状況にもありますし、昨年、調査作成いたしました公共施設の個別施設管理計画では、当面、現状のまま維持をするということにされております。

次に、遊歩道型運動公園につきましては、近年、特に高齢者の健康志向の高まりの中で、誰でも自分のペースで気軽に取り組めるウォーキングが大きく普及してきたことがあり、御要望の趣旨は十分理解いたします。

しかし、麻里府地区におきましては、現在、麻里府公民館の移転という大きな行政課題もございま

す。現在、この課題について計画の策定を進めております。今後、地域の皆さんと、そうした公民館の移転の際にお話をする場として、麻里府地区に活性化について協議をする会を設けていきたいと思っておりますので、その中で計画的に検討していきたいというふうに思っておりますので、現在のところ、そういった段階でございます。

以上でございます。

○議長（松田規久夫議員） 伊村議員。

○議員（4番 伊村 渉議員） 私も、今の麻里府小学校、昔は木造だったんですけど、そこで学んだ記憶がございます。昔は木造で臨海学校がありまして、理科室が臨海学校になっちゃったかと記憶がございますが。

今現在のコンクリートの小学校なんですけど、2階に上がる階段のコンクリがひび割れて、いかにも危ないというような状況が多々見受けられました。

また、前は地区の行事で盆踊りであるとか、そういうふうな中心的な行事を行われて、小学校が廃校になったというのを非常に痛感している、なくなって初めて分かるような状況であります。小学校というのは、公民館と同様に地区の中心になるものではないかと思っておりますけど、今の状況でそのまま放置しておいても意味がないので、とにかく早くそこを解体にめどをつけていただきたい。そこらからまず、今の答弁で、大体いつ頃になるんか、置いたものというの、今の体育館のほう側は十分活用ができますし、そういう流れで、もう2階は教室に入る通路があるんですが、それもこういうふうにごひび割れて、非常に危ない状況になっておるんで、何かあったときには困ります。できるだけ早くめどを立てていただきたい。そこらを、ひとつよろしく願います。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 先ほど申し上げましたが、昨年、全部の施設を、状況を点検して、個別にどういうふうに今後管理していくかという個別の管理計画をつくったわけでございますが、その段階では、いろいろ評価等も、老朽化とかひび割れとか、そういったものにも評価をいたしておりますが、現在のところ、早急に、直ちにとという部類には入っていないのが現状でございます。

しかしながら、議員おっしゃいますように、いつまでも、もつものでもございませぬし、安全性の確保の面から手をつけなければいけない時期が来るかと思っております。

しかし、先ほど申し上げましたように公民館の移設というのを、まず私の頭の中で第一番に、できるだけ早く、この中央公民館の跡地の建設が着くと同時に麻里府のほうにも取りかかりたいということで、今、用地の確保等計画を進めて、事業費等、今から出てくるかと思っておりますが、その辺の事業費等も参考にしながら、長期の財政計画の中でどういうふうに入れていくかというのは決めていきたいと思っておりますし、議会とも、かなりの予算を伴うものがございますので、御相談はさせていただきます。

しかし、更地にしてそのままというわけになかなか、公金投入して、かなりお金をかけるのであればプラスアルファのものが生じてこないといけなかなというふうに思っておりますが、その橋の問題と国道からの進入口の話は、どうも私の中でまだ整理ができておりませんので、先ほど申し上げましたが、公民館の移設で協議会の場を立ち上げさせていただきますので、その中で併せて、あその地域なり施設をどういうふうにするかというのをいろいろ御意見、直接お聞かせいただいて、お話をさせていただきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（松田規久夫議員） 伊村議員。

○議員（4番 伊村 渉議員） ありがとうございます。公民館の移設に関しては、今現在、町のほうで土地の選択であり、いろんな形で御苦労されておられる。また、コロナ禍の中でなかなか調整がしにくい部分もあろうかと思っておりますし、そこらも含めて、ひとつよろしく願いをいたしたいと思っております。

それと、第2の運動型の遊歩道公園。これは近くの地域の住民の方から要望をされておられて、

道路を歩くのに非常に危ないと。それもあるし、小学校の跡の川沿いからプールのほうに上がっていく、そういうところの構想を図に書いて、こういうふうなものをつくっておいたら予算も簡単に済むんじゃないかというふうな流れで提案をされておられる熱心な方もおられますし、自分とはとにかく歳を取っていくけど、運動をして、自分の体だけはしっかりと自分で責任を持って健康な体を維持していきたいというような意識じゃろうと思っておりますから、そこらも含めまして、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それじゃ、続きまして2問目にまいりたいと思ひますが、質問事項「見えない価値」の評価と。

「企業が既存の財務諸表には表れない「見えない価値」を語り始めた。人や自然環境の変化に合わせ、存在意義を問い直す動きと見ることが出来る。」、こういうふうなことが日経新聞のほうに書かれておりました。

行政も職員の評価の一つにつながるかもしれませんが、町民の要望であり、行政も各課で計画したそれぞれの目標の度合いを定期的に公表し、共有したらどうでしょうか。コロナ禍で行政の仕事も多忙を極めていると思われませんが、男性の育児休業の取得率が現在何%か。また、育児休業を取りやすくするためにも、この取得率を上げていく必要がある。風通しのいい環境づくりをお願ひしたい。

よろしくお願ひします。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

財務諸表とは決算の実績数値、いわゆる過去の情報でございます。それは未来にどうなっていくかということを含めて、企業全体の価値は見えないということで、最近、企業では非財務情報についても重視していくということがあるようでございます。

公表されるある会社の非財務的経営目標を拝見いたしますと、事業基盤の部として育児休業取得率や入社3年後の定着率、機械装置の不具合発生率といった目標が掲げられております。こうした目標は、健全な組織風土の醸成や内部統制レベルの向上、職場環境の改善や福利の向上の充実といった社員の幸福度の向上に寄与するために設定しているとのことでした。

こうした目標や目的の多くは、行政機関においても共通するものであらうと思ひますし、組織としては健全に成長していくための方策の一つとして、こうした取り組みは参考にさせていただきたいと思ひます。

なお、本町の男性の育児休業取得率ですが、令和2年度の実績として、新規取得対象者4名のうち2名が取得しております。率としては50%となります。取得期間につきましては2週間から3週間程度ということでございました。

今後、育児休業の取得促進については周囲の理解も必要となつてまいりますので、引き続き職場環境の改善に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松田規久夫議員） 伊村議員。

○議員（4番 伊村 渉議員） ありがとうございます。

最初の各課の計画の進行状況ですね、定期的に各課で共有する、そういうことができるのかどうか、そういう部分はどうでしょう。

○議長（松田規久夫議員） 総務課長。

○総務課長（山田 浩君） 多種多様な計画を田布施町つくっております。子育ての関係の計画から、あるいは町全体の計画である総合計画というようなものもつくっております。

各課で情報共有しているものといいますと、アクションプラン、まち・ひと・しごと創生の関係ですけれども、こうしたものについては各課で、企画財政課のほうでヒアリングをして、全体で情報共有しておりますけれども、具体的な健康ですとか福祉、あるいは子育てというようなものについては、これはもう各課の所管ということで整理をしている。あえて全体で共有をする仕組みというのは設け

ておりません。

以上です。

○議長（松田規久夫議員） 伊村議員。

○議員（4番 伊村 渉議員） ありがとうございます。これは職員の人事評価の一つにもなるかも分かりませんし、課でそういう共有をすることによって職員意識の向上につながる部分ではないかと思われまして、また、そういうことが職員全体につながれば、またやる気を起こすというか、そういう部分にもつながっていく。そういうところを、町民が要望に来て、ちょっとどの課に行っても、ああ、あの件はあの課に行って聞いてくださいとかって、そういう部分も非常に有効的につながっていく部分もあろうかと思えます。そういう意識を上げるためにも、先ほど町長が答弁された育児休暇の取得率が去年は50%だと、それが今年は何%上がっていくような形で、職場の環境がですね、義務と権利というのをしっかり履行していただいて、また風通しのいい役場内をつくっていただけたら、そういう気持ちでございます。これからも、ひとつよろしく願いいたします。

これで私の答弁を終わります。

○議長（松田規久夫議員） 以上で、伊村渉議員の一般質問を終わります。

○議長（松田規久夫議員） これから休憩に入ります。午前中、皆さんの協力で5名の方、終わりました。午後、また5名の方ありますので、予定どおり、午後の再開は1時半からにしたいと思います。

たくさんの傍聴者の方、ありがとうございます。また傍聴に、機会があれば来てもらったらと思います。本日はありがとうございます。それでは、ただいまから休憩に入ります。

午前 11時57分休憩

午後 1時30分再開

○議長（松田規久夫議員） 休憩を取り消し、再開いたします。高月義夫議員。

○議員（10番 高月 義夫議員） それでは、質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

執行部の皆様、そして職員の皆様におかれましては、第5波コロナ禍の中、そしてワクチン接種への対応、誠にお疲れさまでございます。

本日、事前通告に基づきまして2問質問させていただきます。それぞれ1問1答でお願いいたします。1問目は東町長、2問目は鳥枝教育長、よろしく願いいたします。

現在の田布施町議会は、半数が新人議員という過去に例を見ない状況でございます。そこで、早く町政や議員としての識見を広めるために、毎月、町の各課の御協力をいただき勉強会を開いております。過去にはこのようなことはあまりなかったようですが、早く町のために役立つ議員となるよう執行部、各課の皆様の御協力あればこそと感謝申し上げます。

また、東京2020パラリンピックも閉会され、見る者に自分の使える力を研ぎ澄まし、懸命に精いっぱい競技される姿に私自身も感動し、涙して見させていただきました。東京大会の理念でもある共生社会の実現へ向け、私たちもたゆまぬ努力をしていかなければならないと思っております。

3月より始まり、はや半年。いろいろ勉強させていただく中で様々なことが分かってまいりました。限られた予算の中で、高齢者や子育て世代、産業への政策や配慮がなされていると感じております。また、今まで一般質問した中でも改善を図っていただいております。特にホームページは多少見やすいようになり、内容も新しくなっていると感じております。

ただ、その中であまり見えてこないものもありました。高校生以上の若者に対しての施策が見えてこないのです。若者の定義ですが、厚生労働省が所管する地域若者サポートステーションでは、働くことに悩みを抱えている15歳から39歳までの年齢を対象としているようですので、便宜上39歳までを若者と呼ばさせていただきます。

田布施町の人口に占める39歳以下の人数ですが、8月現在30.2%を占めます。田布施町の人口の約3分の1を占めるわけです。決して少なくない人数、しかも10年、20年先の田布施町を担ってもらいたい大切な世代であり、田布施の未来だと思います。

第6次総合計画の中には、子育て、学校教育、社会教育、各産業、福祉、安全など上げられていますが、こと若者についての記述は婚活イベントと若者交流イベントを企画するということ、そして、昨年からの田布施農工高等学校とのたぶせView会議についてでした。そのほかの高校生や若者の具体的な地域への参画については見つけることができませんでした。

我が町は田布施農工高等学校と、将来の地域社会を担う人材育成と地域社会の発展を目的とし、両機関が有する知的資源、人的資源及び物的資源を活用し、連携、協働をこれまで以上に活発に行うための連携、協働に関する協定を結んでいます。そして、新しい商品開発や、小学校の出前講座などを開催されています。田布施農工高等学校の教育目標に「地域の文化や産業を理解し、夢や目標を持ち、地域社会に貢献しようとする意欲や態度の育成」と上げられています。

同じく熊毛郡内の熊毛南高等学校も教育目標に「地域との連携の進化・深化」これは、進歩と発展をすることと深めることの意味です。両校の教育目標から分かるように、高校も地域との連携、協働を目標に上げられています。このことから、地域の後継者育成も考えながら共に進化できればよいと思っています。

私たちは、子供が高校を卒業するとき、また、就職をするとき、いよいよ社会に出るんだからとか、社会に旅立つんだから頑張れというふうに声をかけます。ただ、本当にそうでしょうか。生徒、学生の間は社会の一員ではないのか、私は決してそうではないと思います。児童、生徒、学生、いや乳幼児でさえ、社会を構成する立派な一員であると思うのです。そして、町の後継者として将来を託していかなければいけない。だから、社会と切り離してはならないと思うのです。

2017年、独立行政法人労働政策研究・研修機構から出された「地方における雇用創出 人材還流の可能性を探る」という報告書の中に興味深い資料があります。地方への人材還流に関する効果で、高校時代までに地元企業を認知しているほど出身市町村への愛着が強いとともに、出身県外居住者は出身市町村へのUターンを希望している実態があること、そして、その地元企業を知ったきっかけは、都市部から離れた地域では学校の行事として企業見学や職場体験の割合が高いことが報告されています。地域と関わることにより愛着が、そして強い思いが湧いてくるということです。

今回の田布施町議会議員選挙での全体の投票率は57.94%、18、19歳では41.11%、二十歳から39歳以下は36%ということです。一概には言えませんが、次の世代を担う若者の政治やまちづくりへの関心がうかがえる数字だと私は思っています。

社会には高齢者もいれば若者もいます。男性もいれば、女性もいる。女性の積極的な参画も叫ばれて久しいですが、政策決定やまちづくりに同じ社会を構成する一員でもある若者が参画しないのは不自然とは思いませんか。人口減少、高齢化社会が進む中、町の将来は若者の肩にのしかかっています。若者に託す未来に、その未来を支える若者の声が直接反映する制度や仕組みがないのは不合理だと思います。直接、そして間接でも、社会の一員としてまちづくりに関わる必要があります。行政として若者の貴重な思い、意見を吸い上げる方策を私たち大人が考えなければならないと思うのです。そこで質問です。

田布施町では、令和2年度に策定した田布施町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく施策や事業の効果を検証し、地方創生の検討を行い、幅広く多くの人から意見をいただくために地方創生検討委員会を設置されています。この構成委員の平均年齢は幾つでしょうか。また、39歳以下の委員は何名おられますか。そして、若者の地域参画をどのようにお考えでしょうか。

東町長、お願いいたします。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

2点の御質問でございます。

まず、1点目として、田布施町地方創生検討委員会委員の委員構成についてのお尋ねでございますが、委員は御承知のとおり21名、平均年齢が60歳となっております。39歳以下の委員は1名でございます。参考までに、その他の年代別では70代が5名、60代が7人、50代が5人、40代が3人となっております。

今年度は、委員に欠員が生じたため委員の公募を行いました。その際、7名の応募がございましたが、その平均年齢は67歳でございまして、50歳以下の応募は残念ながらありませんでした。若い世代は、特に仕事や子育てに大変な時期であり、なかなかこのような協議体への参画、地域への参加も難しいというのが理解できるかと思いますが、少し残念な気がいたしております。

2点目の若者の地域参画についてでございますが、第6次田布施町総合計画の作成に当たっては、20代以上を対象としたまちづくりアンケートや、令和元年度になりますが、成人式でも田布施町に関するアンケートを実施いたしまして、多くの世代の考えが分かるように取り組んでまいったところでございます。

また、たぶせView会議以外にも、平成28年度から中学生の映像ワークショップ授業の中で地域を考えるきっかけづくりにも取り組んでいるところでございます。

今後は、田布施町のファンクラブ組織である田布施倶楽部を通じ、関係人口の増加を目指して、世代を問わず参画できるきっかけづくりの検討を考えていきたいと考えております。

私といたしましては、急激に進行する人口減少と少子高齢化がさらに加速化していく中で、地域社会の未来の担い手である若者は大切な資源であり、世代を超えて地域づくりに参画する人づくりや環境づくりは大変重要と認識しております。

議員がおっしゃいますように、その若者に対して地域への参画や活動の機会、きっかけを提供することの効果は、社会に対応した新たなアイデアを出していく可能性も持っております。また、将来の地域活動の中心となることが期待され、さらには地域への参画や活動に関わることなどにより、意欲や活動に結びついていくものと思っております。

本町といたしましては、これまでの取り組みをしっかりと行いつつ、世代を超えた枠組みづくりをどのようなアプローチと方法があるのか検討させてみたいと考えております。

ぜひ、議員の皆様方からも地域への参画や活動の枠組みづくりへの御意見、アイデアがあれば賜りたいと思っております。

以上でございます。

○議長（松田規久夫議員） 高月議員。

○議員（10番 高月 義夫議員） ありがとうございます。

ただいま御答弁ございましたように地域創生検討委員会、田布施町のいろんなことを検討する委員会でございますけれども、平均年齢がかなり高いというようなことでございます。お聞きになったとおりでございますけれども、そこの中でぜひ若い層をいかに取り入れるかということが大事になってくるのかなというふうに考えます。いろいろ、PTAとか、また幼稚園、保育園のいろんな保護者会等もでございます。そういったところに広く呼びかけ、田布施町にはいろんな委員会があるわけでございますけれども、そういった中にも若者枠というものをぜひ創設していただきたいなというふうに思います。そういうふうなことをして、若者から広く募集をするということも大事ではないかと思いますが、いかがでございましょうか。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） おっしゃいますように、様々な委員会とか場があるわけでございますが、やはり一般的に公募いたしますと、年代別で公募するというのは、今、あまりいたしておりません。

今、思っておりますのは、男女共同参画ということで、男女比、また、その専門的な知識とかそういったもののバランスを取りながらやっておりますが、やっぱり若い方をというのはいろんなところ

で言われますけども、やっぱり数値目標とかして持っておりませんので、それにそぐうような、委員会ごとの特色もごさいますので、それぞれの果たす役割とか目的とか、これにはこういう層の方は入っていただきたいというのが、お願いすることが適当であるというものについては今後、全部チェックいたしまして、議会とも御相談しながら公募なり推薦なりしながら、なかなか待っておりまして応募が厳しいというのは、もう今までの実情でございまして、少し働きかけというのをやっていきたいなと思います。ありがとうございます。

○議長（松田規久夫議員） 高月議員。

○議員（10番 高月 義夫議員） ありがとうございます。

やはり、今、町長がおっしゃられたとおり、待ちの姿勢ではなかなか、自分のような者はというような謙遜もあるんだと思うんですけども、積極的に手を挙げにくい状況だと思うんです。そういったことで、ぜひ数値目標等も掲げていただいて、具体的に進めるようにしていただけたらと思います。

それと、次のことでもございまして、昨年、田布施農工高等学校と役場若手職員とのたぶせView会議が開かれ、今年もぜひ拡大して継続していきたいという御答弁、6月にいただきました。現在の状況、コロナ禍でありましてどうかとは思いますが、現在の状況等お知らせいただけたらと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（松田規久夫議員） 森企画課長。

○企画財政課長（森 清君） たぶせView会議についてでございます。

昨年、総合計画を策定するに当たりまして、昨年行ったわけでございますが、今年度も、実は8月の10日ですか、やろうと思っていたところなんですが、こういう近隣、緊急事態宣言も出てということで延期をさせてもらったというのが現状でございます。今、予定は10月中旬に1回目と、2回目を12月に行いたいと思っております。ある程度、テーマは前回と同じように田布施町の未来をトピックスにまとめるとか、年代記に起こしていくと、それとあと、それをどうやって実現していくかというところまで踏み込んだView会議にしていきたいなど、今は、思っております。

以上です。

○議長（松田規久夫議員） 高月議員。

○議員（10番 高月 義夫議員） ありがとうございます。

ぜひ、町内で唯一の高校でございまして、積極的に連携を取って、特に若い方のいろんな御意見、突拍子もない意見もあるんですけども、その中には大変実になるようなものもたくさんあるかと思っております。

昨年、熊毛南高校で熟議というのがございました。そのときもいろんな意見が出ておりました。ぜひとも、吸い上げていただくようお願いしたいと思います。

そして、これまでのことを踏まえてのお願いといたしますが、でございます。田布施町まち・ひと・しごと創生総合戦略には、地域情報の発信力の強化が上げられています。町内での、このことにたけているのは誰かなということを私自身考えてみました。考えた結果、田布施町に在住している高校生、そして主婦の皆さん、大変発信力がある、いろんなSNSやなんかを使われるというのがたけた方が多々ございます。そういった方に、ぜひ田布施の未来のため町民参加の先陣を切って、田布施町のハイスクール課や言い方あれですけど、おばちゃん課と言いますかそういったものをぜひ創設して、若者や主婦の得意なSNSを使って大いにPR活動や町を楽しむ企画や活動を行っていただければと思っております。

もちろん、コロナが終息するということが大前提ではありますけれども、SNSはきちんとしたモラルに基づく制限を課して運用するという原則、それはしっかり押さえながら進めていただきたいと思いますというふうに思っております。さらに、この組織は条例等で規定されている正規の行政組織でなくとも、仮想的な課名を模したプロジェクト名として行えばいいのかなというふうに思います。

予算も、午前中のいろんな質問の中にもございました、予算にも限りがあるということでございました。極力予算は抑えて、そういう効果が出るようなことをしっかり考えていただけたらというふうに思うわけでございます。

将来の後継者育成や女性参加の観点から、制度を整え、推進をお願いしたいと思いますが、いかがでございましょうか。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 貴重な御意見ありがとうございます。

なかなか難しい問題ではございますが、取りあえず手をつけていかないとなかなか始まりませんので、いろいろSNSとか、いい面もありますが、反対にとっても恐ろしいような面も抱えておりますので、行政として公平、公正な場でどういうふうなまちづくりの意見交換なり情報共有ができるかというのは、少し行政としては慎重に考えざるを得ないと思っておりますが、観光協会なり田布施倶楽部とかそういう民間の団体でありましたら、そういったところと連携を図りながらやっていくというのが、一番手っ取り早いのかなというふうな形で思っておりますので、連絡しながら情報共有化を進めていきたいと思っております。

○議長（松田規久夫議員） 高月議員。

○議員（10番 高月 義夫議員） 全国には、こういうことをされている先例というのもたくさんございました。ただ、いろんな制約というものを、やはり課していらっしゃる。安全なところを押さえるといいますか、そういったことで、そういういろんな制約というものも、やはり必要かと思えます。その辺もしっかり整備しながら進めていただけたら非常にうれしいなというふうに思えます。若者に政治、いろんな行政というものに関心を持ってもらうという大きな機会にもなるかと思えますので、ぜひ推進のほう、よろしくをお願いしたいと思います。

それでは、続いて2問目に移ります。

小中学校における地域社会との関わりについてお聞きいたします。

小中学校では、平成28年より田布施版コミュニティ・スクールがスタート、「地域の声を学校運営に反映させる目的で設置」と当時の資料には書かれています。午前中の西本議員の質問にもございましたけれども、このコミュニティ・スクールでございますけれども、取り組みの内容としましては、教育活動の質の向上、ふるさとを愛する心の育成、自己有用感の高揚、学校の課題解決が上げられています。そして、地域の力を学校に取り入れ「ともに創る」「ともに育てる」「ともに守る」と3つの「ともに」が上げられております。田布施町の小学校は比較的地域に開かれ、地域の方も触れ合う機会が多いと思えます。朝の登校の見守りや、放課後子供教室は町内各小学校で積極的に地域の方々が関わっていただき、子供たちの安全や学校でできない学びを教えられています。

そして、中学校なのですが、我が子が中学校に通っているときには行事には参加しても、卒業してしまえばほぼ関わりがなくなってしまいました。今は、1年に1回、2年生の職場体験が唯一の触れ合いでありましたが、コロナ禍によりその楽しみもこのところなくなってしまいました。さらに、私自身に目を向けますと、この議事堂に入ったのは初当選してからで、まさに初登庁でございました。小学生のときも、中学生のときも、高校生ときも、全く町役場にすら入ったことがない未知の世界ということでございました。

以前、東町長から、ここ何年も田布施町への就職希望者に地元の子供が一人もいないんだよということをお聞きいたしました。ここにも、なぜかと考えると深い学びがあると思えます。しっかりと町のこと、産業のこと、子供たちの年齢に応じた学びの場をつくり、地域の者が先生として教え、体験できる機会を設けることだと思います。

子供たちが地域社会について年相応な学び、様々な機会を通して見て、触れて、ふるさと田布施の思いを育めるようにどのような教育に取り組まれているのでしょうか。

鳥枝教育長、お願いいたします。



○議長（松田規久夫議員） 鳥枝教育長。

○教育長（鳥枝 浩二君） お答えいたします。

今日、複雑で予測困難な時代を迎えておりますが、これからの学校教育におきましては子供たち一人一人が夢や志を持ち、多様な人々と協働しながら主体的に未来を切り開いていく力を育成することが求められております。

しかしながら、学校だけでは得られない知識、経験、能力なども多く、子供の豊かな学びや育ちを実現していくために、学校と家庭、地域等が連携、協働して教育を推進していく必要があります。

また、コミュニティ・スクールを核とし、地域教育ネットの仕組みを生かして社会総がかりで子供たちの学びや育ちを見守ることにより、子供たちの郷土への誇りや愛着を育み、地域貢献、社会貢献の意識を高めていくことがますます重要になってくると考えております。

お尋ねのありましたふるさと学習に関わる取り組みにつきましては、発達段階を踏まえ、小学校では社会科や相互的な学習の時間などで、まず身近な地域としてふるさと田布施について学習しております。具体的には田布施町の地理的、自然的環境をはじめ、工業や農林水産業、サービス業の仕事や、公共施設等の役割、郷土の歴史や偉人等について副読本「わたしたちのまち田布施」これを活用しながら理解を深めたり、実際に見学に行ったりしております。

中学校段階では、町内外の企業や事業所にて職場体験学習を行ったり、町内事業所の方や卒業された先輩OBの方から職業講話を聞いたりするなど、実習や体験を通して働くことの意義についても学んでおります。

また、直接子供たちの指導に当たる教員についても町外出身者が多く、田布施町についての知見を広げてもらうため、今年度新たに、夏季休業中に新規採用の教職員等を対象に町内の地域交流館やのんびらんど・うましま、そしてこの議会議事堂、郷土館などの施設や史跡等を巡る、ふるさとを知るという1日研修を企画し実施したところであります。

地域が人を育て、人が地域をつくると言われます。子供たちが地域に関わり、生まれた地域への誇りや愛着は、これからの時代を生き抜く力を育むとともに、将来、地域の担い手となってくれることを固く信じているところです。

○議長（松田規久夫議員） 高月議員。

○議員（10番 高月 義夫議員） ありがとうございます。

ただいま、それぞれの取り組みについて御説明をいただきました。昨年まとめられた「田布施町の教育」の中に、地域に学び、地域を支えていける人材の育成を上げられております。そして、田布施町教育振興基本計画にはキャリア教育の推進としてふるさとを愛する心を育み、地域創生につながるキャリア教育の推進が上げられております。

そこで、これはコロナ禍が収束してということが大前提だと思うわけですが、子供のキャリア教育の一環として、ただいま職業体験とかいろいろ御説明いただきました。その中に、ぜひこの田布施庁舎、役場の中の見学というのもぜひ入れていただきたい。また、この議事堂だけではなくて、議会の見学というのも入れていただければというふうに思っております。

それぞれの年齢に応じて見学だけでなく、町に対して自分たちの思いや疑問を話し合い、その思いや疑問を所管する各課へのヒアリングといったことまでできると、これは本当に、担当課の皆様には御負担をおかけするわけでございますけれども、将来を担う後輩たちに一肌脱いでいただいて、アドバイスいただける場ができると子供たちも人生の岐路に立つとき選択肢が増え、学校での学びとは違った学びを得ることにより判断の幅も広がると思っております。

中高生は町の仕組みを学ぶ中で、今ある生活に問題を感じることもあるでしょう。そうした問題を解決まで導く問題解決力を養うとともに、地域との連携も生まれてくるのではないのでしょうか。特に、中学生、高校生においては、社会意識や課題に向けた挑戦、主体的行動、さらに地域当事者性や貢献意欲といった意識を持つようになれば、これこそ継承者育成であり、将来、田布施町の子供が町役場

へ入り、まちづくりに携わりたいという頼もしい未来の後継者が現れると信じております。

教育長の御意見をお聞かせください。

○議長（松田規久夫議員） 鳥枝教育長。

○教育長（鳥枝 浩二君） 御提案ありがとうございます。

今、議員のほうから御指摘のありました、一つはキャリア教育ですが、これは座学というか学校の中だけで学ぶことではなくて、やはり体験や実習を通じて、あるいはその体験や実習を積み重ねながら、目指そうとする自分の生き方、在り方を考える教育の一環だと捉えておまして、やはりこれも学校だけで実現できるものではありませんので、地域の方とか多くの方の触れ合いの中で、関わりの中でそういった体験、経験を積んでいくことが私はとても大切であるというふうに考えております。

それから、私も教育長の任を受けまして初めてこの議事堂のほうに入らせていただきました。

現在、小学校では、まず3年生、3年生になったときに身近な地域ということで、身近ということであれば田布施町内という地域になりますが、この中で、いろいろな施設とか特徴とかいうのを学んでいきます。そして、4年生になりましては、さらにその枠が広がりまして、その地域が県内ということになります。今の御指摘のありました議会等の仕組みとか、その場所でございますが、今、4年生で県内ほとんどだと思っておりますが、県庁のほうの議会棟のほうの仕組みを見て学んでいるというのが実情でございます。

ただ、やっぱり身近にこうした立派な議事堂がありますので、これを学ぶ回も必要だと思っておりますが、このたびは先ほど答弁をさせていただきましたが、教員もここに入ったことがないということで、町長のほうのお許しをいただきまして、ちょっとこの中で食事を取りながらと言ったらおかしいですが、簡単に説明をして、特に今求められています主権者教育、やっぱり若い人の選挙離れというのが随分進んでおりますし、実際に御指摘のありました子供議会というのもいろんなところで開催をされて、実際に見たり聞いたりする体験をしないと、なかなか学校の中だけで学習するということが難しいということで、そういった意味で、まず発達段階に応じて身近なところからやれることを進めていきたいと思っております。

ただ、今、役場の職場の見学とか、こちらの議事堂のほうは見学をしておりませんが、各学校とちょっと相談をしながら、必要であれば実施をしていきたいと思っております。ただ、学校のほうもカリキュラムがありますので、無限の時間があるわけではありませんので、そのあたりは各学校の主体に任せて、ぜひ効果的な進め方で取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（松田規久夫議員） 高月議員。

○議員（10番 高月 義夫議員） ありがとうございます。

ぜひ、具体的に進めていただいて、子供たちの記憶、心に残るような行いをしていただければというふうに思っております。

また、いろいろ、今回、田布施町の計画を調べさせていただきました。この田布施町の教育、子供とか子育てに関するものが載っている計画書というのが、私の知る限り11ほどありました。これを全部読んでということは、なかなか難しいところでございます。また、まだ分からない、知らないものがあるのかもしれない。ぜひ、そういう田布施町の今実際に行われている計画というものはこういうことがあるんだということが、例えば子育てとか、小学生、要は学校教育とか、そういうところでこういう計画があるというものが一覧で出てくると非常にありがたいなというふうに思っております。

その中で、田布施町子ども・子育て支援事業計画というのがございました。その中に、子供は次世代の親となり、未来の田布施町を担います。豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう長期的な視野に立ち、子供の健全育成のために取り組みを進めるというふうに書かれております。まさにそうだなというふうに思うわけでございます。小学校、中学校、また高校生にそういう教

育をしていってこそ、今現在、この少子化というのがどんどん進んでおるときに、高校卒業してまたそこから少ない子供が外へ出るというようなことが、今、現状あるわけでございますけれども、町外へ転出される子供たちが、ぜひふるさと田布施へ志を果たしに帰って来てもらえるような町というふうになっていけるように、そういう教育というものも必要であり、ぜひ推し進めていただきたいというふうに思います。

今回、このように2問質問をさせていただきました。これは若者の政策参加というのは、先ほどからも御答弁にもございました。一概にすぐこうというふうにならないというのが、だろうというふうに私自身も思っております。長期にわたる改革として取り組まなければいけないものというふうに思うわけでございます。ですから、小学校のときから、やはりきちんと押さえていく、この行政やそれから議会というものが、地域、またその地域というものが身近に感じられるように変わってくれば、成長していく過程の中で地域当事者という意識が芽生えてくるというふうに思っております。

今、気づいたときにこそ変わるチャンスというふうに私自身は感じておるところでございます。今、東町長、そして鳥枝教育長から御答弁ございました。この若者、しっかりそういう意識を持っていただくということに取り組んでいって、これが10年、20年先に田布施町として実っていくんだなということを確認しておるところでございます。田布施の未来を託す子供たちの行く末をぜひとも実行に移していただくということをお願いして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（松田規久夫議員） 以上で、高月義夫議員の一般質問を終わります。

○議長（松田規久夫議員） 少し早いんですが、昼食後で眠くなる場所ですから、早めの休憩を取ります。2時15分再開とします。10分間の休憩です。

午後2時05分休憩

午後2時14分再開

○議長（松田規久夫議員） 休憩を取り消し、再開いたします。瀬石公夫議員。

○議員（8番 瀬石 公夫議員） それでは、私は通告のとおり4件の質問を行います。

質問方式は、全て一問一答でお願いいたします。

質問事項の1は地方自治体による広域連携の推進についてを伺います。

答弁者は町長でお願いします。

質問要旨は、2020年国勢調査の速報値で、山口県は前回調査から6万1,742人減少し、柳井市と熊毛郡を合わせた人数が消滅した。減少率は4.4%で人口は134万2,987人となった。田布施町は819人減り、減少率は県平均より高く、5.3%となり人口は1万4,498人だった。

このように、急激に進行する人口減少と少子高齢化、税収が悪化する財政状況、また、国・地方を通じて強まる地方分権、デジタル化の流れ、こうした背景にあって、2040年頃にかけて生じる変化・課題、2040年問題、そして大規模な自然災害や感染症等のリスクに的確に対応し、持続可能な形で地域において住民が快適で安心・安全な暮らしを営んでいくことができるようにするためには、地方自治体それぞれが持つ情報を共有し、資源を融通し合うなど地域の枠を超えて連携し、役割を分担することが重要である。こうしたことで住民の生活機能の確保、地域の活性化、経済成長、災害への対応、地域社会を支える次世代の人材の育成、地域のスマート化の実現などが可能となる。

また、インフラの老朽化、利用者の減少に伴う維持管理コストの増大や技術職やICT人材の専門人材の不足に対応し、他の地方自治体と連携し、施設・インフラ等の資源や専門人材の共同活用に取り組むことが行政運営において効果的であると思う。そこで、町長の広域連携についての所見をお尋ねします。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

議員御指摘のように、急激に進行いたします人口減少と少子高齢化はさらに加速化し、こうした人口構造の変化は、基礎自治体による行政サービス提供の持続可能性にも影響を及ぼすことも考えられると思っております。

こうしたことへの対応はこれまで国でも議論されており、広域連携推進の一つとして複数の市町村が一つになる市町村合併、そして、議員の言われます、個々の市町村の区域はそのままにいたしまして、連携・調整して広域的に取り組む広域行政が考えられます。

国が定めます地方公共団体相互間の共同処理方式は、連携協約、管理執行の協議会、機関等の共同設置、事務の委託、事務の代執行など様々な事務の共同処理の仕組みが設けられております。

本町における事務の共同処理は、地方自治法に基づく6つの一部事務組合と、後期高齢者医療広域連合で事務処理の共同処理を行っております。

その他、広域連携の具体例を挙げますれば、柳井広域では柳井広域消費者生活センターや休日・夜間応急診療所、1市2町が運営いたします病児・病後児保育や、さらには共同航路運行事業など共同運営しており、連携事業としては、柳井地区広域行政連絡協議会が取り組んでいる合同就職面接会や婚活サポート事業などがございます。

加えまして、中枢都市圏制度に基づきます本町を含む25市町で構成いたします広島広域では、一時預かり保育や病児・病後児保育の広域利用、プロスポーツの共同応援や県内のツアーなど、多くの圏域内の連携交流事業に取り組んでいるところでございます。

また、広域連携で地域を支える次世代の人材育成など、近年の動向といたしましては、柳井広域では1市4町、職員相互の研修派遣を毎年行っております。

また、広島広域では広島市が主催する職員研修への参加や、専門人材不足への対応として、技術系職員のOB人材登録制度の取り組みも行っております。

また、大規模災害が発災した場合には、山口県や関係機関との連携はもとより、平成29年には広島市と光地区消防組合が消防相互応援協定を締結しております。

また、平成30年3月には国が構築した応急対策職員派遣制度に基づき、避難所の運営や罹災証明の発行等の業務支援を行う対口支援チームへの派遣や、応援側の県を原則とした1対1で被災市町に割り当てるカウンターパート方式などが制度化されておまして、本町からも被災市町にたくさん職員を派遣してまいりました。

各市町の公共施設の広域利用については町外問わず利用が可能であり、また、災害時における指定避難所の利用についても町内の住民に限ったものではございません。

また、これからのデジタル化の流れや連携については、住民サービスの向上に大きく資するものと考えております。

特に、マイナンバー制度におきましては、国・県・全ての市区町村との連携協定を平成29年11月から開始しております。現在34の事務、517の手続が省略されております。今後の流れといたしましては、国におきましては基幹システムの標準化・共通化・行政手続のオンライン化を推進しており、県ではRPAやAIの19市町による共同利用について協議が進められております。

外部デジタル人材の任用につきましても、広域で共同配置できないか現在も近隣市町と検討しているところでございます。

私といたしましては、これまで様々な広域行政の取り組みを行っておりますが、さらに今後一層広域的な行政課題に対しては、近隣の自治体とともに業務等を共同化することや、広域での住民サービスの在り方など、関係首長や議員の皆様と認識を共有し議論することが重要になってくるものと考えております。

以上でございます。

○議長（松田規久夫議員） 瀬石議員。

○議員（8番 瀬石 公夫議員） この共同運航事業、ましま丸の共同、平生との共同運航事業等、これ等は大変経費の削減等で広島運輸局の御指導により行われたもので、非常にいいことだと思います。

それと、斎苑も平生町と共同でやって、いろいろ成果は挙げておられることはもう承知しております。

そういう中で、これからのデジタル化時代に入り、平成28年には、山口県市町情報システム共同利用推進会議が4市1町、周南市・下松・光・柳井・阿武で発足しております。4市1町で10年間で50.6%の経費節減となり、60億円が30億円に半減されるとされております。

また、平成30年にはやまぐち自治体クラウド協議会が、5市2町、宇部市・防府・長門・美祢・山陽小野田・周防大島町・和木町で発足しているが、田布施町はこれに、どちらにも加入していません。

山口県でこういうのに加入してない市・町は7市町あると思うんですが、田布施町はいずれにも加入していないという。これはどういうことか。その当時検討されたかどうか、ひとつよろしく。

○議長（松田規久夫議員） 森企画課長。

○企画財政課長（森 清君） 今、議員が言われるところ、基幹系システムというもので、住民基本台帳とか税・社会保障等をシステム管理しているものでございます。それによるクラウド共同利用について、議員言われるように19市町のうち7市町、本町を含めた7市町が自町システムといいますが、独自のシステムを設置・運用しているという状況でございます。

令和6年の12月に、今の基幹系システムというのが、更新の、リプレースの期限が来ます。現在稼働している業務が今35業務ございます。この業務についてまず、国の方針に基づいてクラウド化していきたいというふうに思ってます。その上で令和7年には、その35業務のうち17業務が、国が構築するクラウド上で標準化・共通化することとなっております。

議員が言われるように、システムの共同利用についてはどの共同体に入るのかとか、引き続き単独で運用するのか現在のところ決めてはおりません。ただ、今後システムの構築費用とか共同利用による割勘効果というのは検証していきたいと思しますので、そういう中で、次期システムをシステム選定していきたいというふうに考えております。

○議長（松田規久夫議員） 瀬石議員。

○議員（8番 瀬石 公夫議員） 今後検討ということでございますが、こういう電算システムというのは、他市町と共同で行うということになれば、我々も合併の仕事を周南市と若いころしたことがあるわけですけど、そういうところでいろいろ職員が集まって話をしていると、自分の町が、あ、こんな間違いをしてるんだとか、こうしたほうが有効的にできるんだというようなことに気がつくわけですね。単独でやってるとなかなか自分のことしか分からずに、それが当たり前とっていつまでもやってる。自分の町の不適切な運営と運用といいましょうか、そういうのが早く発見できるというようなこともあって、そういう共同利用というものに早く入っていただきたいと。そして、他の市町の先進的な技術、また、情報も得ることができるということでございまして、ぜひ、ほかの意味でいろいろプラスになることが多いと思います。この間ちょっと、私も話が、こういう話が別のところに行きますけど、行政じゃない人と話をしよって、「瀬石さんの前は、電車が通っちゃうじゃろう」と。「コンテナが今頃貨車にいっぱい積んじゃるか」と。「いや、この間から見ると、列車は長いのに、3個か、4、5つくらいしか積んでないよ」ちゅうて。「いや、今そんなはずはない、あれをいつも見ておきなさい。あれにいっぱい積むようになったら、経済が上向くんじゃ」と。そう言われたんで、一生懸命家の前見よったら、最近はいっぱい積んじよるんです。もう、隙間がないほど。そのように、いろんなところに行っているいろんな話を聞くというのは、職員の資質向上にもなるかと思しますので、ぜひこれは、次に新しくクラウドの立ち上げや参加等がこれから起こるようでしたら、ぜひそのような方向で考えていただきたいと思うわけですが、ま、どのように思われるか。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 今、課長が申しあげましたように、全国的にクラウド化に進むと、標準システムにいくというのが国の方針でございます。デジタル庁も開設されました。国の法的な制度に基づく移行でございますので、あまり選択肢はございません。

しかし、単独の市町でそこに参加するということも可能ですし、あるグループに入って、国のプラットフォームに入っていくということも可能でございます。だから、いろんな選択肢を今からやっっていかなきゃいけません。

結論からいうと、何でうちだけ残っちゃうかということ、うちのシステムのレベルが、はっきり言わせてもらおうと高い、安い、ということでございます。どうしても大きな市町のほうが安いと思われるんでしょうが、高いんです。これが不思議な世界です。大きなメーカーが大きな契約を取るときに、私どもから見ると、何でそんな高い契約になるのかなという面もございます。

うちの場合は職員が、ずっと自己導入ということで電算のシステム改修にも関わってきまして人材をずっと持っておりました。ほかの市町は持っておられませんが委託するしか選択肢がないということでございまして、本町の場合は選択肢があったわけでございます。ですから、できるだけコストがかからないように田布施町の実態に合ったシステムということでやってまいりましたが、先ほど申し上げましたが、国が、もうシステムを統一化してプラットフォームに乗せなさいと。クラウドですよ、とこうなりますと、そういったことを踏まえながらいかなきゃいけませんので、かなり仕事を変える必要がございます。

国が標準化するという事は、かなり大雑把な形で統一しますので、きめ細かな行政ができなくなる。ですから、今、福祉とかやっておりますが、細かいところまでのサービス提供はするなど。大雑把でええと。極端に言うとはですね。それが共同化の、やはり各市町が一個一個いろんなルールでやってきたものを反映しますと難しいんですが、基本的に8割ぐらいの標準化システムでしなさい、ということですから。

経費の面と仕事のサービスの低下につながらないような形で、当然クラウド化は進めてまいりますので、大変難しい問題でございますが、また議会のほうにもいろいろこれまでの推移、状況をお示しする中で、本町の進むべき方向はお知らせしたいし、相談をしたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（松田規久夫議員） 瀬石議員。

○議員（8番 瀬石 公夫議員） 今までののはそれで、これからデジタル化、また、マイナンバー、コロナ禍にこのたびなりまして、これから相当変革が起きてくると思うわけです。コロナ禍後を見据えて、これからほんと複雑になってくると思うわけです。このたび、いろんな支給金もあったけど、日本は支給が遅れてると。そりゃあまあ、マイナンバーとかデジタル化に遅れちゃうから遅れちゃう一面もあるというようなこともありますので、これから、町の軸足を強固にするためにも、ぜひ前向きに進めていただきたいと、このように思います。

それでは、次の質問に移ります。

2点目の質問を行います。通学路の安全確保について伺います。

答弁者は町長、教育長です。

質問要旨は、令和3年6月29日千葉県八街市の小学校の通学路で、下校中だった小学生の列にトラックが突っ込み、5人が巻き込まれる痛ましい事故が発生した。心からお悔やみ申し上げますとともに、負傷されました児童の皆さんには心からお見舞いを申し上げます。

この事故はトラック運転手の飲酒運転であることが判明し、アルコールの影響により居眠り状態だったと伝えられている。飲酒運転根絶に向けた取り組みが必要である。

また、本町では、平成29年12月にトラックが下校中の生徒を巻き込む死亡事故が起きている。通学路の安全対策に万全を尽くす必要があると思う。そこで、次のことについてお尋ねします。

- 1、通学路の総点検はされたか。それにより危険箇所は確認できたか。
  - 2、集団登下校で歩く子供は、前の子の背中やかかとばかり見て、ほとんど周りを見てないという調査結果もある。命を守るための指導はなされてるか。
  - 3、通学路の危険を防ぐ方法が困難な場合は、スクールバス運行を検討されては。合理的な解決方法と思うが。
  - 4、飲酒運転根絶を目的とする条例制定などを検討されては。
- 以上です。

○議長（松田規久夫議員） 鳥枝教育長。

○教育長（鳥枝 浩二君） 1点目から3点目について、まず、私のほうからお答えをいたします。

通学路における交通安全の確保につきましては、平成24年に関係機関と連携して、小中学校の通学路における緊急合同点検を実施するとともに、その後も継続的に通学路の安全対策を進めるため、田布施町通学路交通安全プログラム、これを策定して取り組んでいるところであります。

現在、このプログラムに基づき、毎年、定期的に小中学校の通学路の点検を行い、関係する道路管理者、警察署、各小中学校と町関係課及び教育委員会による合同の通学路安全推進会議を開催し、危険箇所について対策を協議検討するなど、児童生徒が安全に通学できるよう、通学路の安全確保に努めておるところでございます。

1点目の御質問の総点検とその結果につきましては、本年度各学校では既に、5月末までに通学路の点検を実施いたしました。その結果、町内全域で47か所についての危険箇所の状況と改善に関わる要望事項の報告を受けておまして、これを踏まえて、8月に関係機関と合同で対策を協議・検討する会議を開催したところであります。

こうした中、議員からもお示しのありました千葉県八街市の事故を受け、緊急の合同点検を実施することが求められたことから、既に報告のあった47か所を含め、改めて9月末を目途に合同点検を実施することにしております。

2点目の、子供の集団登下校における交通安全指導につきまして、お答えをいたします。

集団による登下校は、小学1年生など低学年の児童にとっては安心感が得られることや、不審者等からの声かけや連れ去り等の未然防止、また、運転する者からは、歩行者の動きを確認しやすく安全であるなどの長所がある一方、議員御指摘のとおり、あまり間隔を空けず一列で歩行すると、直前の人の動きだけに気を取られ、周りの状況が十分に目に入らなくなる短所もあると聞いております。したがって、集団での登下校を実施する際には、こうした短所を十分に踏まえた上で安全指導を行うとともに、平素から子供たちの実態に応じて、いわゆるKYTという危険予測学習、こういった取り組みを通して交通安全意識を高めていく必要があります。

また、防犯パトロール隊などのボランティアによる見守り活動をされている方々の支援や協力も得ながら、引き続き安全確保に努めてまいります。

3点目のスクールバスの運行についてお答えいたします。

現在、スクールバス3台を保有しておりますが、これまで本町では、学校の統廃合等により遠距離通学となる児童生徒を対象に、通学支援を主たる目的として運行してまいりました。

通学路の安全を確保するためには、集団登下校の実施やボランティアによる見守り活動の実施などの取り組みに加え、学校や地域の実情等に合わせてスクールバスの活用も有効な方策とされておりますが、これまでの利活用に加え、新たに運行するスクールバスの台数や路線の検討、乗車できる人数や通学等に要する時間など解決すべき問題や財政上の課題も多く、登下校時の子供たちの安全を確保するためのスクールバス利用につきましては現時点では難しく、今後の検討課題であると考えております。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、私からは4点目の飲酒運転根絶を目的とする条例の制定について、

お答えいたします。

毎年、飲酒や酒気帯びを原因として痛ましい事故が全国各地で起きておりまして、国民全体で撲滅に向けた取り組みを行う必要があると考えております。

しかし、自動車等は自治体をまたいで広域的に移動するものでございますから、条例という面で見れば都道府県単位が望ましいのではないかと、個人的には思っております。しかし、町民の務めといたしましても、飲酒運転を見かけたら警察署に通報するとか、家庭内でも飲酒運転をしようとする者がいたら止める、あるいはアルコール依存症等の家族がいたら病院を受診させる等、当然のことですので、町といたしましても撲滅に向けて様々な周知啓発を続けてまいりたいと思っております。

○議長（松田規久夫議員） 瀬石議員。

○議員（8番 瀬石 公夫議員） 先ほど、登下校の危険箇所が47か所、また、この9月になって調べるといことでございましたが、47か所あるというんでちょっと驚いてるんですけど、そこを皆道路改良なんかすると相当なお金がかかるんじゃないかとも思います。

それと同時に、これから子供の数が大幅に減少するということを考えると、一人通学を余儀なくされる子供がいるんじゃないかと、奥のほうから一人と。そうなるとやはり連れ去られるとか、ほかの危険に遭うとかいうことになれば、先ほどもスクールバス、経費がかかるのは分かります。道路改良もお金がかかる。これから、奥のほう、遠くのほう、町外れになると、道路をなかなか改良してもこれから使い手も少なくなるということも現実ではないかと思うわけです。

そういうことを考えるとき、保護者が近くだったら連れていくとか、そういうこと、まああんまり私はこの田布施では見たことがない。そして、車ででの送り迎え。そういうことも許可されて、これからはなきゃいけなくなるんじゃないかと思う。近くの人、そういうことで。もちろん、今、地域の人が見守るちゅうことも必要ですけど、それプラス自分の子は自分で連れて行きたい。それとか自家用車で送りたいとか。そういうことも容認していかざるを得なくなるんじゃないかと、このように思っております。

それと同時に、それでも救えない人はやはりスクールバスを出すというような形を取れば、田布施町ちゅうのは子供を育てるとき、安全・安心に育てられると、いうようになるんじゃないかと、このように思っております。

一つ、田布施町でも幼稚園が、私、気になっちゃうんです。

そこ、すごく園児さんが多い。どうして私の知ってる親御さんもそこに行かしちよる。そこへ行くと、これはいたらんことですが、幼稚園の制服がええちゅうのも聞いたんですけど、それ以上に常に迎えに来てくれる。それで連れて帰ってくれる。そういうことですごい園児さんが多いというようなことも聞いておりますので。将来子供がこれほど減るといふようになれば、やはり、本当に、真剣に考えていくことが必要んじゃないかと思っておりますけど。ちょっと教育長、そのあたりのことを。

○議長（松田規久夫議員） 鳥枝教育長。

○教育長（鳥枝 浩二君） まず、答弁をいたしました47か所でございますが、継続的に対策を講じてこれから改善を進めていくのが、うち40か所あります。

本年度は新規に7か所の危険箇所と要望ということで伺っております。具体的には、ソフト面とハード面の両面が安全対策にはあると思いますが、関係機関と連携を取らないと、教育委員会だけで実施することができないということで、そのあたりは合同会議のほうで役割を分担して、取り組みを進めていっているところでございます。

ハード面につきましては危険箇所の注意喚起とか、こういったものは学校レベルで、あるいは教育委員会ですることができますが、実際に道路の整備であるとか白線を引き直すとか、あるいは建物の陰で見えにくいとか、こういったものにつきましては関係者とも協議をしながら、裏づけとなる予算を配置して改善を進めなくてはいけないので、どうしても継続して進めているというのが、件数的には多くなっているのが現実です。



それから、一人で遠くから通って、声掛けとか、あるいは日が暮れてから帰るのが非常に不安であるとか、いう声も実際に聞いております。保護者による送迎等の柔軟な対応というのは今、それぞれの学校で実施をされております。

ただ、中学校の場合は1町1中学校ということで、特に大雨とか、危険箇所だけじゃなくて大雨とか台風で風が強いとか、そういった時期には緊急メールで保護者のほうに知らせるとともに、送迎も、ちょっと近隣には御迷惑をおかけする時間帯があるんですが、連れて来て安全に登校してもらう。もちろんそういった場合には登校時間はあまり気にされずに安全に登校してほしいということを、学校から発信をさせていただいてるところです。したがって、柔軟に、登下校については、その状況について対応していただくというふうに考えておるんですが、一人離れたところは毎日のことということになりますので、このあたりの方がどのぐらいおられるかはこれから学校のほうから聞き取って、少し対応を考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（松田規久夫議員） 瀬石議員。残り時間少ないんですが。

○議員（8番 瀬石 公夫議員） はい、分かりました。

ありがとうございます。そのように柔軟にお願いいたします。

どの親御さんもやっぱり、子供の安全は第一と思っておられると思いますのでよろしくお願いいたします。

それでは、質問事項の3は、ペット受入れ避難所についてです。

答弁は町長です。

質問要旨は、本町もこれから本格的な台風シーズンに入り、避難所開設の必要が多くなると思われる。先月8月14日には町内に大雨洪水警報が出され、5か所の避難所が開設され、7名の方が避難された。

こうした中、今日のペットブームやコロナ禍の中での巣ごもり生活でペットを飼われる家庭が多くなり、家族の一員のように生活されている家庭を多く見受けられる。避難によりペットと一時的でも別れるのは辛いと思う。また、避難時にペットが飼い主と離れ離れになってしまい、ペットが負傷したり、衰弱・死亡するおそれもある。また、逃げ出し放浪すると、住民の安全や公衆衛生上の環境が悪化することも懸念される。

このような事態を防ぐために、災害時に同行・同伴避難を行うことは動物愛護への観点のみならず、放浪動物による人への危害防止や生活環境保全の観点からも必要と思う。そこで、次のことをお尋ねします。

1、町内1か所にペット受入れ避難所を開設されては。

2、飼い主による災害時に備えたペットに対する対策の普及啓発が、普段から必要ではないか。

以上です。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

時間もございませんので、簡潔に答弁させていただきます。

今、御質問でありましたようなのが光市でですね、今回、30年7月の集中豪雨の際に急増したと、問合せがあったということで、49か所ある避難所のうちの1つをペットの同行ということで試行的にされております。私もそれ、ちょっと拝見しましたが、個別的な、別棟みたいになっておりますので、これならできるかなと思いましたが、今、通常、うちが避難しております5か所の避難所に、ペットが好きだという方と嫌だという方ははっきりしておりますので。また、ペットにおいても夜吠えたりですね、やっぱりいろんなペットがおりますので、なかなか難しいのではないかなというふう聞いております。

ですから、本町ではいろんな防災フェスタ等をやったときにいろいろ試してみたんですが、結局、

屋外に置くんじゃないかという話にもなっておったようでございますが、それ以来、いろんな検討もいたしておりませんので、この8月の豪雨のときにも電話が1件あったのを私も聞いておりますので、至急、近隣市町の対応も含めて検討してみたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（松田規久夫議員） 瀬石議員。

○議員（8番 瀬石 公夫議員） どうもどうも、ありがとうございます。

これ、同行避難と同伴避難があるんで、同行避難で連れて行って、別場所につないで、つないでも吠えるかも分らんけど。それか自分の車に積んで、そこで面倒を見るというような方法もあると思うんです。そういうとき、車で飼うから連れて行ってもええかと言うた場合、頭からペットはいけんよっちゅうみたいなことがないように、これから対策をよろしく願いいたします。

それでは、4点目の質問を行います。

新型コロナワクチン供給不足についてです。

答弁者は町長でお願いします。

質問要旨は、簡単に言います。この、コロナ感染予防するのは、やはり最大の鍵はワクチン接種であると思うんです。そういう中で山口県は8月末から10月初めまで9割減となったと。今までは相当よかったです。ね、山口県は。そういうことになったということで、その影響はということでございます。

それと、65歳以上で2回接種をされた方、12歳から65歳未満で2回接種をされた方、それで田布施町の接種希望者がほぼ完了されるのはいつ頃かということをご希望いたします。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） お答えいたします。

本町における接種率は8月末現在で、2回接種された方が70.4%となっております。そして、2点目の65歳以上の接種につきましては、8月末現在で90.4%、ほとんどもう全員の方がというふうに思っております。また、3点目の65歳未満については同じく57.6%となっております。現在、集団接種のほうも人数が減ってきておりますので、予約もすぐ受けられますのでどうぞということはしておりますが、既にもう周りの方が既に接種されてるんじゃないかなというふうに思います。

本町の接種完了見込みでございますが、85%としておりますが、現在のところの状況を見れば、すぐ打っていただけたらいいと思うんですが、状況を見ながらという方がいらっしゃいますので。それと12歳になったり、という方も若干これから出てまいりますので、10月くらいには予定どおり接種が完了するというふうに思っております。

ファイザーワクチンの提供不足の影響は本町にはありません。

○議長（松田規久夫議員） 時間です。

○議員（8番 瀬石 公夫議員） ありがとうございます。

70%の壁というのはあるんで、それを超えておりますんで大成功じゃないかと、このように思っております。

以上です。

○議長（松田規久夫議員） 時間が少し延びますが、引き続いて内山議員の一般質問をやりたいと思います。よろしく申し上げます。

○議員（2番 内山 昌晃議員） それでは、質問をさせていただきます。今回は3問質問をさせていただきます。全て一問一答形式、ただ答弁者のほうは東町長でよろしく願いいたします。

それでは、1問目です。防災・減災対策について。

8月に入り停滞する前線の影響で、西日本においては災害級の大雨となり、本町においても災害対策基本法改正後初の高齢者避難指示が発令されるなど、災害に備える対応をされたことと思います。

そこで、今回の大雨で本町の対応について以下のとおり質問いたします。

- 1、被害状況。
- 2、災害対策本部設置状況及び配置人員。
- 3、避難所の設置状況及び避難状況。
- 4、課題や反省点はないか。

ということでございます。よろしく申し上げます。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

まず、1点目として被害状況でございますが、本町の場合、幸いにも人的被害や人家への被害は、大きな被害報告はありません。

公共土木施設災害復旧事業といたしましては、道路関係が2件、河川関係が1件の計3件でございます。被害額は、3,000万円程度と予想されております。この3件の中に、土井の内地区の町道法寺坊線の上シガラ橋の橋脚の被災も含まれております。また、このたびでございますが、大量の土砂が流出し、河川・道路側溝を閉塞したという事例はたくさんございます。

次に、農地・農業用施設災害復旧事業といたしましては、9件300万円、小規模治山事業は1件の750万円となっております。

次に2点目の災害対策本部の設置状況及び配置人員についてでございます。

8月13日7時55分に大雨警報が、また、そして洪水警報が発令されましたので、災害対策本部体制を設置し、総務課3名、建設課7名、経済課2名の職員で警戒体制を取っておりますが、その後の7時から、灸川が氾濫注意水位を超過しましたので、建設課が現地確認を行い、また、7時30分には町道一本松線を冠水による通行止め等を行っております。その後も雨の状況を見ながら、町内パトロール等を実施し、灸川の現地確認や、町道の通行止め等を繰り返し行いながら、15日11時15分に警報が解除され、住民からの連絡や町内パトロールの結果等を考慮し、災害対策本部を12時に解除いたしております。なお、昼夜の人員配置は、被害状況等を考慮しながら柔軟に対応してまいりました。

次に、3点目の避難所の設置状況及び避難状況についての御質問ですが、14日土曜日でございますが、8時30分に警戒レベル3となります高齢者等避難情報を発出するとともに、町内5か所を避難所として開設をいたしております。なお、東田布施地域は、灸川の関係から東田布施小学校としております。

避難状況は、東田布施小学校が4世帯4名、麻郷公民館が2世帯3名で、合わせて6世帯7名の方が避難されました。

なお、避難所を開設した場合、各避難所に職員を配置し、避難担当課の町民福祉課及び新型コロナ対応等で保健師を災害対策本部に設置をいたしました。

4点目は、問題点や反省点はないかとの御質問でございますが、今回は、8月8日、9日の台風9号に続けて、8月12日以降の大雨となり長雨でございまして、非常に長期間にわたる警報が発出されたということもございましたので、町としても非常に苦慮したところでございます。15日以降は警報等はありませんでしたが、多くの職員が、長時間、長期間にわたり24時間体制の交代で配置をしてまいりましたので、町としては大きな負担になったなというふうな、担当課については大変迷惑をかけたなというふうに感じております。

今回のような長期間の体制維持や、大規模災害が発生した場合に備えて、今後避難所の運営を自主防災組織等でも一部担ってもらえるよう、避難所のルールづくり等を検討して、自主防災組織等と協議していく必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（松田規久夫議員） 内山議員。

○議員（2番 内山 昌晃議員） ありがとうございます。

大きな被害はなかった、人的被害、家とかなかったということで、これはよかったというところでございます。いつも懸案事項であります灸川が、氾濫注意水位を超過したということ、ちょっとその辺の状況等、そしてもう一つ、駅前、一本松地区、また浸水したということです。これ恐らく中学校のグラウンドのどこにある貯水槽ですかね、これが満杯になって、その水がもう逃げ場がなくてあふれたということだろうと思います。いつもながらなんですけど、早急にその辺は対応、逃げ道を造るというか、その辺も対応していただけたらと思います。いかがでしょう。

○議長（松田規久夫議員） 建設課長。

○建設課長（田中 和彦君） まず、灸川関係でございます。灸川につきましては、再三、県のほうにもしゅんせつの要望をしておるところでございます。ただ、最近は上流側のほう、水位観測所より上流側、すなわち大波野のほうを重点的に上げている状況でございます。今後また下流のほうに戻ってくると思われます。

それと、実際問題、水位が上がっても、実態とすれば、堤防が、護岸が破損するような状況ではございません。一応計算上、ある程度水位が上がったら、逃げる時間とかを考慮して、警戒水位とか決まってる関係がございまして、一応県のやり方が違っているとは言いませんけども、計算方法が違っているとは言いませんけれども、ぱっと見た感じと比較すれば、ちょっと感じが違ってきております。したがって、今回もこれは危ないなというふうな状況ではございませんでした。

次に、一本松でございますが、今回久しぶりにですね、一本松のところの水路の水があふれまして、県道のほうにも出ました。この原因については、やはり貯留槽の件でございますが、貯留槽のほうも一定程度ためることができるんですが、今年のお盆頃の雨については、いわゆる連続降雨といいまして続けて降ります。続けて降りますと貯留槽がいっぱいになって、その水をまた元に戻すことができませんので、あまり意味がなくなる状況になります。

それで、その対策としましては、貯留槽にたまった水を、中学校のグラウンドから田布施川に抜く計画がございまして、一部用地交渉が難航しております。それで、なかなか何回も何回も行っているんですけど、なかなか用地買収に応じていただけないということでございまして、またこれからも用地交渉のほうへ行きたいと思っております。その工事が完了すれば、また幾らかは浸水が改善されると思われます。

以上でございます。

○議長（松田規久夫議員） 内山議員。

○議員（2番 内山 昌晃議員） 粘り強い用地交渉、よろしく願いいたします。

次なんですけど、午前中、神田議員のほうからもいろいろありましたが、今回、自主防災組織等の連携で情報伝達というか、スムーズに行えたということでした。東地区が避難場所が公民館から小学校へ変わったということで、この辺の変更されたという情報とかももう、それはそこを通してスムーズに行えたというようなことなんですか。

○議長（松田規久夫議員） 総務課長。

○総務課長（山田 浩君） 8月の12日ぐらいの時点で、相当これから雨が降るだろうということも予測される中で、東への自主防災組織の連合の自治会長さんと公民館長さんと対応を協議する中で、やっぱり灸川のハザードマップ等の避難場所の整合性ということを考えて、小学校のほうがいいんじゃないかという話になりまして、そういう事前の打合せをしておりましたので、その辺はスムーズだったと思います。

○議長（松田規久夫議員） 内山議員。

○議員（2番 内山 昌晃議員） 時間がないので、要点だけ言わしていただきたいと思います。8月13日から約3日間にわたりまして、恐らく24時間体制で、町の職員の方が災害本部、それから現場に出られる方、それから避難所を開設された方ということで、ずっと張りつかれておられたと思い

ます。課題や問題点にもそのようなことも書いてありまして、たまたま今回、線降水帯がずれたおかげで、本町のほう3日間ぐらいで済んだんですけど、今後ちょっとでもずれると、これが1週間とか10日とか、そういうなったりもします。そのときにやはり職員にかなり負担がかかります。そうなったときに、この体制が継続してできるのか、それから負担がかからないのか、また特定の人だけにそういうことが、負担がかかってその人の健康とか心身の状態が悪くならないか、ちょっとそういうところが心配になります。そういうことが対応できるのかどうかということを、ちょっとお尋ねいたします。

○議長（松田規久夫議員） 山田総務課長。

○総務課長（山田 浩君） 今回、8月13日、14日と15日にかけてということで、二晩越すような形になってですね、災害の本部体制を敷いておりましたので、総務課の職員が交代でなんですけれども、2名、夜の9時から朝までということで、日中また私たちが出てきて交代とかという体制で、さすがにこれがもう2日、3日とかなってきまして、ちょっと、2階の課につきましても、経済課は経済課でやはり外の現場がありますので、ちょっと例えば企画財政課とか、応援体制を組まないといけないかなあというふうに考えていたところで、何とか15日の午前中で収まったというのが、実績が、そうっております。今後はちょっとまた、異常気象ですので、またあるかもしれませんので、ちょっと今後のことはまた考えていきたいというふうに思っております。

○議長（松田規久夫議員） 内山議員。

○議員（2番 内山 昌晃議員） 災害は備えが非常に大切だと思います。先ほどのようにハード面で悪いところは直す、それからソフト面ではそういう防災体制をしっかりと築く、そして自主防災組織も含めまして、これからも町民の生命と財産、守っていただくよう切にお願いして1問目は終わりたいと思います。

それでは、2問目に行きます。2、高齢化・人口減少による地域課題への対応について。

令和3年2月に改訂された田布施町人口ビジョンによると、令和2年に1万4,623人であった人口が10年後1万3,159人、20年後1万1,617人、35年後には1万人を割り込む試算となっており、人口減少は加速度的に進行していくと予想されています。また、平成27年度と令和3年度で町内の自治会別人口を比較すると、増加、ほぼ横ばいの自治会は18自治会で、57自治会は減少をしています。減少率10%以上の自治会は15自治会、減少率の最多では22.4%となっています。

このような背景の中、高齢化・人口減少により集落の機能が低下し、班の維持、行事の開催、草刈りや溝掃除等の環境作業が困難な状況となっています。

今後、ますます人口減少は進行していく中、町としてどのように集落機能を維持・活性化していくのかお尋ねいたします。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

議員御質問のように、住民基本台帳上で申しますと、平成25年度まで長らく1万6,000人台ということで推移してまいりましたが、今年1月に1万5,000人を切って、1万4,000人ということになって、近隣市町と同様に人口減少が進んできております。

こうした中、自治会によって差はあるにいたしましても、こうした人口の減少を考えますと、地域の担い手が不足し、集落機能の維持が難しくなってくるという状況が必ずついてくるというふうに認識をいたしております。特に草刈り等の作業についても、高齢化もあって人員が少なくなり、重労働になってしまうケースもあろうかと思われま。

こうした問題に対応するためには、自治会単位だけでは解決しないということもあろうかと思しますので、広く地域住民が特性と知恵を出し合って取り組むことや、地域のリーダーの存在、また、行政と住民とがそれぞれの主体となるべき分野を整理した上で、協働していくことが必要になってくる

のではないかと思っております。

こうした体制を整備していくため、国からの財政措置の有無を含めて検討してまいりたいと思います。また、全国的な問題でもございますので、国や県の施策の動向、また先進事例や技術革新の状況等を注意し、情報収集にも努めてまいりたいと思います。

また併せて、少子高齢化の進展に伴い、介護も非常に大変な場面を迎えてくるような気がいたします。高齢者に対しての介護分野の人材不足も想定されること等から、町では地域共生社会の実現に向けて、地域のボランティアの方などによる高齢者等への支援体制づくりに力を入れておるところでございます。

地域の方々が地域の課題について協議する場、これを協議体と言っておりますが、現在、公民館単位に設置したいと考えております。既に麻里府地区では「支えあいまりふ」、城南地区では「お互いさま城南」という協議体が立ち上がり、麻郷地区でも立ち上げに向けて勉強会等が開催されていると聞いております。

このような協議体とも連携しながら、いろんな様々な地域の課題を地域の住民による支え合いづくり、そこに行政がどのようにサポートできるかというのを考えていきたいというふうに思います。

○議長（松田規久夫議員） 内山議員。

○議員（2番 内山 昌晃議員） ありがとうございます。

やはり、自助共助公助というところで、誰がどこまでやるかということが、そういうことが重要だと思います。私がちょっと提案したいのが、これを解決するのは3つ柱があって、まず1つ目が、先ほど町長も言われましたけど、麻里府の「支えあい」とか、城南の「お互いさま城南」というような組織体という、そういうのを活用していくということで、これは私もすごくいいことだなと思っていて、これが各地区に立ち上がれば、割と効果が出るのではないかと考えてございます。

その他の地域の進捗状況というか、そういう組織の立ち上げというのはこれから進んでいくんでしょうか。

○議長（松田規久夫議員） 吉村課長。

○健康保険課長（吉村 明夫君） 現在、高齢者の支援を主に置いた組織の取り組みを進めています。今、麻郷地区では、みんなを集めて勉強会を開催しようとしているんですけど、何回もコロナで中止になって、ちょっと立ち上げが遅くなっています。西と東については、まだちょっと話がまだそこまで進んでいませんが、今後この3地区を参考に西と東でもつくっていきたくて考えています。

○議長（松田規久夫議員） 内山議員。

○議員（2番 内山 昌晃議員） 福祉の分野というかですね、そういう分野での、目的は立ち上げということで、これをいろいろ拡大して行って、いろんな地域の課題が解決できればということで、これからもよろしくお願ひしたいというふうに思います。

2番目に、組織は立ち上がりました、何が大事かというところで、これも町長の答弁にもありましたけど、中心的存在、リーダーというか、そういう人材が必要だと思います。私、考えたんですけど、例えばこの4月に、令和3年4月なんですけど、新聞に下松市が地域課題を解決するために職員をその地域に派遣をして、地域課題解決に取り組むというような記事が載っておりました。そういう事例というか、あるんですけど、もし内容を知っておられれば、どういうものかというのをちょっと教えていただきたいんですけど、もし、分かっていたら範囲でいいんですけど。

○議長（松田規久夫議員） 森企画課長。

○企画財政課長（森 清君） 下松市の今の事例でございます。私も報道で見ましたけど、公民館に正規職員が配置されていないという笠戸島に、6名の職員が兼務として任命されているというのは聞いております。そういう中で、地域の今言った課題の会議に、ちょっとコロナの関係もあるということで1回ほど参加したということは聞いております。そういうところでも、ほかの自治体でも、例えば近隣で言えば光市さんとかは兼務辞令が出ているか、ちょっとそこは分かりせんけど、地域に担当

地区を割り当てて会議に出席させているとか、若手職員には、研修目的で年2回に限ってイベントとか行事に参加させているというのがあります。柳井市で言えば、これは職員は兼務辞令出ているんですが、出張所などの職員として選任しているというところで、ただ小規模自治体の平生町等については、そういう公民館単位で職員が常駐したりとか、兼務したりという話は私の中では聞いておりません。

○議長（松田規久夫議員） 内山議員。

○議員（2番 内山 昌晃議員） ありがとうございます。

いろいろ今、若手職員とかいろいろキーワードが出てきたんですけど、ちょっと私考えるのに、その地域に出て行って課題を解決するというところで、私考えるのは、まず再任用職員ですね、60歳で定年をされて65歳まで再任用職員の方、この方々は40年近く勤められて経験値も豊富ですし、それから人もよく知っておられたりとか、その地域をよく知っておられるとか、まあもう即戦力というか、もう地域に行かればそのまま活躍していただけるんじゃないかというところがまず、公民館単位でも派遣していただくということですね。

それから、2つ目が役場の新人職員、もうほとんどが町外の方が就職をされているということで、田布施のことは何も分からない、地域のことも分からない、人は当然分からない、何というか、やはり役場の職員というのは、地域や人とかをよく知った上で公務を行ってやるのが、何というか、住民サービスにつながるんじゃないかというふうに思っております。で、新人職員さんもう入られたら、これは修行ではないですけど、1年、2年とかちょっと地域に出られて、地域の人たちと一緒に地域の課題を見つける、そして課題を解決すると、そして職員さんはそれで自分をスキルアップをすることですね。地域の方はそれで助けていただく、地域もよくなる、それから町は貴重な人材が育つというところで、これ三方よしではないかなというところで、ぜひこの辺もちょっと一考していただけたらというふうなことを考えております。

それから3つ目で、今度はまたこれも役場職員さんで申し訳ないんですけど、65歳で完全定年された方、これで組織をつくって、ボランティアではないですけど、低価格の有料化で草刈りとかにこれは出かけて行くということで組織化していただくと、これは役場職員さんだけではなくてもいいんですけど、率先して、その辺もやっていただいたらいいんじゃないかなというふうに、ちょっと3点ほど考えてみました。いかがでしょうか。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 1点目は、支えあいまりふとか、私が思うのは、協議体が福祉の場面ではなくて、それが広がってくればいいかな、どうせ参加されるメンバーは同じようになるんじゃないかなと思います。介護で活躍されるお世話をしていただく方が、そのおじいさん・おばあさんの家の電球が切れたとか、裏山がちょっとどうなんじゃろうか、カズラが来るかというのも、当然地域の方がそれぞれ支え合いながら解決していくと。私が思うには、そこへ行政としてどういうサポートができるかという体制にないと、私の経験からいくと、役場の職員をそこに置いたら、住民の方がのいちゃうんですよね。役場の職員がやれと。

それじゃあ役場の職員も地元の方の意向も分からない中で、一緒にやろうやという話がまず前提でないと、特に新人職員はなかなか物もよう言いませんし、気兼ねでブラック企業みたいなことになってもいけませんので、その辺、十分新人教育でいろんなまず自治会の場所と、どういった地域構成なのかというのはテストもしたりしてやっております。草刈り機の使い方とか、折に触れてやっておりますが、なかなか入ってこられる方も、今、社会人のような経験をお持ちの方と、ほんとに高校を出てすぐだという方もいらっしゃいますので、なかなか一括してというわけには難しいかなと思います。

公民館は以前は職員がおりました。緊急財政再生プランの中で、職員数を20人減らそうという話、それでないと財政が立たないというような見込みがございまして、20人減らそうという中で、いろんな出先の機関を当然切らざるを得ないということで、現在に至ったわけで、20年近くやってきたこととございますので、私はまあ地域の自主性から見れば、地域のことは地域でしようという責任感

というんでしょうか、それは幸いにも維持できたなと思いますが、議員言われるように、なかなか場面が変わってきますと、今まで支えてくれた50人おったのが20人になってきたら、これまでどおりできるんかとか、見ておまして本当に地域のリーダーの方が、すごいスーパーマンのような方が何人かいらっしゃいまして、その方でもっているというような地域もたくさんあります。そういった方がやっぱり80歳とか90歳になってくると、非常に難しいなというのがありますので、町もこれまでの対応だけではいけないなというのは感じておりますし、内山議員がおっしゃいますように、いろいろ役場の中でもどういうふうにしようかというのは考えている段階でございます。

今、貴重な御意見を頂きましたので、また議会の皆様と各地域ごとの課題もあると思いますので、いろんな各地域の実情なり議会でも協議していただいて、御提案頂けたら一緒になってやっていきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（松田規久夫議員） 内山議員。

○議員（2番 内山 昌晃議員） やはり、地域は大変大切なところですよ。やはり積極的に地域のほうへ出かけて行かれて、課題を見つけて解決をします。地域も行政も一緒になって取り組んでいったらというふうに思うので、よろしくをお願いします。

それともう一つ、先日、観音橋から自転車道が瀬戸のほうに、そこの草刈りをするのに町内のある方がラジコンの、まあ大きいんですけど、こういうハンマーモアではなくてラジコンなんですけど。それで草刈りの手伝いをされたということで、かなりこれを、町長さんも来られちゃった、見られたと思いますけど、かなりこれで人材不足というか、人の不足が解消されると思います。こういう機械化というか、こういうのも利用されて、その辺も補っていただけたらというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） その方と私2人で作業して、私がガードパイプ沿いをあぜ草刈り機で刈って、もう一人の彼がリモコンでキャタピラがついて300万円いたしますが、カズラじゃろうが何じゃろうが、もう戦車のようにばりばりばり行って、こんな斜面なんですけども関係ないですね。ずっと行って、落ちりゃせんかと思うて、300万円というのが私も頭にあったから、そろりそろりやりいよちゅうんですが、やっぱりかなり慣れておられて、あっちゅう間にできました。向こう側も役場の課長連中が毎年やるんですが、そちらのほうにも来ていただいて、やっていただいたようです。

これからは、そういう機械化を当然していく、当然人が要りませんよね、30人役、50人役ぐらいはですね。ですから、作業日が違えば、あれ一緒にやったら意味がないんです。50人おられて、あのリモコンを使ったら、けがをするからできませんけど、前の週にリモコンで刈っというて、残ったところをやろうやと、で、残ったところを手でやろうとか、段階的に作業しなと、これから難しいと思いますので、町道とかいろんな管理においても、非常にまあ、ガードパイプとかガードレールなかったらええと思うんですが、そういった便も当然使いながら、経済課のほうとも相談しながら、また組織をつくったらとかいうこともまた御提案頂きながら、町のほうからも御提案いたしますので、今後の体制に向けて、やっぱり1個の方法じゃだめだと思っておりますので、いろんな方法を各地域に合ったようなものをつくりながら、選択していくということにしたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（松田規久夫議員） 内山議員。

○議員（2番 内山 昌晃議員） ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

それから、草刈り関連で、ちょっと違うんですけど、今朝方町民の方とお会いしまして、下田布施の方なんですけど、マムシ、ハミですか、最近異常発生しておるということで、多数目撃情報があるみたいですよ。一応毒蛇なので、注意喚起というか、そういう周知、それからもしできれば、そういう生息していそうなところの草をどうにかしていただいたらなというふうに思います。よろしくお願ひ



します。

では、最後の質問です。

3番目です。地域おこし協力隊活動について。

9月末をもって地域おこし協力隊員の1人が任期満了により卒業されるようです。この3年間の実績と成果、反省点と課題、今後の去就をお尋ねします。

併せて、2年目を迎えたもう一人の地域おこし協力隊員の活動状況と今後も地域おこし協力隊員を募集していくのかお尋ねいたします。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

現在、本町において地域おこし協力隊員2名の方が活動をされております。1人目につきましては、平成30年10月1日に地域おこし協力隊員として着任され、今年の9月末をもって退任ということになります。この3年間は主に農業分野で活躍され、本町の農業を学ぶため、農協や県が実施するイチジクやイチゴ、アスパラガスなどの栽培講習に参加され、自己研さんされてまいりました。特に本町の特産品でもありますイチジクに強い関心を持たれ、農協が新規栽培者向けに開催しておるイチジク栽培大学を受講され、田布施町地域交流館近くの農協が管理する圃場でイチジクの生産を経験し、見識や栽培技術を深めてまいられました。

そのほか、小行司地域の集落や木地集落などの集落営農法人において、水稻や小麦、大豆などの大型機械による土地利用作物の栽培技術や草刈り、水路の泥上げなどの圃場管理手法についても習得され、農業ヘルパーとして集落営農法人の作業支援にも従事をされております。また、田布施町観光協会と連携したイベント企画運営や加工品開発、田布施町地域交流館での出荷補助などを行われ、町内の様々な団体と積極的に関係を構築されてまいりました。しかしながら、昨年からの新型コロナの影響で協力隊員として思うような活動ができなくなり、実績が残せないという葛藤があったと思われまます。本町で起業したいという強い意志でその葛藤を乗り越えられ、3年間の活動を終えられます。

今後につきましては、当初9月末に活動の報告会を予定をしておりましたが、新型コロナウイルスの感染拡大によりまして、今は10月以降に改めて人数等制限した上で行いたいというふうに予定をいたしております。また、8月には農事組合法人小行司に事務所を置かれ、個人事業主として開業届を提出され、退任後はイチジク農家を軸として、ドライフルーツなど付加価値の高い商品を販売していくということで考えておられます。町といたしましても、今回の補正でお願いしておりますが、起業に当たっての支援金を支給して、今後の活躍に期待されることを願っております。

続きまして、もう一人の協力隊員ですが、この方は令和2年2月1日に着任され、2年目を迎えられております。将来は、町内で食事もできるカフェの起業を考えておられ、現在、田布施町地域交流館の菓子工房でパンや菓子の仕込み、カフェのさくらみちでパフェやうどん等の販売、小行司のフラワーフレンドで注文を受けたケーキやタルトの製造を行いながら、起業に向けたいろんな商品の試作を行われております。カフェで起業するというを前提として、自分が作る商品を多くの方に知ってもらうため、移動販売を行うことも検討されておられます。また、9月に退任される隊員の方と一緒に、イチジクを使った商品の製造、販売も考えておられます。町といたしましても、この方の退任後の起業に向けての支援をしていきたいというふうに考えております。

最後に、今後の地域おこし協力隊員の募集でございますが、現在コロナ禍でなかなか厳しい状況ではございますが、できれば今年度中に新たな隊員の募集を行い、来年度から地域おこし協力隊が新たに活動できるよう、準備を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松田規久夫議員） 内山議員。

○議員（2番 内山 昌晃議員） ありがとうございます。もう時間もないのであれですけど。

先日、テレビ、TYS、夕方ですね、イチジクの柴田さん出られてました。それを見て、これはや

っていけるなというふうに思いました。田布施のほうにも残っていただくということで提示をしていただいて、イチジクで頑張っていただけということで応援をしていきたいというふうに思っております。

それから、2年目の田村さんのほうも同じく目標に向かって、これからもやっていただいたらというふうに思います。やはりこれからも隊員さん募集すると思うんですけど、やはり自分が考えるのは、やっぱり町のほうはどういうことをその人をお願いするか、目的目標をしっかりと、こういうことをやってほしいということを明確にしてあげるといこと、それからできる限りバックアップをする、財政面でもそうですし、住むところもそう、それから人とのつながりもつけたり地域にどんどん入れていってあげるといこと、そういうバックアップのほうを、ぜひしていただいたらというふうに思います。それと、次期隊員募集、いろいろ報道とかで見ると、はい、終わりですか。よろしく願います。

○議長（松田規久夫議員） 以上で、内山昌晃議員の一般質問を終わります。

○議長（松田規久夫議員） ここで、暫時休憩します。10分間の換気休憩を行いたいで、再開はあの時計で45分とします。

3時45分に、落合議員、南議員と連続して1時間を超えるか分かりますが、2人、お二方お願いしたいと思います。

午後 3時36分休憩

午後 3時44分再開

○議長（松田規久夫議員） 休憩を取り消し、再開します。

落合祥二議員。

○議員（5番 落合 祥二議員） 質問は全部で2件。質問形式は一問一答です。

まず、1番目の新型コロナウイルス感染対策及びワクチン接種についてです。

非常に強い感染力を持つデルタ株が全国で猛威を振るっています。全国の7割にわたる東京や大阪、福岡、近隣の福岡、広島など、33都道府県に、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が出されています。全国的な感染拡大に歯止めがかからない状況です。

山口県においても、8月13日からデルタ株感染拡大防止集中対策を実施していますが、お盆期間以降も感染がさらに拡大しており、会議、会食を起因としたクラスターの発生等により新規感染者が急増し、医療提供体制が逼迫していることから、こうした状況を打開するため、8月25日に集中対策の強化とともに、期間も8月31日から9月12日まで延長されました。

しかしながら、県の感染状況は8月25日から一番上のステージ4に移行し、医療提供体制への負荷が急激に高まっています。最近はやっと、感染者も減っている傾向も見られますが、安心はできないと思っております。

山口県の累計の感染者数は、9月6日現在で5,265人、昨日と比べて22人増となっています。田布施町においても累計感染者数は9月6日現在で41人です。新型コロナウイルスは、注意していても誰もが感染する可能性があるものです。私も感染するかもしれません。感染された方におかれましては、一刻も早い回復を心からお祈りいたします。

一方、ワクチン接種も感染予防や重症化のリスクを抑えるため、接種を希望される町民が一日も早くワクチン接種を受けられるようにすることが重要です。そこでまず、感染対策について質問いたします。一つ、本年8月25日付で、県から発表されたデルタ株感染拡大防止集中対策の強化及び期間延長についての中で、学校における感染予防防止対策というのが示されています。本町ではどのように対応されるのですか。答弁を教育長にお願いいたします。

次に、ワクチン接種について質問いたします。答弁は町長のほうにお願いいたします。

ワクチン接種は、国のホームページによれば、一般接種と医療従事者等の接種、職域接種の3に分かれています。その中の一般接種において、65歳以上の高齢者の1回目の接種を終えた人の割合及び2回目の接種を終えた人の割合及び65歳以上の高齢者を含む全ての町民の1回目の接種を終えた人の割合及び2回目の接種を終えた人の割合は何%ですか。これはちょっと瀬石議員とダブっているところもあるのですが、既に答弁も用意していらっしゃると思いますので、お答えをお願いいたします。

3番目に、本町のワクチン接種は今ホームページを見ますと、希望者が少ないので9月5日、9月12日を終了としていますが、ですから、9月5日に受けられた方は3週間後は第2回目を受けられるということになるんだろうと思うのですが、12日に受けられた方は3週間後に2回目ということになると思うのですが、中には、健康上の理由で集団接種を受けられなかったという人もいらっしゃると思うんです。入院していてその病気でできなかったとか、いろいろあると思うんですが、そういう場合は、町内各医療機関で個別接種を受けることになるのでしょうか。

以上、1問目の質問をいたします。

○議長（松田規久夫議員） 鳥枝教育長。

○教育長（鳥枝 浩二君） 1点目の学校における感染防止対策につきまして、まず、私のほうからお答えをさせていただきます。

ただいま議員からお示しもありましたとおり、新型コロナウイルス感染症につきましては、感染力の強いデルタ株の影響等により、全国的な感染拡大に歯止めがかからない中、本県では、当初、8月の13日から8月の31日までの間をデルタ株感染拡大集中対策として実施されましたが、新規感染者が急増し、医療提供体制が逼迫したということなどから、集中対策を強化するとともに、期間を9月12日まで延長することになりました。

この期間の学校における感染防止対策といたしまして、生徒、教職員等が県外との往来を伴う全国大会等に参加した際の帰県後のPCR検査の実施、教職員等を対象とした感染防止対策に係るオンデマンド配信、衛生管理マニュアルに定められる地域の感染レベルをレベル3に引き上げることが示されたところです。

これを踏まえまして、本町におきましては、基本的な感染症対策につきましては、衛生管理マニュアルに定める地域の感染レベル3を踏まえて、感染防止に取り組むことといたしました。

併せまして、1つ目に子供たちの学びを保障するために、感染拡大防止に最大限の対策を講じた上で、学校の教育活動を継続して実施することとし、2学期開始の段階では、地域の感染状況から一斉の分散登校や短縮授業等は実施しないこと。

2つ目に、9月12日までの対策期間中の学校行事等につきましては、延期または中止とする。また、中学校の部活動については、感染防止に最大限の対策を講じた上で、実施すること。

3つ目に、特に3つの密を避け、十分な換気、マスクの着用やまめな手洗い・手指消毒、共用部分の消毒など、感染拡大を予防する新しい生活様式等、これを活用した感染予防対策を徹底する。

4つ目に、子供の健康管理等については、保護者や家庭と連携を図るとともに、感染拡大防止について理解と協力が得られるよう努めること。

こうした点に留意し、2学期をスタートさせることを学校と申し合わせ、対応しているところであります。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

2点目の65歳以上の接種率ですが、8月末現在で1回目の接種率は91.4%、2回目の接種率は90.4%となっております。また、町民全体ではそれぞれ77.6%、70.4%となっております。

次に3点目の健康上の理由などで集団接種が受けられなかった方についてであります。集団接種

終了後も、これまでどおり各医療機関の個別接種は継続しますので御利用頂けます。

なお、ファイザー製ワクチンの対象者は満12歳以上となっており、小学校6年生の年齢到達の都度、新たに接種対象者に追加されますので、今後、接種者の減少が見込まれますが、そういったことでもありますので、医療機関との日程調整またはワクチンの確保等について調節をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（松田規久夫議員） 落合議員。

○議員（5番 落合 祥二議員） 明解な回答ありがとうございます。一応、8月11日の町長メッセージに載っておりました。大変残念なことでありますが、8月10日、中学校の部活動でクラスターが発生しました。そのホームページによれば、この部活動でのクラスターにおける感染者が11名、町内4名、町外7名というふうになっています。その後、教育委員会のほうで8月、ホームページで8月20日付で中間報告として関係者のPCR検査をしています。今のところそういうので陽性は出ていませんというような形になっていますが、それについては、最終結果はどういうふうになりましたか。お聞きしたいと思います。

○議長（松田規久夫議員） 鳥枝教育長。

○教育長（鳥枝 浩二君） 今、お尋ねのありました部活動等に関わるクラスターですが、最終的には8月14日までで18名の感染が確認され、8月15日以降はもう関係する感染はございません。それから、PCR検査の件でございますかね。これにつきましても、関係する職員等実施をいたしまして、全て陰性ということで結果が出ております。

以上です。

○議長（松田規久夫議員） 落合議員。

○議員（5番 落合 祥二議員） 分かりました。

この件については、もう、ほぼ終息というふうに理解してよろしいでしょう。

○議長（松田規久夫議員） 鳥枝教育長。

○教育長（鳥枝 浩二君） 一応、そういうふうに理解をして、8月末の段階で、それぞれの小中学校の校長と2学期からのスタートについて、子供たちが不安にならないようにということと、これまでの元気よく楽しく学校生活を送られるようにということで準備をして、9月1日をスタートさせたところです。

○議長（松田規久夫議員） 落合議員。

○議員（5番 落合 祥二議員） それで、大変安心しました。先ほども言いましたけど、いつ誰が感染するか分からない、私も感染するかもしれない、そういう中での不幸といえばあれですが、そういうことであったというふうに思っております。

次に、ワクチンの関係ですけれども、先ほどの回答の中で、もう高齢者は分母で割る分母がどの分母かということで、昨年の令和2年の1月1日の人口というので割ったり、最近ではもう令和2年のになったりとかいろいろ変わってますし、NHKの報道とか官邸のホームページとか、いろいろ違うんですけども、その辺で約でも考えなくちゃいけないだろうと思うんですが、高齢者、2回目が90.4%ということで、ほぼ終わったというふうに思っているんじゃないかなというふうに理解しております。それでいいかどうか。

それから、町民全体で今のところ2回目が70.4で1回目が77.6ですから、この8月末ですから、まだ2回目打っていない人もいらっしゃるかもしれませんし、今度の9月の接種がある、また町内の医療機関で打つ方もいらっしゃると思うんで、その辺で、これが数字が上がってくるし、先ほど瀬石議員の答弁にもありましたように、10月には終わるであろうというふうなことではありましたので、これもほぼ田布施町は全国的に見ても、山口県内の他の自治体と見ても、かなり接種率がいいというふうに、前回6月にも私、一般質問しましたけど、そのときからもうかなり効率的にやってらっしゃるといふふうに評価しておりますが、そういう状況というふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長（松田規久夫議員） 吉村課長。

○健康保険課長（吉村 明夫君） 町内では、割と早く接種が進んでおります。集団接種のほうも予約の申込みがもう減ってきています。そういった感じで、今現在で1回目の人は最新の情報ですと78.6%で、2回目接種が全体で71.4%です。ですから、ちょっと申込みのほうもすごい少なくなってきておりますので、順調に進んでいると思います。

○議長（松田規久夫議員） 落合議員。

○議員（5番 落合 祥二議員） そういう意味で、都会のほうに住んでいる友人や友人の子供たちは大変な状況にはあるんですけど、幸い田舎である田布施町の町民はかなり救われているというふうに思っております。それで今後、デルタ株、またそのまた変異株がどんどん出てきたら、ブースター接種といって第3回目を打つような情報もあります。そのときも、ぜひ今までと同じように効率よくですね、町民の方に接種を進めていただけたらというふうに思います。

それでは、次に2番目の質問をいたします。

2番目の通学歩道の整備についてです。

本年6月に第11次田布施町交通安全計画が作成されています。こういったものを配っていただきましたけど、その計画の中に、これもちょっと、瀬石さんの質問とダブるところもあるんですけど、田布施町通学路安全プログラムの推進ということとして、継続的に通学路の安全を確保するため、地域、保護者、生徒及び学校職員の連携により、通学路の安全点検を定期的を実施し、危険箇所等の抽出を行い、田布施町通学路安全推進会議で具体的な通学路の安全確保対策を協議、実施するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善充実を図るとあります。

また、歩行者、自転車対策及び生活道路対策の推進として、生活道路において人優先の考えの下、面的な交通事故対策を推進するとともに、少子高齢化社会の進展も踏まえ、歩行空間のバリアフリー化及び通学路における安全で安心な歩行空間の確保を図る。また、自転車利用環境の整備、安全上課題のある踏切の対策等による歩行者・自転車の安全な通行空間の確保を図るとあります。

一方、近年、田布施町も道路改良等に伴い、広い幅員の自転車歩道、自転車と歩行者道が整備されており、歩行者も自転車も通行が可能な歩道が増え、通学路の安全性が向上しています。しかしながら、一方で、歩道がなかったり、歩道があっても自転車が通行できない通学路があります。

そこで、まず第11次田布施町交通安全計画に示されている田布施町通学路安全プログラムについて質問します。

1、毎年どのようにして実行されているのですか。2、危険箇所は、毎年何か所把握しておられますか。

3、対策実施後の校区把握、対策の改善充実はどのようにしておられますか。

次に、通学歩道の整備について質問します。

4、用地取得や予算の確保が必要なので、一朝一夕にはいかないと思いますが、特に、自動車の交通量が多い通学路について、歩行者も自転車も安全に通行可能な歩道を整備することが重要だと思います。国道を整備するなら国が見ますから、多分、町の負担は要らないと思います。県道なら県事業負担金というので10%、多分要ると思うんですけども、こういうことを県に要望というのが、本来のあれかもしれませんが、国、県、町と市町村は平等という立場からいけば、要求的な感じではお願いできないでしょうかということでございます。また、町道のは計画的に実施できないでしょうかという質問でございます。よろしく申し上げます。

○議長（松田規久夫議員） 鳥枝教育長。

○教育長（鳥枝 浩二君） まず、田布施町通学路安全プログラムに関し、1点目から3点目について、私のほうからお答えをいたします。

平成24年に、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことを受けまして、関係機関と連携して通学路の安全点検を実施し、必要な対策が協議されることとなりました。しかし、

改善や対策によっては、期間を要する箇所もあり、継続して通学路の安全確保に向けた取り組みを行うために、平成27年3月に本町では、田布施町通学路交通安全プログラム、これを策定し取組体制を整備してきたところでございます。

そして、毎年このプログラムに基づきまして、4月から5月にかけて県内の小中学校において、地域、保護者、児童生徒、学校職員が必要に応じて連携して通学路の安全点検を実施し、危険箇所等の抽出を行います。そして、学校は、危険箇所の状況やその改善要望書を作成した点検結果を教育委員会に提出することになります。その後、報告された改善要望書を基に、6月から8月の間に関係する道路管理者、警察署、各小中学校と町関係課及び教育委員会が連携し、まず1回目の合同の通学路安全推進会議を開催し、対策必要箇所についてハード面・ソフト面から改善対策を検討し、実施可能な対策から改善に取り組んでおります。

実施した対策の効果等につきましては、児童生徒や学校関係者から聞き取り等により把握し、次の回の通学路安全推進会議にて報告、確認することになります。

このように、毎年、通学路の安全点検を行い、PDCAサイクルとして実践し、通学路の安全性の向上を図っていく、そういうプログラムになっております。

なお、お尋ねのありました危険箇所数は、先ほどもお答えいたしましたですが、今年実施した点検の結果、町内全体で47か所について報告、検討がなされているところでございます。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 私からは4点目についてお答えいたします。

通学路における自転車歩行者道の整備については、毎年、国、県に要望しており、現在、国道においては、鳥越地区の整備が行われるようになっております。また、県道においては、麻郷地区、下田布施地区の整備が行われておりまして、今後、天神交差点から砂田交差点までの整備が計画をされております。町道においての歩道の整備につきましては、現在、豆尾踏切、上ゲ地区等で実施をいたしております。計画的に進めております。

しかしながら、国からの補助金交付額が要望額よりも少ないということが続いておりますので、なかなか予定どおりの整備が進まないのも現状でございます。

以上でございます。

○議長（松田規久夫議員） 落合議員。

○議員（5番 落合 祥二議員） 分かりました。

歩道については、通学路の整備ということで私の質問があるわけですが、大体、歩行者の幅員が大体0.75メートル、自転車が1.0メートル、車椅子が1.0メートル、これは電動車椅子もそうです。そういう形になっていると聞いております。

そういう中で、年を取っていったときに、もう車の免許は返上しよう、その代わり電動の自転車に乗ろうとか、足腰が弱くなってきたら電動の車椅子に乗ろうというのもいらっしゃるわけです。そのときに、やっぱり歩道が3.5メートルあれば一番いいんですが、なかなかそういうわけにはいけません。3メートルあってもいいんじゃないかなというふうに思いますが、今、実際2メートル前後あるところにも自動車が通れますよという標識が出ているところもあります。

いろいろ道路交通法を調べてみたんですが、一応自転車というのは電動自転車も含めてですけども、軽車両ということで車と一緒に左側の一番端を通らなくちゃいけないということになっているんですが、ただ、その例外として、車道が狭く、道路交通法の第63条の4第1項に、一応、道路標識等による普通自動車が当該歩道を通行することができることとされていると。第2号に、運転者が13歳未満または70歳以上または身体の障害を有する者であると。第3号に、自転車の通行の安全を確保するため、自転車が歩道を通行することがやむを得ないと認められるときという3つが書いてあるんですが、この最後のやむを得ないというのが、なかなか難しいところで、今言ったように2メートルの歩道でも標識があるところはそういう解釈で、多分、自転車通行可っていうのが書いてあるんだと

思うんですが、どっちにしても、歩行者の安全を守るのは最優先だということだと思います。

そういった中で、今後通学路というのを考えるときに、そういった子供の安全性も考えますが、それと同時に、また高齢者も少子高齢化の中で、高齢者も、今のような形で歩道が広がると、大変生活の幅が広がってくるということもあるわけですね。

そういった中で、単に要望するというだけでなく、要請するというぐらいの気持ちで国・県にはお願いしていただきたいと思うし、町のほうもそういったことも含めて、計画、当然財政的なこともありますけども、計画していただきたい。今ある町長答弁からもある程度予想がされるんですが、今回、改修される国道や県道については、その歩道は一応、どのぐらいの幅でというのは確認しておられますか。

○議長（松田規久夫議員） 田中建設課長。

○建設課長（田中 和彦君） 県道のほうで、今、手元の資料によりますと、役場から竹尾のほうに上がっていく県道は3.5メートル、同じく役場から米出のほうに行く県道も3.5メートルでございます。

したがって、今後、県道等については、天神交差点から砂田交差点に向かって整備される道路につきましては、これは同じ道路でも都市計画道路といいまして、両側に歩道が付きます。それで、これも3.5メートル以上の歩道が付くと聞いております。

以上です。また、すみません、それと、町道におきましては、駅南線、いわゆる豆尾踏切関連でございます。また、上定井手線、これも豆尾踏切関連でございますけども、これは片側の歩道でございますが、幅員は2.5メートルということでございます。また、上ゲのほうでは整備しております上ゲ西線というところでございますが、ここは1.5メートルということで、ここはちょっと歩行者が少ないということで1.5メートルにしております。

以上でございます。

○議長（松田規久夫議員） 落合議員。

○議員（5番 落合 祥二議員） 分かりました。

先ほどあった米出から役場まであるあの県道ですけども、以前、寺田町長のときに、町長は県の職員の出身だったということもあるかもしれませんが、かなり県にプッシュされて歩道が広がったというふうに私は記憶しております。

やはり、ただ会議したりしただけでは、なかなか整備はされない。強く要請するというか、そのぐらいの気持ちでいろんなチャンネルを使って、そういうすることによって、子供たちが守れるし、またそれに伴って高齢者も守られていくということがありますので、ぜひ、道路の整備も、いろんなことが町にはあるとは思いますが、道路の整備もいろいろ考えていただけたらと思います。

その辺についてどう思われるか、お願いいたします。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 要望活動でございますが、なかなか今、東京には行けないようなことでございますので、この前も、広島まで行ってお願いをいたしましたし、ウェブ等で、会議等にも参加させてもらっております。特に、国、国道につきましては、あと数カ所、鳥越やっておりますと、あと米出辺り、戎ヶ下ですか、若干残りますが、これも、継続して要望していこうということで考えております。

まずは、鳥越のほうを、円滑実施ということで事業化のほうは決定していただいておりますので、県のほうは、本当によくやっていただいておりますし、御承知のように、ほとんど田布施は県道が、もうこれだけ県道が通ちよる町は、あまりないぐらいですが、本当に歩道の改良なり交通安全なりいろいろな事業でやっていただいて、本当に県には感謝いたしております。

要望は県知事と1対1で要望書、函面もお見せして、知事の部屋で15分直接談判のような形で行っております。ほかの市町も行いますのでどういうことか分かりませんが、直接私の声を知事一人

に聞いていただくということで要望活動を行っておりますし、あとは自民党の要望なり県予算要望いろんな形で、道路はかなり、これまでも重点的にやっております。これからも、先ほど言われましたような道路の財源枠がないとなかなか、今もう内示が行われているようでございますけども、そういう事前の整備枠を取っていくということも大変かなというふうに思っております。

○議長（松田規久夫議員） 落合議員。

○議員（5番 落合 祥二議員） 分かりました。

精力的にやっというお答えですので、安心しております。そういった形で、これからは通学路を中心にした道路整備、ちょっと私の質問からは外れたところもありますけども、何とぞよろしくお願いいたします。

以上で、私の質問は終わります。

○議長（松田規久夫議員） 以上で、落合祥二議員の一般質問を終わります。

---

4時を回りまして、5時が近づいております。もう1名の方が残っていますが、会議時間の延長についてです。本日の会議時間は議事の都合によりあらかじめ延長いたします。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田規久夫議員） 異議なしと認めます。したがって、本日は延長することに決定しました。

次に、南一成議員。

○議員（1番 南 一成議員） お疲れさまです。今回はトップの一般質問でした。今回は、一番最後のトリということになりました。ひとつよろしくお願ひします。私は、町民の身近な出来事の改善をするために、実務的な質問をいたしたいと思ひます。

質問は全部で3つでございます。ひとつよろしくお願ひします。

1番目ですが、町民の税と社会保障の負担率についてお願ひできたらと思ひます。この一般質問は以前から先輩議員がずっと行っておりました。そして、そのことの継続的な質問ということで、国・地方税と社会保険料の合計額を所得で除した比率は国民負担率と呼ばれておりますけれども、本町の標準世帯で収入別の負担率、前回と同じような形の収入別で回答をお願ひできたらと思ひます。

そして、社会保険料のうち65歳以上の介護保険料、これは3年ごとに見直されますけれども、今年度、令和3年度は、前は基準額7万4000円から、今回5万6,000円という形で、金額的に1万4,400円安くなっております。これは、全国的に見ましても2番目の引下げ率ということで大変喜ばしいことでございます。20.5%ですか、そういうことで大変安く、安くって言うてはいけませんが、皆さん方の努力で安くなっております。

この介護保険は、御存じのように町民全体の利用者の中で取り組みによって、町内で唯一保険料が決められる制度でございます。

高齢化が進む中で、どの自治体もだんだん高くなっているのが現実です。その中で田布施町は、皆様方、特にまた行政との取り組みにより介護予防をしてる関係上、保険料が抑えられたということで喜んでおりますし、今後ともこういう形で、どんどん高齢化は進みますけれども、元気な高齢者を育ててそういう保険料を少しでも上昇を抑えるような活動をしてはいかがかということの提案でございます。

それには、佐賀県で行っております「介護予防ボランティア」というのがありますが、ひとつ参考にして、また取り組みをしたらいかがかということの提案でございます。

町長のほうの答弁まとめてお願ひできたらと思ひます。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答ひいたします。

税と社会保障の負担率についてのお尋ねでございます。

試算に当たり、収入の種類や家族の収入の有無などの条件により結果が変わってまいりますため、



これまでと同様に40歳代の夫婦と子供2人の4人世帯で、収入は夫の給与収入のみとし、国民健康保険の加入者と想定をいたします。年収を300万、500万、700万の3パターンで、控除は基礎控除、扶養控除、そして社会保険料は国税と国民年金のみとしてお答えいたします。

今年度、税制度の大きな改正はありませんが、個人年金保険料の微増等により若干減少し、収入が300万円の場合、所得税が2,100円、町県民税が1万7,100円程度となります。また、500万円の場合は所得税が6万9,400円、町県民税が14万9,000円。また、700万円の場合は所得税が18万6,700円、町県民税が29万8,300円程度となります。

なお、国民健康保険税は前年度と変わらず、300万円の場合は年額33万8,600円、500万円の場合が56万400円、700万円の場合が75万7,300円となります。

次に、年収に対する負担率は、年収300万円の場合が0.3%下がりまして27.4%、500万円の場合が0.2%下がりまして24.9%、700万円の場合が0.1%の減となりまして24.4%と低くなっております。前年度より、それぞれ、先ほど申し上げましたが3ポイントから0.1ポイントの減少となっております。

また、75歳の高齢者お1人の世帯のケースで、年金収入が200万円の場合と120万円の場合の年収別の負担率につきましては、年収200万円の場合は1ポイント減り10.3%、120万円の場合が0.2ポイント減り3.7%程度となっております。

介護保険料の改正により減少はいたしておりますが、120万円の場合の減少割合が少ないのは、後期高齢者医療の特別軽減が2年間で終了したためでございます。

内訳といたしましては、年収200万円の場合、後期高齢者医療保険料が9万2,333円、介護保険料が6万7,200円、また、120万円の場合は、後期高齢者医療保険料が1万6,154円、介護保険料は2万8,000円となります。

また、2点目の高齢者に対する介護予防につきましては、御質問にありますように、町といたしましても保険料抑制につながる効果的な取り組みと考えております。

現在、町で行っている取り組みといたしましては、腕に軽いおもりをつけてゆっくりと運動をしていただく「いきいき百歳体操」を集会所などで、町内12か所で毎週行っております。

また、高齢者いきいき館で第4木曜日を除く毎週木曜日に「みんなのカフェ」という集いの場を開催し、閉じ籠もりの防止に取り組んでおります。この、「みんなのカフェ」を参考に町内各地に同様の集いの場となる「たぶせ茶屋」の設置に取り組んでおり、地域の方々等により自主的に設置・運営されるもので、65歳以上の高齢者が5人以上参加し、月2回以上継続的に行われる場合に運営費6万円を上限に「たぶせ茶屋事業補助金制度」を行っております。

令和2年度は才賀コミュニティセンターで「カフェどどん」という男性の集いが立ち上がり、話し合いや囲碁、将棋などを行っております。

このほかに、生活支援コーディネーターを中心として、ボランティアによる地域の実情に応じた生活支援体制での整備等に取り組んでおり、麻里府地域と城南地域で協議体が立ち上がっております。

このほか、先ほど申し上げましたが麻郷地域でも準備を進めております。

また、町社会福祉協議会におかれましても、高齢者の日常生活の困り事に地域住民が有償で手伝いをする仕組み「あいサービス」を開始されております。

このような取り組みにより、高齢者は在宅生活を続けられることができ、ボランティアの方も体を動かしたり頼られたりすることが生きがいになり健康維持につながると思っております。

さらにこうしたことが、ひいては保険料の軽減にもつながりますので、今後も高齢者の介護予防やボランティアの育成に力を入れ、保険料抑制にも努めてまいります。

以上でございます。

○議長（松田規久夫議員） 南議員。

○議員（1番 南 一成議員） ありがとうございます。今ありましたように、私はまだ勉強不足で

ございました。城南地区、麻里府地区で高齢者が高齢者を助ける組織が、今、作られているという形で大変喜ばしいことと思いますし、この輪を町内全てに広げたらと思います。

先ほど、介護保険料のことを言いましたが、全国平均では、現在、基準額は7万2,200円だそうです。それが田布施町が5万6,000円という形ですから、今回、今ありました国民負担率が特に介護保険に係るところの抑制により、大分下がったということで大変喜ばしく思っております。今後とも、そういう形で続けていきたいと思っておりますし、今回の第6次田布施町総合計画の中でも健康で健やかなまちづくりの中で、今ありました、高齢者によるいろんな形の介護予防の推進、特に行政もそうですし、それ以外に地域の方も、例えば、老人クラブとか、今ありました関係、またはスポーツ、文化、いろんな高齢者同士の取り組みにより元気な高齢者を今からつくっていかねければ、もうすぐ団塊の世代が後期高齢者75歳になります。議長ももうすぐ後期高齢者になる、まあ後期高齢者ちゅう名前がいけないと思うんですね。見ても分かるようにあと二、三年たったら彼は後期高齢者なんです。ですけど元気ですよ。ですからちょっと国のほうに、こういう言い方を変えて、いかにも、もう年寄りだから何もしちゃあいけないよっちゅうような世界じゃなくて、今からどんどん高齢者が増えるんで、高齢者は元気な社会をつくらうっちゅう形の、ひとつ虹色な、前向きな政策を国に要望できたらと思います。

これは私の勝手な言い方ですが、そういう形でひとつ今から先も元気な町をつくっていかれたらと思いますが、ただ、そうは言っても、老老介護、またはヤングケアラーといいますか、若い方がおじいちゃん、おばあちゃんを面倒見なければいけないっちゅうような形もあります、そういう方をどれぐらい町のほうは把握されておりますか。突然質問してすいませんが。

○議長（松田規久夫議員） 吉村課長。

○健康保険課長（吉村 明夫君） 直接そういった介護者についての情報は収集していないので、ちょっと件数としては分からないんですけども、家族介護慰労金というのを、自宅で介護されている方に慰労金のほうの支給は13名の方に行っております。

○議長（松田規久夫議員） 南議員。

○議員（1番 南 一成議員） ありがとうございます。そういう形で、今からもそういう形も増えると思いますが、特にそれぞれの地区の民生委員の方が、そういう情報も大変よく把握されてると思いますし、そういう民生委員の方も大変多岐にわたった仕事もありますけれども、ぜひそういう高齢者の見守りも含めて、今やっぴらっしゃいますけれども、それ以上にまた努力いただけたらと思います。特に、サロン等を開かれて、高齢者の遊ぶ場といいますか、お互いの健康維持をしながら引き籠もりを少しでも防止して介護予防を努めるのは、そういう民生委員の力も強いと思いますので、ますます協力してもらえないようないろんなまた意識付け、研修会もお願いできたらと思います。

そのほか、町がやられている介護予防に関するところの講演会等、何かほかにもありましたら事例を教えてくださいたいと思いますが、よろしいですか。分かりました。それじゃあ、そういう形で喜ばしい方向になってるっていうことの質問で終わりたいと思いますが、もう1つありました。

先ほど伊村議員からありました、なかなか面白い提案の、運動公園といいますか、の提案がありました。私もよく散歩してる方を見るんですが、田布施川の護岸を、あまり車が通らないので夕方等、特に散歩されてる方が多いと思います。それは近所の方ができるといいますので、それぞれの地区で、まあ恐らく、言い方は悪いんですが、自分ところの田んぼのあぜ道とか、いろんなところにそういう歩道はあると思いますが、今から夕方になるとますます高齢者の方が黒い服を着て歩かれると、なかなか車のほうもドキっとすることが多いんで、できましたら、そういう歩道が、歩道っちゅうか、歩いていろんなことができるような、例えばウェルネスパークありますよね、ああいう施設をぜひその田布施のこっこの、さくら、何とか公園、詩情公園ですか、等のほうでもまたつくっていただいて、歩いて足に優しい歩道っちゅうかありますよね、そういう形でまた計画もお願いできたらと思います。

それじゃ、今の1問目の質問終わりたいと思います。

2番目の質問ですが、8月の大雨災害についてなんですけれども、実は8月11日からの大雨で、矢蔵の宅地造成地斜面に設置してあります太陽光パネルから大量の土砂が町道のほうに流れ出し、土砂の搬出まで通行止めがありまして、地域住民は多大な迷惑を被りました。この造成地は西側の斜面も過去より大きな亀裂が生じていて、地滑りをしそうだっていう形で一度修復をしました。しかしながらまた再び亀裂が大きくなってきて危険な状態でございます。私も近所なのでずっと写真を撮っております、継続的に。7月に熱海で起きた土砂災害の事例もありますので、町として造成業者に、町民の安全、安心のために何らかの行政指導はできないでしょうかということの質問でございます。

そして、この道路は町道でございますけれども、以前、田布施西小学校の通学路でしたが、そういう危険な太陽光なり、またはそういう土砂崩れがありますので、現在は通学路となっております。が、1軒ほど新しく住宅が出来たところは、その今のところ、また通らなけりゃいけないんで通っております。そういう形で、大部分の児童は安全なところを通るように今変更はしておりますが、まだ一名は、しかしながらそこを通らざるを得ない状況でございました。まあ、そういう形で、先ほど来ずっとありましたが、交通事故なり、またはそういう今回起きた自然災害、またはブロック塀など、通学路の安全点検はいかがでしょうかということですが、先ほど来大分もう回答頂いておりますので、はしょってもらっても結構です。

それと、田布施川の草地の護岸、コンクリート護岸は関係ないんですが、草地のところにもヌートリアが生息しております。今年は現在13匹駆除して町のほうに報告してるというふうに聞いております。護岸の草むらにヌートリアは穴を掘って生活してるということで、大量に発生したときには護岸の強度が心配でございます。草むらという目撃をしにくいところ、そしてヌートリアは夜行性ですからなかなか昼間は見にくいという形で、発見が難しいということでございます。したがって、広報して、みんなで注意をして、そういう目撃があれば通報していただいて、防災意識を高めたらいかがでしょうかということの提案でございます。で、これは田布施川だけではなくて、西本議員から聞くと、どうも灸川にもいるよということで、今聞きましたので、ぜひそのほうも検討いただけたらと思います。

以上、町長と教育長のほうで回答お願いできたらと思います。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） まず、最初に私がお答えし、後に教育長から補足をという形で答弁をさせていただきます。

議員御指摘の道路は町道蔵本線でございます、のり面の部分は企業が所有しており、太陽光パネルが設置されております。また、当該箇所は以前から道路への土砂が流出しており、度々の豪雨によりさらに多くの土砂が流出したため、のり面崩壊の危険性もあることから、8月14日に通行止めとし、8月27日には解除いたしております。町といたしましては、企業所有の土地であるため、再三、土砂流出防止をお願いしております。土地所有者のほうもいろんな大型土のう等設置されておりますが、今後、被害が発生しないように、今後とも町のほうで企業のほうにお願いをしていきたいというふうに思います。

次に、ヌートリアが生息して護岸に穴を掘るということでございますが、柳井土木建築事務所に確認いたしましたところ、今現在、河川管理者として何らかの対策を講じる予定はないということでございましたので、今後は町としても状況を把握していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（松田規久夫議員） 鳥枝教育長。

○教育長（鳥枝 浩二君） 通学路の安全点検につきましては、その取り組み、実施状況につきましては、さきにもお答えいたしましたとおりでございます。

なお、議員から御指摘のように気になるような通学路等につきましては、例えば、自然災害が発生したり、倒木、あるいは倒壊する危険性のある建造物等に気づいたりした場合には、速やかに教育委

員会や関係機関に届け出ることとともに、より安全な通学路に変更する必要がございます。併せて、学校におきましては、保護者や地域住民、それから防犯パトロール隊や見守り活動ボランティアの方々の協力も得ながら、やはり日常的に通学路の安全確認も行って、通学時の子供の安全確保に努めるよう学校に対しては指導助言してまいりたいと思います。

○議長（松田規久夫議員） 南議員。

○議員（1番 南 一成議員） ありがとうございます。初めの土砂災害のほうなんです、新聞報道によりますと熱海の土砂流出を受けて、県のほうも県下85か所のうちを、安全点検の確認をしないということの指示があったというふうに記載しております。その85か所全て盛土との安全性は確認したということの発表でございますが、田布施町にはそういう箇所はあるのでしょうか。

○議長（松田規久夫議員） 田中建設課長。

○建設課長（田中 和彦君） 田布施町では中郷のほうであると聞いております。最近、大部分に盛土したところでございます。

以上です。

○議長（松田規久夫議員） 南議員。

○議員（1番 南 一成議員） ありがとうございます。中郷、あっこはあんまり周りに民家がないところの盛土ということですかね。

○議長（松田規久夫議員） 田中課長。

○建設課長（田中 和彦君） すぐ下ではございませんが、周辺にはある程度ございます。

○議長（松田規久夫議員） 南議員。

○議員（1番 南 一成議員） 今のところ、県のほうに報告した全てについて危険はないということで回答受けておりますので、町民の安全は確保されてるんじゃないかと思っております。

それと、先ほど教育長のほうからありました、毎年春先には町内全ての安全点検をし、またいろんな検討もするというふう聞いておりましたが、自然災害等、特に大雨とかあったときには、地震も大地震があったときには当然すぐ通学路の安全点検をされてると思いますので、ひとつそのほうの小回りもきくように、ひとつ指示もお願いできたらと思います。

それと、私も経験したんですが、通学路に蜂の巣がありまして、特に高学年のわんぱく坊主が石を投げてそれを取りよったんですね。それじゃ刺されるんで、その通報を聞きましたんでスプレーで結局その蜂の巣を落としたんですが、先ほど、ハミ、マムシが出るということもありました。現在、特に高学年の男子はそういうものに対して、どういいますか、自分がいかにも強いんだよというような形で向かっていくことが多いと思いますんで、普通のもんならいいんですが、そういう毒性の強いものを、危険なものに対しては、学校のほうもこういうものは危ないんよという形の指導をお願いできたらと思います。特に町場のほうの子供に関しては、そういう傾向が強いように思いますんで、安全のために指導のほうもお願いできたらと思います。

それと、先ほどのヌートリアに関しても、特に先ほど言いました、夜間に多く出てくると、そして、あまり護岸がコンクリートでない草むらという形でなかなか発見がしにくいという形になりますんで、全町民の方が自分でそういう意識を持って、ここにはそういう動物がいないだろうかということの啓蒙も、行政のほうでお願いできたらと思いますし、まだそういうことで、そこにいるちゅうの分かれば、今のところわなを仕掛けたらすぐみやすく捕れるように聞いております。したがって、いたちごっこになるんでしょうが、見つけたらすぐ捕まえるようにするような、何か町報で広報することは考えられるでしょうか。

○議長（松田規久夫議員） 坂本課長。

○町民福祉課長（坂本 哲夫君） 特定外来生物というところになってるかと思えます。植物のほうにつきましては、町のホームページのほうでコンテンツのほうアップしております。ただ、まあ、植物のみでするので、特定外来生物の動物というところで、そういうコンテンツを作成して公開をする、当

然ヌートリアだけではありませんので、この田布施町の近隣でもヌートリア以外のそういったものも確認されてるように聞いております。町民の方にそういった特定外来生物のことを知っていただくための対応というのも考えてまいりたいと思います。

○議長（松田規久夫議員） 南議員。

○議員（1番 南 一成議員） ありがとうございます。私たちが小さな子供の頃にそういう特殊な動物はなかったというふうに思っております。今後ともなかなか混沌とした社会になると思います。ぜひそういうことで皆様方に、町民の皆様へ情報提供のほうをお願いできればと思いますのでよろしく願います。2番目の質問は以上で終えたいと思います。

続きまして最後の質問ですが、固定資産税等の還付及び返還の事前連絡について質問いたします。

8月中旬に役場税務課より「固定資産税等の合算課税解除に伴う還付及び返還について」という文書が対象者に発出されました。

内容は、①還付・返還の対象となる年度、②返還の対象になる可能性のある年度の表示があり、②の方は領収書等をお持ちであれば返還対象となる表示がしてありました。

町民より、詳しい説明がなく一方的に20年前の領収書を出せばお金を返還するというものの文書で憤慨をされまして、私のほうに相談にいられました。私は、以前のこの議会の中でこの内容の説明を受けておりましたので、その内容をその方に詳しく説明したら納得されました。したがって、そういう誤解を避けるために、何らかの方法で今後もう一回説明をしてはいかがかということの提案でございます。要は、説明をすれば、町民の方は、そういう対象者の方は十分納得されて「あっ、そこまでやってくれるのか」という言い方でしたので、ひとつそのほうのまた公表をお願いできればと思います。

以上です。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

相続登記未了に係る固定資産税の課税誤りに関しましては、関係者並びに町民の皆様へ御迷惑をおかけしており、改めてお詫びを申し上げるところでございます。

この課税誤りへの対応といたしましては、令和元年8月に調査対策室を設置し、過去20年分の課税資料から影響額を計算、還付・返還するための業務を進めてまいりました。

今回、事前通知として差し上げましたのは、還付・返還をするに当たり、対象となる方に事前にお知らせをするとともに、町に納付記録がない平成11年度から平成14年度までのものにつきましては、納付確認ができるものを提示させていただいた上で、返還させていただくと、いう、大変分かりにくい文章になって、税務課でも、私も見て、できるだけ分かりやすいものにしようということで一生懸命知恵を絞ったわけですが、なかなか簡単に説明ができなかったということでございます。

これは本来、税法による還付は5年と定められておるところを、町として事態を重く見て、返還要綱により20年間にわたって遡及しようとするものでございますが、同様な例のある自治体での対応を参考にさせていただき、納付確認ができない期間については、誠に申し訳ございませんが、領収書等の提示をお願いしたということでございます。議会のほうにも協議のほうはさせていただいております。

こうした領収書等の記録がないものに対して公費を支出することは適正ではないとの判断が他市町村でもされており、町においても、町でできる最大限の還付をするということの中で、こういうふうな措置も決定をされたものでございます。

関係者への周知でございますが、現在、3月臨時会での御報告と、今回の文書による対象者への事前通知とさせていただいており、個別のお問合せ等に対しましても個別に時間をかけて御説明をさせていただいております。

また、今後の手続につきましては、難しい問題なんですけど、直近でも町内で振り込め詐欺とか、こういう還付金詐欺というのが多発をいたしておまして、町のほうもどういふふうにしたらいのかということが、特に御高齢の方にどういふふうに分かりやすくということも十分考えておりますが、そうしたことも十分考慮して今後対象者への本通知の中で、十分にわかりやすく説明をしていきたいと考えておりますし、また十分対応のほうはさせていただきます。

以上でございます。

○議長（松田規久夫議員） 南議員。

○議員（1番 南 一成議員） 今、町長から説明がありましたように、町のほうも町の瑕疵を認めて、最大なる還付をしたいという形で、今あります法令上は5年でいいところをできる限り遡って返還しようという形で努力されております。聞くところによると、平成17年まで、約16年前ぐらいまでは電算上証拠があるんで返還ができるが、それ以上については電算上のチェックができないので、すいませんが関係者の方は領収書を出してもらったら返還できるんですけどという文章でございました。で、そのことをる説明したら、その対象者も「そりゃ、そういうことならなんで詳しく書いてくれんのんか、それだったら異存はないんじゃない」ちゅう言い方だったんで、今後ともひとつそういう内容を、よう具体的に書いてなるべくトラブルがないように、特に今回は町民のためにやったことが逆にあだになっちゃ損なんで、ひとつ、まあ、その辺もよく頑張っていただけたらと思います。この件に関してどの程度の間合せがありましたでしょうか。

○議長（松田規久夫議員） 税務課長。

○税務課長（藤本 直樹君） 還付・返還の事前通知につきましては、十分に検討して行ったんですけども、かなりの件数間合せがございまして、ほとんどが内容についてどういったものかというのが多かったんですけども、やっぱり領収書がないということに対しての御不満っていうのも結構ありました。通知件数としては1,664件通知を出しました。問い合わせ件数については、昨日の現在で約350件ございます。問い合わせ件数についてはそのぐらいでございます。

○議長（松田規久夫議員） 南議員。

○議員（1番 南 一成議員） 1,664件のうち350件が、間合せがあったという形で、説明をよくしておけばこういう無駄な仕事はしなくて済むと思いますんで、ひとつ今後ともそういうことの説明をよく書いていただけたらと思いますし、それとちょっといらんことも言いますが、先ほど介護保険のことも質問したんですけど、これは町が出している広報の中のコピーですけども、先ほどありました基準額、それと、要するに生活保護とか老齢福祉年金を受給されている方は、第1段階の1万6,800円という形の全部で9段階の表があるんですけど、そこの中の対象者のとこに、こういう表現を、私もちょっと理解しにくいなと思ったんですけど、公的年金収入額と合計所得額から公的年金と雑所得を引いた金額は80万円以下とか120万円以下とか、それ以上とかという表現なんですけど、単純に合計所得金額と書けば全て分かる、要するに公的年金から公的年金控除を引いた、要するに所得、それとほかの収入があればその所得を足したのが何ぼかちゅうことだけなんだと思うんですけど、いろんなネットを調べてみるとこういう書き方はあるところもあるし、簡単にわかりやすいところもあるし、特にこれは恐らく高齢者がよく関心あるところなんで高齢者にもわかりやすいようにちょっと表現を、まあ、それは法律上、絶対こうせんにゃいけんというのは無理ですけど、それ以外は少しでもわかりやすいような表現のほうの皆様方理解しやすいと思いますので、今後ともお願いできたらと思います。

私のほうの質問は以上で終わりたいと思います。

○議長（松田規久夫議員） ただいまの質問、回答はいいですか。

○議員（1番 南 一成議員） 回答はよろしいです。

○議長（松田規久夫議員） はい。分かりました。

○議員（1番 南 一成議員） はい。

○議長（松田規久夫議員） じゃあ、以上で、南一成議員の一般質問を終わります。  
これをもって一般質問を終わります。  
暫時休憩します。  
5時5分再開といたします。

午後4時55分休憩

午後5時05分再開

○議長（松田規久夫議員） 取り消し、再開します。

日程第5. 議案第38号

日程第6. 議案第39号

日程第7. 議案第40号

日程第8. 議案第41号

日程第9. 議案第42号

日程第10. 議案第43号

日程第11. 議案第44号

日程第12. 議案第45号

日程第13. 議案第46号

日程第14. 議案第47号

日程第15. 議案第48号

○議長（松田規久夫議員） 日程第5、議案第38号令和2年度田布施町歳入歳出決算の認定についてから、日程第15、議案第48号田布施町国民健康保険条例の一部改正についてまで、11件を一括議題とします。

議案の朗読は省略します。

提案理由の説明を求めます。東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、本日提出いたしました11議案の概要について、御説明を申し上げます。

まず、議案第38号は、令和2年度田布施町一般会計及び特別会計4件の歳入歳出決算について、さきに監査委員の審査を受けましたので、地方自治法第233条第3項の規定により、その意見をつけて、議会の承認をお願いするものでございます。

決算の概要でございますが、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症への対応として、特別定額給付金の給付や感染拡大防止のための環境衛生整備事業、影響を受けられた町内事業者・住民生活への支援策等を実施してまいりました。

また、令和2年度は「第5次田布施町総合計画」の計画最終年でもあり、庁舎非常用発電設備の整備など防災対策の強化、子ども医療の対象年齢を6年生まで拡大する子育て支援の充実などに取り組んでまいりました。

それでは、一般会計の決算状況について御説明をいたします。

歳入総額は83億4,301万468円で、前年度に比べ、22億3,009万3,546円、36.5%の増でございます。

また、歳出総額は80億9,318万5,037円で、前年度に比べ21億9,690万9,175円、37.3%の増でございます。

歳入から歳出を差し引きました形式収支は2億4,982万5,431円の黒字であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源6,351万4,612円を差し引きました実質収支は1億8,631万819円でございます。

次に、歳入歳出の主要事項について御説明を申し上げます。

まず、歳入についてですが、町税は17億5,197万4,791円で、前年度に比べ2,018万6,645円の減収となりました。これは主に法人住民税の減収によるものでございます。

法人事業税交付金は、消費税の引上げに伴う法人課税の偏在是正措置として創設されたもので1,089万8,000円となっております。

地方消費税交付金は、消費税引上げの影響の平年度化により、前年度に比べ5,770万6,000円の増額でございます。

地方交付税は、地域社会再生事業費の創設等により、前年度に比べ4,204万5,000円の増額でございます。

分担金及び負担金は、幼児教育の無償化による法人保育園保育料の減額の平年度化などにより、前年度に比べ2,043万5,878円の減額でございます。

国庫支出金につきましては、特別定額給付金や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などにより、前年度に比べ19億5,204万2,773円の大幅な増額となっております。

寄附金は、ふるさと寄附金の増額により、前年度に比べ2,785万4,605円の増額でございます。

町債は、中学校大規模改修事業等により、前年度に比べ6,264万円の増額でございます。

続きまして、歳出についてでございます。特別定額給付金や新型コロナ地域支援対策費などにより、前年度に比べ大幅な増額となっております。

なお、令和2年度中に実施した諸事業、行政事務の内容は、お手元に配付しております決算書及び事務執行状況概要等の附属資料のとおりでございます。

続きまして、国民健康保険、下水道事業、介護保険及び後期高齢者医療の各特別会計についてでございますが、その決算状況も、それぞれ決算書等のとおりでございます。

なお、歳入歳出決算等審査意見書において、監査委員から御指摘を受けました事項は、各課に検討させ、改善を図るように指示をいたしております。

各会計の決算について、慎重なる御審議を頂き、御認定頂きますようお願いをするものでございます。

次に、議案第39号は、田布施町一般会計補正予算（第4号）でございます。

まず、歳入でございますが、地方特例交付金と普通交付税、繰越金については、数値の確定に伴う補正でございます。

国庫支出金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加交付などによる増額補正でございます。

県支出金は、水道料金安定化対策費補助金や参議院議員補欠選挙委託金などによる増額補正でございます。

町債は、災害復旧事業債を増額といたしましたが、数値の確定による臨時財政対策債の減額などにより、減額補正となっております。

次に、歳出についてでございます。各費目にわたり、異動等による人件費の補正をしております。また、繰越金等で生じた剰余金を活用し、土地開発基金で先行取得した用地の買い戻しも行っております。

その他、各費目の主な内容でございますが、まず、総務費は、法令に基づく繰越金の一部の財政基金への積立て、参議院議員補欠選挙費の計上などにより、増額補正といたしております。

民生費は、自立支援医療給付費等や児童クラブ運営費等の前年度補助金返還金などにより、増額補正といたしております。

農林水産業費は、小規模地山事業などにより、増額補正といたしております。

災害復旧費は、農林水産施設災害復旧事業及び公共土木施設災害復旧事業による増額補正ござい



ます。

以上によりまして、歳入歳出それぞれ2億8,052万2,000円を増額補正し、予算総額を67億2,198万4,000円とするものでございます。

次に、議案第40号から第42号までは特別会計に係る補正予算でございます。

まず、議案第40号は、田布施町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）でございます。主な補正内容は、前年度精算、国民健康保険事業基金への積立てでございます。

議案第41号は、田布施町下水道事業特別会計補正予算（第1号）でございます。主な補正内容は、異動等による人件費の補正でございます。

議案第42号は、田布施町介護保険特別会計補正予算（第2号）でございます。主な補正内容は、前年度精算、介護給付費準備基金への積立てでございます。

次に、議案第43号は、字の区域の変更についてでございます。

国営南周防土地改良事業「中西換地区」の換地処分に伴い、字の区域を変更する必要があるため、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

議案第44号は、田布施町防災会議条例の一部改正についてでございます。

本議案は、4月1日に光地区消防組合の組織改編により、東消防署が中央消防署に統合されたことに伴い、東消防署長を防災会議委員より削除するとともに、防災会議の所掌事務に、水防法第33条の水防計画その他水防に関する重要事項を審議することを追加しようとするものでございます。

次に、議案第45号は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部改正についてでございます。

地方自治法第234条の3の規定により、長期継続契約を締結することができる契約に、ソフトウェアの使用許諾に係る契約を加えるほか、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第46号は、田布施町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。

これは、国の省令である家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準のこれまでの一部改正に伴い、家庭的保育事業者等における諸記録の作成、保存などのうち、書面で行うこととしているものについて、書面に代えて電磁的記録により行えることとなったことや、連携協力を行う施設に関する用語整理への対応が必要となったものによるものでございます。

なお、本町に対象となる施設は現在はありません。

次に、議案第47号は、田布施町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。これは、国の内閣府令である特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正に基づくものであり、デジタル化の推進に伴い、保育所等の事業者が作成・保存を行うものや、保護者等との手続に関するもので、書面によるとされていたものを電磁的方法でも可能とする旨が包括的に規定されたこと、また、特定地域型保育事業者等が連携協力を行う施設に関する用語の整理への対応が必要となったことによるものでございます。

最後に、議案第48号は、田布施町国民健康保険条例の一部改正についてでございます。本議案は、健康保険法施行令の一部改正に伴い、町の国民健康保険条例に規定する条文の整備を行うものでございます。

以上、本日御提案申し上げました議案11件について、その概要を御説明いたしました。詳細につきましては、御質問に応じ、私及び関係者から説明いたしますので、よろしく御審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げます。提案理由といたします。

○議長（松田規久夫議員） これで、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

議案第38号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田規久夫議員） 質疑なしと認めます。

議案第39号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田規久夫議員） 質疑なしと認めます。

議案第40号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田規久夫議員） 質疑なしと認めます。

議案第41号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田規久夫議員） 質疑なしと認めます。

議案第42号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田規久夫議員） 質疑なしと認めます。

議案第43号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田規久夫議員） 質疑なしと認めます。

議案第44号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田規久夫議員） 質疑なしと認めます。

議案第45号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田規久夫議員） 質疑なしと認めます。

議案第46号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田規久夫議員） 質疑なしと認めます。

議案第47号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田規久夫議員） 質疑なしと認めます。

議案第48号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田規久夫議員） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ここでお諮りいたします。議案第38号については、議長を除く11人の全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田規久夫議員） 異議なしと認めます。したがって、本件については、議長を除く11人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託することに決定いたしました。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、お手元に配付しております名簿のとおり指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田規久夫議員） 異議なしと認めます。したがって、決算審査特別委員会は、お手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

それでは、決算審査特別委員会を直ちに開催し、委員長、副委員長の互選をお願いいたします。

ここで暫時休憩します。休憩中に委員長、副委員長の互選をお願いいたします。

議員は、議員控室に移動してください。

再開は、委員長、副委員長の互選が終わり次第、全員が集合次第、再開します。それでは、休憩します。

午後 5 時 23 分休憩

午後 5 時 29 分再開

○議長（松田規久夫議員） 全員おそろいですので、休憩を取り消し、会議を再開します。

先ほどの休憩中に決算審査特別委員会が開催され、委員長に西本篤史議員、副委員長に神田栄治議員が選任されましたので、御報告いたします。

次に、議案第 39 号から議案第 48 号までの 10 件は、会議規則第 39 条第 1 項の規定により、お手元に配付の議案付託区分表のとおり、所管の常任委員会に付託します。

---

#### 日程第 16. 陳情第 2 号

○議長（松田規久夫議員） 日程第 16、陳情第 2 号を議題とします。

お手元に配付の陳情文書表のとおり、陳情第 2 号は、総務文教委員会に付託します。

○議長（松田規久夫議員） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

これで閉会いたします。

(ベル)

午後 5 時 30 分散会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 松田規久夫

署名議員 伊村 渉

署名議員 落合 祥二

議事日程(第2号)

令和3年9月17日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第38号  
令和2年度田布施町歳入歳出決算の認定について (委員長報告)
- 日程第3 議案第39号  
令和3年度田布施町一般会計補正予算(第4号)議定について (委員長報告)
- 日程第4 議案第40号  
令和3年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)議定について (委員長報告)
- 日程第5 議案第41号  
令和3年度田布施町下水道事業特別会計補正予算(第1号)議定について (委員長報告)
- 日程第6 議案第42号  
令和3年度田布施町介護保険特別会計補正予算(第2号)議定について (委員長報告)
- 日程第7 議案第43号  
字の区域の変更について(国営南周防土地改良事業「中西換地区」) (委員長報告)
- 日程第8 議案第44号  
田布施町防災会議条例の一部改正について (委員長報告)
- 日程第9 議案第45号  
長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部改正について (委員長報告)
- 日程第10 議案第46号  
田布施町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について (委員長報告)
- 日程第11 議案第47号  
田布施町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について (委員長報告)
- 日程第12 議案第48号  
田布施町国民健康保険条例の一部改正について (委員長報告)
- 日程第13 陳情第2号  
コロナ禍による厳しい地方財政に対処し地方税財源の充実を求める意見書について (委員長報告)

- 日程第14 議案第49号  
固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第15 議案第50号  
人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第16 議案第51号  
教育委員会委員の任命について
- 日程第17 議員提出議案第2号  
田布施町議会委員会条例の一部改正について
- 日程第18 議員提出議案第3号  
田布施町議会会議規則の一部改正について
- 日程第19 閉会中の継続調査（特定事件）について
- 日程第20 議員派遣について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第38号  
令和2年度田布施町歳入歳出決算の認定について (委員長報告)
- 日程第3 議案第39号  
令和3年度田布施町一般会計補正予算（第4号）議定について (委員長報告)
- 日程第4 議案第40号  
令和3年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）議定について (委員長報告)
- 日程第5 議案第41号  
令和3年度田布施町下水道事業特別会計補正予算（第1号）議定について (委員長報告)
- 日程第6 議案第42号  
令和3年度田布施町介護保険特別会計補正予算（第2号）議定について (委員長報告)
- 日程第7 議案第43号  
字の区域の変更について（国営南周防土地改良事業「中西換地区」） (委員長報告)
- 日程第8 議案第44号  
田布施町防災会議条例の一部改正について (委員長報告)
- 日程第9 議案第45号  
長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部改正について (委員長報告)
- 日程第10 議案第46号  
田布施町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について (委員長報告)

- 日程第 1 1 議案第 4 7 号  
田布施町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について (委員長報告)
- 日程第 1 2 議案第 4 8 号  
田布施町国民健康保険条例の一部改正について (委員長報告)
- 日程第 1 3 陳情第 2 号  
コロナ禍による厳しい地方財政に対処し地方税財源の充実を求める意見書について (委員長報告)
- 日程第 1 4 議案第 4 9 号  
固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 1 5 議案第 5 0 号  
人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 1 6 議案第 5 1 号  
教育委員会委員の任命について
- 日程第 1 7 議員提出議案第 2 号  
田布施町議会委員会条例の一部改正について
- 日程第 1 8 議員提出議案第 3 号  
田布施町議会会議規則の一部改正について
- 日程第 1 9 閉会中の継続調査 (特定事件) について
- 日程第 2 0 議員派遣について

---

出席議員 (12名)

1 番	南 一成議員	2 番	内山 昌晃議員
3 番	河内 賀寿議員	4 番	伊村 渉議員
5 番	落合 祥二議員	6 番	谷村 善彦議員
7 番	西本 篤史議員	8 番	瀬石 公夫議員
9 番	國本 悦郎議員	10 番	高月 義夫議員
11 番	神田 栄治議員	12 番	松田規久夫議員

---

欠席議員 (なし)

---

欠 員 (なし)

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 森本 充君 書記 岩本 周平君

説明のため出席した者の職氏名

町長	東 浩二君	副町長	川添 俊樹君
教育長	鳥枝 浩二君	総務課長	山田 浩君
企画財政課長	森 清君	税務課長	藤本 直樹君
経済課長	山中 浩徳君	建設課長	田中 和彦君
町民福祉課長	坂本 哲夫君	健康保険課長	吉村 明夫君
会計室長	江良 和美君	学校教育課長	長合 保典君
社会教育課長	増原 慎一君	町民福祉課主幹	林 照美君
社会教育課主幹	氏下 孝二君	代表監査委員	常見 京平君

午前9時00分開議

(ベル)

○議長（松田規久夫議員） これから本日の会議を開きます。

本日は、コロナウイルス感染防止のため、50分を目安に10分間の休憩、換気を行いますので、御理解のほどよろしくお願いします。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（松田規久夫議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、谷村善彦議員、西本篤史議員を指名します。

日程第2. 議案第38号

日程第3. 議案第39号

日程第4. 議案第40号

日程第5. 議案第41号

日程第6. 議案第42号

日程第7. 議案第43号

日程第8. 議案第44号

日程第9. 議案第45号

日程第10. 議案第46号

日程第11. 議案第47号

日程第12. 議案第48号

日程第13. 陳情第2号

○議長（松田規久夫議員） 日程第2、議案第38号令和2年度田布施町歳入歳出決算の認定についてから、日程第13、陳情第2号コロナ禍による厳しい地方財政に対処し地方税財源の充実を求める意見書についてまで、12件を一括議題とします。

まず、委員会の審査の経過及び結果の報告を求めます。決算審査特別委員会、総務文教委員会、両委員会委員長であります西本委員長。

○決算審査特別委員長（西本 篤史議員） それでは、決算審査特別委員会の報告を申し上げます。

去る9月7日の本会議において、当委員会に付託されました議案第38号について、9月9日に審査を行いましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。



議案について執行部に説明を求め、質疑、採決の結果、お手元に配付の審査報告書のとおり、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会の報告といたします。

○総務文教委員長（西本 篤史議員） 続きまして、総務文教委員会の報告を申し上げます。

9月7日の本会議において、当委員会に付託されました議案第39号、議案第44号、議案第45号及び陳情第2号の4件について、9月15日に審査を行いましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

本議案につきましては、執行部に説明を求め、質疑、採決の結果、お手元に配付の審査報告書のとおり、全会一致で原案のとおり可決及び採択すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会の報告といたします。

○議長（松田規久夫議員） 次に、神田経済厚生委員長。

○経済厚生委員長（神田 栄治議員） 経済厚生委員会の報告を申し上げます。

去る9月7日の本会議において、当委員会に付託されました議案第39号から議案第43号及び議案第46号から議案第48号の議案8件について、9月13日に審査を行いましたので、その結果と経緯について御報告申し上げます。

議案8件につきましては、執行部に説明を求め、質疑、採決の結果、お手元に配付の審査報告書のとおり、全て全会一致で原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本委員会の報告とします。

○議長（松田規久夫議員） 定例会前の全員協議会で、本日は各議案に対して、討論、質疑なしと確認していますので、各議案ごとにお尋ねしません。

それでは、議案第38号令和2年度田布施町歳入歳出決算の認定についてを採決します。議案第38号に対する委員長の報告は認定です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松田規久夫議員） 起立全員です。したがって、議案第38号は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、総務委員会に付託されました。議案第39号令和3年度田布施町一般会計補正予算（第4号）議定について、議案第44号田布施町防災会議条例の一部改正について、議案第45号長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部改正について、陳情第2号コロナ禍による厳しい地方財政に対処し地方税財源の充実を求める意見書について、以上を一括採決します。委員長の報告は可決及び採択です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松田規久夫議員） 起立全員です。したがって、以上4件は可決、採択に決定しました。

次に、経済厚生委員会に付託されております。議案第40号令和3年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）議定について、議案第41号令和3年度田布施町下水道事業特別会計補正予算（第1号）議定について、議案第42号令和3年度田布施町介護保険特別会計補正予算（第2号）議定について、議案第43号字の区域の変更について（国営南周防土地改良事業「中西換地区」）、議案第46号田布施町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議案第47号田布施町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議案第48号田布施町国民健康保険条例の一部改正について、以上7件、一括して採決します。委員長の報告は可決です。委員長の報告に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松田規久夫議員） 起立全員です。以上7件、可決に決定しました。

日程第14. 議案第49号

日程第15. 議案第50号

日程第16. 議案第51号

○議長（松田規久夫議員） 次に、日程第14、議案第49号固定資産評価審査委員会委員の選任について及び日程第15、議案第50号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、日程第16、議案第51号教育委員会委員の任命について、3件を議題とします。

議案の朗読は省略します。

提案理由を3件、東町長、説明を求めます。

○町長（東 浩二君） それでは、本日、提出いたしました3件の追加議案の提案理由を申し上げます。

まず、議案第49号は、田布施町固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。

本案は、現在、同委員であります加藤一生さんの任期が、この9月末をもって満了することに伴い、引き続き加藤さんを選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

加藤さんは税理士で、人格及び識見に優れ、委員として適任と考え、提案するものでございます。

続きまして、議案第50号は、人権擁護委員の推薦についてでございます。

現在、本町では4名の方が法務大臣の委嘱を受け、人権擁護委員として活動されておられます。

本案は、この4名のうち、岩本宏司さんの任期が本年12月末をもって満了するため、引き続き同氏を推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

岩本さんは、平成27年3月、光地区消防組合の東消防署長として退職され、その在職中から補導委員や小学校評議員として活動されるなど地域の子供たちを見守り続けてこられ、長く町民の安心安全に力を注いでおられます。人権擁護委員として適任と考え、推薦するものでございます。

最後に、議案第51号は、教育委員会委員の任命についてでございます。

本案は、本年10月19日の任期満了をもって退任されます櫻井濟美さんの後任として、尾崎雅一さんを任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、第4条第2項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。

尾崎さんは、小学校の教諭、教頭、校長として8つの小学校を歴任され、また、指導主事としての経験もあり、教育に大変精通しておられます。また、平成28年4月からは田布施町文化財審議委員として社会教育の振興にも御尽力をいただいているところでございます。あわせて人柄も非常に温厚で大変真面目な方でありまして、本町の教育委員会委員として適任と考え、提案するものでございます。

以上3件を提案いたしましたので、同意いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（松田規久夫議員） ただいま町長から3件の提案がありました議案第49号、50号、51号、3件を一括して採択します。同意される方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松田規久夫議員） 起立多数です。以上で、49号、50号、51号は同意することに決まりました。

---

日程第17. 議員提出議案第2号

日程第18. 議員提出議案第3号

○議長（松田規久夫議員） 日程第17、議員提出議案第2号田布施町議会委員会条例の一部改正についてと日程第18、議員提出議案第3号田布施町議会会議規則の一部改正についての2件を一括議題

とします。

議案の朗読は省略します。

提案理由の説明を求めます。南議会運営委員長。

○**議会運営委員長（南 一成議員）** それでは、議員提出議案第2号田布施町議会委員会条例の一部改正について、1枚お開きいただきましたら、下のほうに提案理由がございます。

常任委員会の所管の変更、委員の選任等の見直しを行うため本案を提出するものでございます。これは、前回の議会運営委員会及び全員協議会にて承認済みでございます。

もう一つ、議員提出議案第3号田布施町議会会議規則の一部改正について、2ページ、お開きください。下のほうに提案理由がございます。

本会議における公聴会の開催及び参考人の招致に関する規定を追加するとともに、本会議への欠席事由の明文化、請願に係る署名、押印の見直し等を行うため、本案を提出いたします。これも、前回の議会運営委員会及び全員協議会で承認済みでございます。

以上です。

○**議長（松田規久夫議員）** お諮りします。ただいま議題となっております議員提出議案第2号、第3号、この2件は会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（松田規久夫議員）** したがって、この2件は委員会付託を省略することに決定しました。

議員提出議案第2号田布施町議会委員会条例の一部改正についてを採決します。本件を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○**議長（松田規久夫議員）** 起立全員です。

同じく、議案第3号田布施町議会会議規則の一部改正についてを採決します。本件を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○**議長（松田規久夫議員）** 起立全員です。したがって、議案第3号は可決することに決定しました。

ただいま議決されました議員提出議案第2号、第3号について、条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（松田規久夫議員）** したがって、条項、字句、数字その他の整理は議長に委任することに決定しました。

---

#### 日程第19. 閉会中の継続調査（特定事件）について

○**議長（松田規久夫議員）** 次に、日程第19、閉会中の継続調査（特定事件）についてを議題とします。

議会広報委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、特定事件の調査事項について閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。議会広報委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（松田規久夫議員）** 異議なしと認めます。したがって、議会広報委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

#### 日程第20. 議員派遣について

○議長（松田規久夫議員） 日程第20、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。会議規則第122条の規定により、お手元に配付しました議員派遣について議員を派遣したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田規久夫議員） 異議なしと認めます。よって、ただいまのとおり議員派遣することに決定しました。

ただいま議員派遣は決定されましたが、後日、日程等の変更がある場合は、変更の決定について議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田規久夫議員） 異議なしと認めます。よって、日程等の変更の決定は議長に委任されました。

---

○議長（松田規久夫議員） これで本日の日程は全部終了しました。

以上で、会議を閉じます。令和3年第6回田布施町議会定例会を閉会します。

（ベル）

午前9時24分閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 松田規久夫

署名議員 谷村 善彦

署名議員 西本 篤史